

答 申 書

令和 5 年度行政評価の実施について

令和 5 年（2023 年）7 月

旭川市行財政改革推進委員会

目次

はじめに	1
第1 行政評価の概要	2
1. 旭川市における行政評価とは	2
2. 評価組織	2
3. 諮問	2
4. 評価対象	2
5. 1次評価（担当部局の自己評価）の視点	2
6. 評価結果の公表と反映	2
第2 審議の経過	3
1. 当委員会における評価対象の決定	3
2. 委員会開催の経過及びヒアリングの実施	3
第3 全般的事項・共通事項に関する評価（総論）	5
1. 時間外勤務の削減と働き方の柔軟な選択	5
2. 全体利益を最優先とする「選択と集中」	5
3. 将来に負担を先送りしない決断	5
4. 受益者負担の適正化	6
5. 行政機能の集約化・統合	6
6. データに基づく客観的な判断	6
7. ペーパーレス化・オンライン化の推進	7
8. 正職員の単純作業の削減	7
9. 会計年度任用職員の必要性の積算	7
第4 個別事業の概要及び評価（各論）	8
1. 庁舎管理費	8
2. 車両管理費	16
3. ごみ収集運搬費	18
4. 家庭ごみ処理費用適正化事業費	20
5. 休日等歯科対策費	26
6. 介護認定審査会費	31
7. 老人クラブ・高齢者いきいの家運営費	35
8. 高齢者生きがい対策費	40
第5 個別施設に関する評価（各論）	47
1. 5条庁舎	47
2. 建設労働者福祉センター	52
3. 忠和テニスコート	61

4. 柔道場.....	68
5. 嵐山レクリエーション施設.....	75
6. 小・中学校.....	82
・日章小学校.....	92
・正和小学校.....	94
・大町小学校.....	95
・雨紛小学校.....	97
・台場小学校.....	98
・江丹別小学校.....	100
・江丹別中学校.....	100
・嵐山小学校.....	102
・嵐山中学校.....	102
・永山東小学校.....	105
・近文第2小学校.....	106
・啓北中学校.....	108
7. 富沢ふれあいの家.....	118
8. 公民館、公民館分館.....	124
・中央公民館.....	134
・未広公民館.....	136
・神居公民館.....	138
・東旭川公民館瑞穂分館.....	140
・東旭川公民館日の出分館.....	141
・東鷹栖公民館第1分館.....	143
・東鷹栖公民館第3分館.....	145
・東鷹栖公民館第4分館.....	147
・西神楽公民館就実分館.....	148
・神居公民館上雨紛分館.....	150
おわりに.....	159
資料1 旭川市行財政改革推進委員会委員名簿.....	160
資料2 行政評価実施要綱.....	161
資料3 諮問書.....	163

はじめに

旭川市は、自治体の貯金といえる財政調整基金の残高が他の中核市よりも少ないため、いざという時の備えに不安があります。さらには、税収などの自主財源の割合が少なく、地方交付税交付金等に大きく依存しているため、国の施策の影響を受けやすい財政構造です。今後は、人口減少による歳入の減少や大型施設の整備更新、公共建築物の老朽化による維持費の増加などが見込まれ、非常に厳しい財政状況の中で市政運営をしていかなければなりません。

私たち旭川市行財政改革推進委員会は、令和5年6月8日付けで旭川市長から「令和5年度行政評価の実施について」諮問を受けました。これは、旭川市が自らの事務事業を見直す行政評価に外部の視点を加え、効果的で効率的な行政サービスや市政における透明性の確保を目指すものです。

当初は、自治体の財政状況や事業の内容や財源の理解に戸惑いました。市の事務事業は複雑多岐に渡りますが、いずれも市民サービスにつながっており、どの事業を見直しても、市民の誰かが受けているサービスに影響が生じます。しかし、どの事業も重要だとして何も変えなければ、いざというときの備えである財政調整基金の減少が見込まれ、将来の市民にリスクを負わせることになってしまいます。

このような中、魅力と活力に溢れる「旭川」を次代に引き継いでいくためには、徹底的に費用対効果を考え、「選択と集中」をしなければならないという思いで本答申書をまとめました。

この答申書を提出した後は、行政評価検討会議が評価を決定し、旭川市長に結果を報告します。旭川市長は、報告された結果を市民に公表するとともに、翌年度以降の予算及び事業執行に反映することとなります。

翌年度以降の予算及び事業執行の過程に当たっては、評価対象の事業や施設の所管部局のみならず事務事業の全般において、本当に今の時代に合っているのか、「選択と集中」を先送りにすることで将来の市民にリスクを負わせていないかなどの視点を持って、見直しを継続することを期待します。

旭川市行財政改革推進委員会
会長 長谷川 芳史



第 1 行政評価の概要

1. 旭川市における行政評価とは

行政評価実施要綱（以下、「要綱」という。）第 1 条において、市の行財政改革を着実に推進し、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業又は行財政改革の状況を自ら評価する取組と定められている。

2. 評価組織

要綱第 2 条に基づき、行政評価の実施に当たっては、副市長、総合政策部長、行財政改革推進部長、政策調整課長、財政課長及び行政改革課長で構成する行政評価検討会議を設置するものとされている。

3. 諮問

要綱第 6 条に基づき、市長は、行政評価の実施に関し、旭川市行財政改革推進委員会に諮問するものとされている。

当委員会は、令和 5 年 6 月 8 日付け旭行革第 63 号により、将来への責任ある財政運営に向けた行財政改革を着実に推進し、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため事務事業を評価するに当たり、諮問を受けた。

4. 評価対象

令和 5 年度行政評価は、令和 5 年度当初予算における経常費全 359 事業から新規事業や企業会計の事業、公債費等を除いた計 255 事業を対象としている。行政評価の対象部局はこれらの事業を担当する全ての部局である。

5. 1 次評価（担当部局の自己評価）の視点

第一の視点として事業の要否を検討し、廃止や休止が困難で継続する事業については、第二の視点として経費の圧縮を検討したほか、職員の働き方改革として DX¹や業務効率化の視点も持って評価に取り組んだものである。

6. 評価結果の公表と反映

要綱第 8 条に基づき、市長は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、翌年度以降の予算及び事業執行に反映するものとされている。

¹ デジタルトランスフォーメーションの略。自治体では、行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図ることをいう。



第2 審議の経過

1. 当委員会における評価対象の決定

全 255 事業全てを評価対象とすることは困難であることから、次のような視点から事業や施設を抽出し、評価対象として決定した。

- ・ 所管部局の1次評価を踏まえてなお、更に経費圧縮等を検討すべきと考えられる事業
- ・ 実施する目的や内容、手法が現在の時代に見合っているのか、将来を考えたときに妥当であるか、改めて検討すべきと考えられる事業
- ・ 職員の働き方に課題があり、見直しに向けた検討をすべきと考えられる事業
- ・ 旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画(以下、「施設再編計画」という。)**【令和4年度版】**において将来的に市が保有しないとした施設のうち、維持管理費が大きく、施設の将来像の達成時期が十分明確でない施設等

2. 委員会開催の経過及びヒアリングの実施

当委員会における評価対象と決定した事業や施設について、担当部局に対するヒアリングを実施し、質疑応答を経た上で個別に評価内容を決定した。審議は次のスケジュールで実施した。

開催回	開催日	審議内容
第1回	令和5年6月8日	・ 諮問 ・ 行政評価の概要 ・ 財政収支の経過・見通しと財源確保目標 ・ 公共施設マネジメントの取組と公共建築物保有床面積の削減目標 ・ 審議等の内容
第2回	令和5年6月15日	・ 庁舎管理費 ・ 車両管理費 ・ ごみ収集運搬費 ・ 家庭ごみ処理費用適正化事業費
第3回	令和5年6月29日	・ 休日等歯科対策費 ・ 介護認定審査会費 ・ 老人クラブ・高齢者いきいの家運営費 ・ 高齢者生きがい対策費
第4回	令和5年7月20日	・ 5条庁舎 ・ 建設労働者福祉センター



		<ul style="list-style-type: none"> ・ 忠和テニスコート ・ 柔道場 ・ 嵐山レクリエーション施設 ・ 日章小学校 ・ 正和小学校 ・ 大町小学校 ・ 雨紛小学校 ・ 台場小学校 ・ 江丹別小学校 ・ 嵐山小学校 ・ 永山東小学校 ・ 近文第 2 小学校 ・ 江丹別中学校 ・ 嵐山中学校 ・ 啓北中学校 ・ 富沢ふれあいの家 ・ 中央公民館 ・ 未広公民館 ・ 神居公民館 ・ 東旭川公民館瑞穂分館 ・ 東旭川公民館日の出分館 ・ 東鷹栖公民館第 1 分館 ・ 東鷹栖公民館第 3 分館 ・ 東鷹栖公民館第 4 分館 ・ 西神楽公民館就実分館 ・ 神居公民館上雨紛分館
第 5 回	令和 5 年 7 月 31 日	・ 答申



第3 全般的事項・共通事項に関する評価（総論）

評価対象事業全体の概要に加え、8の事業と28の施設を評価する中で、複数の事業や施設に共通する項目があったため、総論としてまとめて意見を述べる。

1. 時間外勤務の削減と働き方の柔軟な選択

旭川市の職員は時間外勤務・休日勤務が多いと思われ、働き方改革と経費削減の両面から喫緊の対応が必要である。職場や職員の状況は1人1人異なるばかりでなく、同じ職員であっても家庭の事情などで常時変わり得るため、フレックスタイム、シフト勤務、時差出勤、テレワークを早急に導入すべく検討すること。

重要なのは、働き方の選択肢を増やすことであり、職員や職場ごとに選択できる状況を整備することである。選択肢が少ないということは、働きにくさであり、非効率につながる。例えば、日中の繁忙状態に関係なく生じる構造的な時間外勤務・休日勤務の一部は、このような選択が柔軟にできることで、時間外勤務の削減や働きやすさにつながるのではないか。

なお、市役所内の業務応援については、振替休日の取得により時間外勤務手当の支給がない場合であっても、応援職員が本来業務に使える時間を削っている側面もある。仮に、応援職員がその分を取り返すために時間外勤務をしているとすれば、全体の時間外勤務を底上げしている可能性があることを踏まえ、費用対効果を意識した運用が求められる。

2. 全体利益を最優先とする「選択と集中」

投入経費や人件費などのコストに応じた成果を出すことは当然であり、費用対効果が低い事業の継続は認められない。市の事業は営利を目的としないため、担当者は事業対象者や施設利用者のために取り組んでいることが多いと感じた。しかし、各事業は大きな政策の一部であり、重要なのは各事業でなく政策の推進であろう。多くの市民が望むのは、個別の事業を維持推進することではなく、将来を見据えて全体の政策を推進することだ。職員はどうしても担当する事業や施設の維持継続を前提に考える傾向にあるが、場合によっては廃止や縮小、見直しの方が全市民に利益をもたらすこともある。市費を投じる以上は、事業や施設に直接関係のない多くの市民も含めた全市民の利益を最優先として「選択と集中」に努めること。

3. 将来に負担を先送りしない決断

用途廃止を検討すべき施設について、明確な方向性を持たず、使用に耐えなくなるまでは使用するとしているものが散見された。合理的な場合もあると思われ、全てを否定するものではないが、維持管理費は確実にかかり続ける一方、施設や設備の老朽化に伴い修繕



費は増えていくことが予想されるため、このような経常的な支出を将来に残さないことも重要である。特に、一般財源から支出している場合は、いずれは廃止となる施設を維持するために、他の事業に使えるはずの予算を回していると捉えることもできる。施設の設置は目的ではなく手段であることから、惰性的な現状維持にとどまるのではなく、限られた予算をどう使うのが全市民にとって最適か十分に分析し、廃止する場合は少しでも早く決断し、速やかに実行に移すこと。なお、このような施設の修繕や改修は中長期的な費用対効果を十分検証した上で行うこと。

4. 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることで、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するため、旭川市では「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針を策定している。

指針では、施設使用料は、貸室スペースと共用スペース（廊下、トイレ等のスペース）のための物件費等の消費的支出及び人件費については受益者に負担を求めることとし、「広く市民に及ぶ義務的なサービス」は市費負担 100%、「広く市民に及ぶが選択的なサービス」は市費負担 50%・受益者負担 50%、「便益が特定されるサービス及び民間と競合するサービス」は受益者負担 100%としている。手数料は、サービス提供のための経常的な事務経費と人件費については受益者に負担を求めることとし、特定の人のためにする事務に要する経費の対価として徴収するものは受益者負担 100%としている。

しかし、サービスを利用する者が一部であるなど、選択的なサービス又は便益が特定されるサービスであっても、受益者に負担を求めずに市費負担のみで実施・運営している事業や施設があった。市費負担ということは、全市民が負担していると捉えることもできる。サービスを利用する者と利用しない者との間で不公平が生じないように十分に留意すること。

5. 行政機能の集約化・統合

限られた予算で最大限の費用対効果を得るため、目的や機能、利用者が類似する施設は、集約化や統廃合により全体経費の削減を図ること。評価作業の中では、統廃合や用途廃止を検討すべき施設に対して長期使用を前提としているかのような大規模修繕や改修をしている事例や、目的や手段、対象者が類似する事業やイベントが散見されたことから、部局横断的な統合や共催により全体経費の削減を図ること。

6. データに基づく客観的な判断

「選択と集中」を正しく行うためには、正しい判断が求められ、そのためには正しい情報と分析が必要になる。各事業や施設の対象者・利用者はそれぞれ異なることから、異なるもの同士を比較し、何をして何をしないかの優先順位を判断することは難しい。このよ



うな判断のためには、費用と効果を的確に把握する必要があるが、そのために必要なデータがそろっていないことが見受けられた。判断のためには前提となる情報が不可欠であることから、必要なデータを参照・分析できるように情報を整理する事務処理に努めること。

7. ペーパーレス化・オンライン化の推進

多くの事業で紙中心の事務処理が見受けられたが、ペーパーレス化・オンライン化を進めることで、業務の効率化やサービス向上、会議の準備等に要する人件費や消耗印刷費の削減などの多くの効果が見込まれることから積極的に推進すること。

8. 正職員の単純作業の削減

全 255 事業のうち、正職員の単純作業が 100 時間以上生じている事業が 29 事業あった。正職員の労務単価は単純作業に見合わないため、業務プロセスの一括委託（BPO）のほか、単純作業のみのアウトソーシング、単純作業を庁内で集約して会計年度任用職員が対応する仕組みの導入などを検討すること。

9. 会計年度任用職員の必要性の積算

全 255 事業のうち、会計年度任用職員の任用に当たり、業務量を積算せずに、これまで配置していたことをもって今後も必要であるとしている事業が 79 事業あった。しかし、過去の配置実績は今後の必要性の根拠としては十分でない。仮に過去の配置人数を基に現在の業務量を積算せず機械的に配置しているとすれば、状況の変化により最適な状態から過不足が生じている場合があるだろう。どのような業務がどれだけあり、なぜ必要なのか、業務量の積算に努めること。



第4 個別事業の概要及び評価（各論）

1. 庁舎管理費

【事業の概要】

担当部局	総務部管財課			
内容	各庁舎の維持管理及び効果的な運用を推進する。			
事業費 (令和5年度 当初予算)				716,924 千円
	(細節内訳)		(財源内訳)	
	報酬	24,077 千円	一般財源	694,010 千円
	職員手当等	3,254 千円	使用料	1,629 千円
	旅費	1,223 千円	財産収入	3,830 千円
	消耗印刷費	7,675 千円	繰入金	7,130 千円
	燃料費	37,378 千円	諸収入	10,319 千円
	光熱水費	106,600 千円		
	修繕費	2,500 千円		
	通信運搬費	24,548 千円		
	手数料	306 千円		
	災害保険料	1,981 千円		
	委託料	294,924 千円		
	使用料及び賃借料	212,317 千円		
	原材料費	109 千円		
	負担金	21 千円		
	補償、補填及び賠償金	1 千円		
公課費	10 千円			

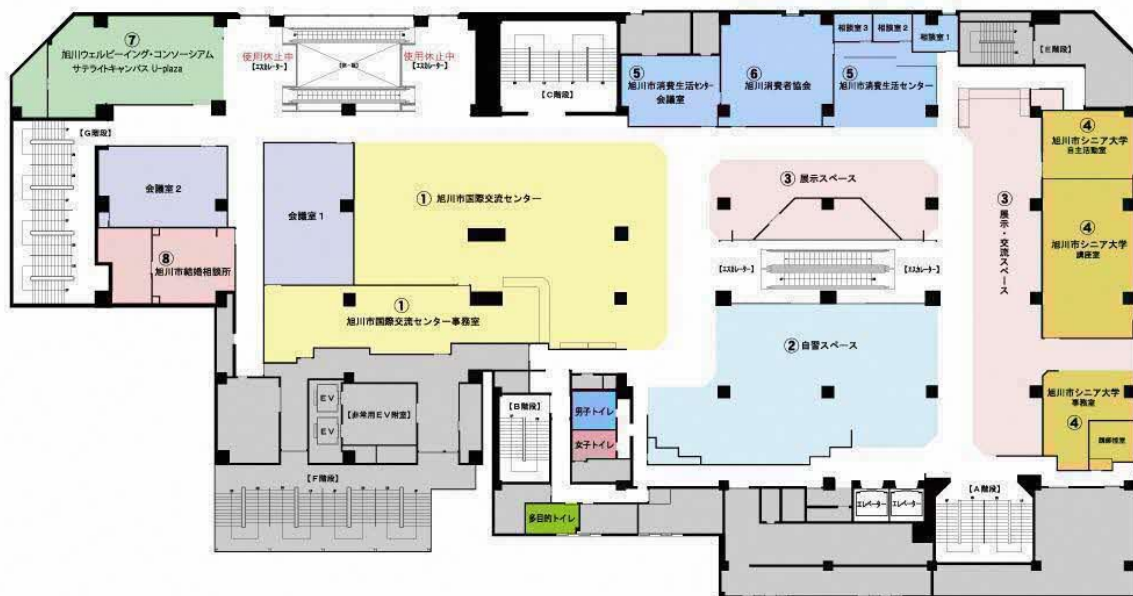
【フィール旭川7階、旭川市まちなか市民プラザ】

事業費の多くを占める委託料と使用料及び賃借料のうち、フィール旭川7階の旭川市まちなか市民プラザの借上料81,240千円に注目して調査審議した。旭川市まちなか市民プラザを構成する施設の名称や配置図は次のとおり。

	施設名称	説明
1	旭川市国際交流センター	外国人と交流したり、国際交流に関わる個人・団体の活動を支援している
2	自習スペース	バスや列車の待ち時間等に読書や勉強ができるスペース



3	展示・交流スペース	市民団体の作品展や活動紹介等ができるスペース
4	旭川市シニア大学	60歳以上の市民を対象とした学びの場
5	旭川市消費生活センター	消費生活全般に関する相談に専用電話で応じるほか、直接来所した方の相談を受け付けている
6	旭川消費者協会	消費生活全般に関する相談に専用電話で応じるほか、直接来所した方の相談も受け付けている
7	サテライトキャンパス U-plaza	旭川ウェルビーイング・コンソーシアムに参画する6つの高等教育機関共同の活動拠点
8	旭川市結婚相談所	結婚に関する相談のほか、出会いのパーティを開催



(出典：旭川市公式 HP、<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/ikouoya/ikou/p003609.html>)

【旭川市中心市街地活性化基本計画（平成23年度～平成28年度）】

国の認定計画である旭川市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）に基づき、平成23年度から平成28年度までに様々な中心市街地活性化の取組を実施した。「歩行者空間「買物公園」が奏でる「集い」のシンフォニー～買物公園を中心軸とした機能集積の促進と、そのための近隣地区との連携・交流」をコンセプトとし、メインの目的を「買物公園を中心軸とした機能集積の促進」と定め、この中の主な取組として「丸井今井旭川店の中心核として再生」「たまり空間の創出」を進めてきた経緯がある。以下、関係部分を抜粋する。



(出典：P17)

⑤ 中心市街地の空き店舗数

○ 中心市街地では空き店舗が増加している。その中で代表的な商店街である平和通商店街エリアは、丸井今井が撤退し、空き店舗も増加している。

- ・ 中心市街地全体の空き店舗は、平成 14 年から 18 年にかけて増加している。
- ・ その中で平和通商店街エリアは、平成 14 年から 18 年にかけて空き店舗が 6 店舗増え、68 店舗になったほか、平成 21 年には、賑わいの中心の一つであった丸井今井旭川店（店舗面積 22,329 m²）が撤退し、その影響が懸念されている。

■ 空き店舗数と空き店舗調査エリアの位置

	平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	※平成 23 年
平和通商店街エリア	62	72	68	107
平和通三和商店街エリア	6	4	11	11
緑橋ビル商店街エリア	4	10	15	15
銀座商店街エリア	16	17	22	25
17 丁目エリア	6	4	11	22
計	94	107	127	180

※平成 23 年は暫定値（旭川市調）



資料：旭川商工会議所 TMO 推進室調査

[7] 中心市街地活性化の基本方針

(出典：P54)

(中略)

① 買物公園の中心核としての生活交流拠点を形成する（旧丸井今井旭川店の再生）

- ・ 平成 21 年 7 月に閉店した老舗百貨店である旧丸井今井旭川店を買物公園の中心核として改めて位置づけ、市民をはじめ道北地域の住民全体をターゲットとした、安全で安心な生活環境の充実をサポートする、商業と公共による生活支援機能（親子向けの子育て広場や各種相談窓口）を複合した新しい集客施設として再生することで、多様な人々が買物公園で憩い、ここを起点とする回遊が生まれ、賑わいと交流の創出を図る。

3. 中心市街地の活性化の目標

(出典：P71)

(中略)

● 目標 1 中心市街地に訪れる人を増やす

- ・ 空洞化しつつある中心市街地においては、様々な方法により来街者を増やし、賑わいを再生していくことが最も重要な目標と考える。来街者数の増加は中心市街地の活力を蘇らせる原動力であり、また活性化の度合いを端的に表す指標である。
- ・ 目標 1 の訪れる人を増やしていくためには、次のような方策を講じるものとする。
 - 平成 21 年 7 月に閉店した旧丸井今井旭川店を中心軸である買物公園の中心核と位置づけ、商業と親子向け子育て支援広場や各種相談窓口などの生活支援機能と複合した新しい集客施設として再生する。



[4] 数値目標の設定の考え方

(出典：P72～75)

(中略)

5) 各種事業による効果

①旧丸井今井旭川店の再生による効果

- ・平成 23 年度より、旧丸井今井旭川店は、現在の多様化するライフスタイルに合った新しい商業集客施設として再生する。
- ・高齢者から若者やカップル、親子連れなど、幅広い世代に対応する商業機能と公共性の高い機能とを組み合わせた複合型商業集客施設となる。
- ・店舗の一部には、子ども同士、親子、そして若者世代の遊びや多様な学習活動を中心とした機能と、消費生活相談や国際交流といった安心な買物や観光につながる各種相談機能を組み合わせ集約し、人が滞留するスペースの創出を図り、中心市街地の集客の起点としての機能を整備することで、更なる集客の増加を図る。
- ・店舗面積は 22,329 m²で、商業エリア 19,609 m²、公共利活用エリア 2,720 m²である。
(※ 〈商業エリア B1F～5F,6F(1 部),8F,9F〉、〈公共利活用エリア 6F(1 部),7F〉)

◇商業エリアの来客者数については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成 17 年経産省告示)に基づき、来客数推計式により算出する。なお、隣接する西武百貨店と一部商業機能が競合することから、前述に基づき 35%の縮減分を考慮する。

店舗面積当たりの日來客数原単位 (単位:人/千人) S は店舗面積 (千 m ²)		
	商業地区	その他の地区
人口 40 万人以上	1,500 - 20S (S < 20)	1,400 - 40S (S < 10)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口 40 万人未満	1,100 - 30S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成 17 年経産省告示)

【商業エリア】

$$19,609 \text{ m}^2 \times 950 \text{ 人/千 m}^2 \times 65\% \approx 12.1 \text{ 千人/日}$$

◇公共利活用エリアは、事業計画書上、年間約 200,000 人の来客者数を想定している。

【公共エリア】

$$200,000 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \approx 0.5 \text{ 千人/日}$$

○ゆえに、旧丸井今井再生に伴う、推計来客者数は次のとおり整理できる。

$$12.1 \text{ 千人} + 0.5 \text{ 千人} \approx 12.6 \text{ 千人/日}$$

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(出典：P105～107)

(中略)



<p>[2] 具体的事業の内容 (中略) (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</p>		
事業名、内容及び実施時期	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期
<p>[事業名] (仮称) こども向け屋内遊戯場等整備事業 <内容> ・施設整備:旧丸井今井旭川店を活用し、屋内遊戯施設、こども図書館等を開設(H23年度) ・屋内遊戯施設の運営(H23年9月～) <実施時期> H23年度～</p>	<p>・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店(1条通7丁目)の一部を賃借(約1,000㎡)し、ボールプールなどの遊具を多数設置した子どもたちの遊び広場と、児童向け図書を多数設置し、親子で絵本の読み聞かせなどができるこども向け読書活動スペースを改修により整備する。 ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生活支援機能の一環として、親子での遊びを通じたふれあいや子育て支援をターゲットとした機能を集約することで、子育て世代の来街を促進し、目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)【国土交通省】 [実施時期] 平成23年度[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 [実施時期] 平成24年度～平成28年度</p>
<p>[事業名] (仮称) 学生等自主活動スペース創出事業 <内容> 旧丸井今井旭川店を活用し自習室等を整備 <実施時期> H23年度～</p>	<p>・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店(1条通7丁目)の一部を賃借し、学生向けの自習室、多目的に利用できる展示・交流スペースを整備する。 ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生活支援機能の一環として、JR旭川駅と市内路線バスの停留所が集中する区域の直近に、学習活動などで学生等が時間消費できる空間を整備することにより、若者が中心市街地で滞留する機会を増加させることで、中心市街地で活動する機会が創出され、来街を促進することから目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)【国土交通省】 [実施時期] 平成23年度</p>
<p>[事業名] (仮称) 高齢者大学設置事業</p>	<p>・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店(1条通7丁目)の一部を賃借し、まちづくりの一翼を担う高齢者が仲</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生</p>



<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備：旧丸井今井旭川店を活用し（仮称）高齢者大学を整備(H23年度) ・高齢者大学の運営(H23年9月～) <p><実施時期></p> <p>H23年度～</p>	<p>間と一緒に知識や経験を更にレベルアップさせる（仮称）高齢者大学の専用校舎を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生活支援機能の一環として、当該施設を整備することにより、高齢者が交通利便性の高い中心市街地で活動する機会が創出され、来街を促進することから目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。 	<p>整備計画)【国土交通省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成23年度</p> <p>[支援措置]</p> <p>中心市街地活性化ソフト事業【総務省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成24年度～平成28年度</p>
<p>[事業名]</p> <p>（仮称）市民相談窓口等設置事業</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備：旧丸井今井旭川店を活用し、市役所相談窓口機能の一部機能拡充し移転設置する(H23年度) ・市民相談窓口機能（消費生活センター、結婚相談所、国際交流センター）の運営(H23年9月～) <p><実施時期></p> <p>H23年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年に閉店した大型百貨店である旧丸井今井旭川店（1条通7丁目）の一部を賃借（約1,000㎡）し、現在、旭川市役所第3庁舎等にある国際交流課、消費生活センター、結婚相談所を移転拡充し、国際交流センターを新設する。 ・旧丸井今井旭川店に集約する公共による生活支援機能の一環として、JR旭川駅と市内路線バスの停留所が集中する区域の直近に、各種市民相談窓口や増加しつつある外国人向け案内、交流スペースを設置することで、来街を促進することから目標とする「中心市街地に訪れる人を増やす」ことに寄与する事業である。 	<p>[支援措置]</p> <p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画)【国土交通省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成23年度</p> <p>[支援措置]</p> <p>中心市街地活性化ソフト事業【総務省】</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成24年度～平成28年度</p>

【認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告】

旭川市中心市街地活性化基本計画（国の認定計画）の計画期間が平成29年3月までであったことから、旭川市は同年5月に計画期間終了後の市街地の状況（概況）を報告している。報告の中では、旧丸井今井旭川店について「平成23年に「フィール旭川」として再生して以来、当該計画の事業による施設や多くの民間テナントの入居により、中心市街地の新たな集客の核となる施設として生まれ変わったとされているほか、事業効果について次のように記載がある。



<p>2. 目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況（事業効果）</p> <p>(1) 丸井今井旭川店の再生</p> <p>①. こども向け屋内遊戯場等整備事業（旭川市）</p> <p>②. 学生等自主活動スペース創出事業（旭川市）</p> <p>③. 高齢者大学設置事業（旭川市）</p> <p>④. 市民相談窓口等設置事業（旭川市）</p>	
<p>支援措置名 及び支援期間</p>	<p>①社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)[国土交通省] 平成 23 年度 中心市街地活性化ソフト事業[総務省] 平成 24 年度～平成 28 年度</p> <p>②社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)[国土交通省] 平成 23 年度</p> <p>③社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)[国土交通省] 平成 23 年度 中心市街地活性化ソフト事業[総務省] 平成 24 年度～平成 28 年度</p> <p>④社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)[国土交通省] 平成 23 年度 中心市街地活性化ソフト事業[総務省] 平成 24 年度～平成 28 年度</p>
<p>事業開始・ 完了時期</p>	<p>【実施中】平成 23 年度～</p>
<p>事業概要</p>	<p>平成 21 年 7 月に閉店した旧丸井今井旭川店の一部に、こども向け屋内遊戯場「もりもりパーク」、学生向け「自習スペース」、「旭川市シニア大学」、市民相談窓口などの公共機能を集約し、中心市街地への来街を促進する。</p>
<p>目標値・ 最新地</p>	<p>目標値(見込み)：31,100 人/日 最新値：△1,623 人/日(25,126→23,503 人/日(フィール旭川前)) (参考)もりもりパーク入場者数：10,756 人/月(358 人/日) (参考)シニア大学生徒数：265 人/日</p>
<p>達成状況</p>	<p>[未達成]</p> <p>公共機能による集客効果への期待などにより、平成 23 年 9 月に「フィール旭川」として再生。6 階及び 7 階に設置した公共利活用エリア全体で当初年間 20 万人の来客数を見込んでいたところ、「もりもりパーク」では開設 1 年目で累計 15 万人、2 年目で累計 30 万人が利用し、その後も順調な推移を見せ平成 29 年 3 月末には累計 77 万人以上の利用実績</p>



	となり、同商業施設の賑わいづくりに大きく貢献している。 また、フィール旭川自体の空きテナントも徐々に埋まり、平成 23 年度は 1.9 万人だった 1 日の歩行者通行量が、平成 28 年度の調査では 2.3 万人を越える地点となり、買物公園の主な集客源となっている。
達成した（出来なかった）理由	中心部にこうした機能を埋め込んだことにより、新たな人の流れが生まれたものの、市内及び圏域の人口減少や日常的な買物や飲食、娯楽、医療・福祉などロードサイドへの進出の動きもあり、郊外型生活層の取り込みが停滞しているため。
計画終了後の状況（事業効果）	平成 23 年 9 月のオープン以来、子供向け屋内遊技場（もりもりパーク）の累計来場者数は 77 万人（平成 29 年 3 月現在）を超えており、また、月平均来場者数も 1 万人を維持しており、広く市民や圏域住民に定着している。
事業の今後について	当該機能は、中心市街地における交流の拠点となっている。 特に子供向け屋内遊技場（もりもりパーク）は、冬期間、子供達が思い切って体を動かすことができることから子育て世代に人気であり、今後も、中心市街地周辺へのシャワー効果が見込まれることから、ニーズの変化に対応しながら継続して取り組む予定である。

【担当部局へのヒアリング】

フィール旭川 7 階の旭川市まちなか市民プラザは借上料のみで 81,240 千円／年と多額の経費を要することから、旭川市中心市街地活性化基本計画に基づく借上当時の目的を達成しているか、現在において経費に見合うだけの効果があるかなどの視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、旧丸井今井旭川店再生の一連の取組は平成 29 年 5 月時点で歩行者通行量（フィール旭川前）の目標値を達成しなかったものの、フィール旭川の公共エリア（6・7 階）は 500 人／日を達成したことから、フィール旭川 7 階についても中心市街地活性化を目指す上でいまだ重要な要素であると説明があった。また、フィール旭川 7 階の直近の利用者数を尋ねたところ、シニア大学は令和 4 年度で 3,911 人／年、消費生活センターは令和 3 年度で 1,345 人／年、消費者協会は令和 3 年度で 1,599 人／年、自習スペースは令和 4 年度で 12,851 人／年、国際交流センターは令和 4 年度で 14,595 人／年、ウェルビーイングコンソーシアムは令和 3 年度で約 1,180 人／年、結婚相談所は令和 3 年度で約 403 件とのことであった。

【評価に当たっての考え方】

フィール 6 階の一部を借り上げている子ども向け屋内遊戯場（もりもりパーク）はコロナ前の令和元年度には 335 人／日、コロナ禍の令和 4 年度においても 166 人／日の利用者



数があり、確かに中心市街地活性化に寄与している。しかし、7階の旭川まちなか市民プラザについては、担当部局の説明から直近の利用者数を計算すると約98人/日であり、7階のフロア全体でも6階の一部の子ども向け屋内遊戯場（もりもりパーク）よりはるかに利用者数が少ない。また、評価に当たり改めて現地を見てきた委員もいるが、閑散としているイメージが強い。入居している各施設の関連性が乏しいと感じられ、同じフロアにあることで相乗効果が生まれているとは判断できないと言わざるを得ない。

したがって、賃借料と利用者数から考えると、7階を賃借することで中心市街地活性化という目的に対して十分な費用対効果があるのか大いに疑問がある。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>経費抑制の視点から庁舎機能の集約や統廃合など最も費用対効果が高い方法で行政機能を提供しなければならないことを踏まえ、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>〔見直しの内容〕</p> <p>・フィール旭川 7階はフロア全体を賃借しているが、入居施設の関連性の乏しさなどから中心市街地活性化（集客）という目的を十分に達成しているとは言い難いため、目的を達成する手法として最適であるか費用対効果を検証し、在り方を見直すこと。</p>	

2. 車両管理費

【事業の概要】

担当部局	総務部管財課			
内容	各部における迅速な市民対応職務遂行における機動力の確保を図る。			
事業費 (令和5年度 当初予算)	100,305千円			
	(細節内訳)		(財源内訳)	
	報酬	9,812千円	一般財源	93,488千円
	職員手当等	1,479千円	諸収入(※)	6,817千円
	旅費	195千円		
	消耗印刷費	1,273千円		
	燃料費	20,440千円		
	修繕費	10,241千円		
	手数料	92千円		
	自動車損害保険料	5,453千円		
使用料及び賃借料	49,089千円			
負担金	30千円			



	補償,補填及び賠償金	1,000 千円		
	公課費	1,201 千円		

※ 諸収入の主なものは保険金収入と公用車広告料収入。

【担当部局へのヒアリング】

新庁舎移転や文化会館の建替検討など庁舎周辺の状況が大きく変わる中、市役所を訪れる利用者の駐車場は不足しないのかと懸念がある。そして、公用車も駐車スペースを要することから、このような懸念と無関係ではない。また、国全体がデジタル化やオンライン化を進める中、職員の働き方として公用車による移動が不要になる場面もあるのでないかとの視点を持ってヒアリングを実施した。

まず、当委員会は事前に公用車の使用状況（使用率）を月、曜日、時間ごとに数値で示すよう求めたが、車両ごとにこのような情報を確認できる資料の提出はなかった。そこで現在の台数が本当に必要か尋ねたところ、共用の公用車の稼働率は9割以上、各課が個別管理する公用車の稼働率は7割程度であるが、いずれにしても全体的にキャンセル待ちが生じており、むしろ不足しているとの話があった。中には普段は使っていない車両があるとのことであったため、稼働率が低い車両は無駄ではないかと尋ねたところ、各課からは緊急の用務が生じた時のため個別に管理しておきたいとの要望が強く、否定する根拠もないため可否を判断できないとのことであった。それでは、全体量を変えずに各課の個別管理を全庁の一括管理に統一していけば効率化するのではないかと提案したが、一括管理する車両数が増えると管理部署が一元化する一方で、1つの駐車場に収まりきらないため駐車場所の分散化・遠隔化が生じ、移動時間の増加等によりかえって管理作業の効率が低下するリスクがあるとの説明があった。

なお、緊急の用務が生じた時に使える車両がないことを防ぐ手段として、カーシェアリングを検討しているとのことである。

【評価に当たっての考え方】

公用車がどれだけ必要で、現在どのように使われているのか車両ごとに実態を把握できるような議論の根拠となる客観的な資料がない。稼働率という数値を示されたものの、分母と分子をどう設定するかで大きく変わる数値であるため、的確に実態を知るため十分な情報ではない。総論でも述べたが、正しい判断には正しい情報と分析が必要であり、前提となる情報が不可欠であることから、必要なデータを参照・分析できるように情報を整理する事務処理に努めてもらいたい。

キャンセル待ちがあるから公用車が足りないという発想は安直であり、突発的に生じる緊急の用務とは何がどの程度あるのか、予約でなく実際に公用車を使えなかった職員がどれだけいたのか、利用ニーズが重なる時間帯とそうでない時間帯はあるか、デジタル化の影響がどのように見込まれるかなどの分析が必要である。



一括管理車両の割合を高めることについては、駐車場所の分散化・遠隔化により作業効率が低下するとの話があったが、予約受付等の作業が一元化されることには全庁的な利点があるだろう。一般的に一元化すれば全体効率が高まると考えられることから、多少のデメリットが想定されたとしても検討を進めるべきでないか。

カーシェアリングの検討については、突発的なニーズへの対応策となり得る。うまくいけば、公用車の配置台数を考えるに当たり、突発的なニーズを除外して算定することができるため、必要な台数は変わってくるだろう。全体効率を高める手法の一つとして検討を進めてもらいたい。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>事業の効率性の向上について検証し、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>[見直しの内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課での必要性を精査し、一括管理の車両の割合を増やすなど効率化を検討すること。 車両ごとの詳細な稼働実態を把握し、業務効率の向上を図るため、業務のデジタル化を推進すること。 カーシェアリングの導入等により、突発的な用務に対応できるようにするなど効率性向上を検討すること。 	

3. ごみ収集運搬費

【事業の概要】

担当部局	環境部クリーンセンター			
内容	ごみの減量化やリサイクル、適正な処理を推進するため、家庭ごみの排出状況に見合った適正で効率的な収集運搬体制を確保する。			
事業費 (令和5年度 当初予算)	1,429,516 千円			
	(細節内訳)		(財源内訳)	
	委託料	1,429,516 千円	一般財源	1,191,826 千円
			使用料 (※)	172,818 千円
			諸収入 (※)	64,872 千円

※ 使用料の主なものは家庭ごみ処理手数料(燃やせるごみ・燃やせないごみ)について他の事業の特定財源として充当した残。

※ 諸収入は段ボールやリサイクルプラザ資源物の売却収入。

【過去5年間の委託料の推移】



担当部局に次のとおり委託料の推移を確認した。主な増減理由は、家庭ごみの収集運搬に要する労務単価や燃料単価の上昇等によるとのことである。

年度	委託料	委託料増減額 (対前年度)	委託料増減率 (対前年度)
平成 30 年度	1,276,672,582 円	12,705,037 円	1.005%
令和元年度	1,299,200,212 円	22,527,630 円	1.765%
令和 2 年度	1,316,035,820 円	16,835,608 円	1.296%
令和 3 年度	1,328,392,230 円	12,356,410 円	0.939%
令和 4 年度	1,350,038,403 円	21,646,173 円	1.630%

【担当部局へのヒアリング】

労務単価・燃料単価の上昇等による委託料の増加、ごみ処理関連大型施設の整備更新が続く中、委託料は妥当であるか、人件費等の経費削減や収入確保はできないかといった視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、委託料の多くは人件費であり日報から作業時間も積算しているため削減できる要素はなく、旭川市の委託料が高いとは考えていないとの説明があった。なお、契約の相手方は 12 者であるが、委託できる事業者は限られているため、随意契約を繰り返しているとのことであった。

【評価に当たっての考え方】

委託料が増え続けるため経費の削減が必要であるが、人件費自体を見直すことは難しいため、契約の方法や予定価格の積算内容、ごみ収集の経路や範囲・回数を見直しをすべきである。委託契約の方法や予定価格の積算の内容については、同様の内容を繰り返している部分があるなら、見直しの中で効率化できる可能性がある。また、旭川市では年末年始にごみ収集をしていないが、市民の生活はそれに合わせて成り立っているため、同じようにごみを収集しない日を作ることや、気温が下がることで雑菌や臭いが発生しにくくなる冬期のごみ収集頻度を減らすことも考えられる。委託料は約 14 億 3 千万円と極めて大きいことから、広告などの収入確保と併せ、このような経費削減に取り組む必要がある。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
委託料の増加が続いていることを踏まえ、実施手法と業務仕様の見直しが必要である。	
[見直しの内容]	
<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約の方法や予定価格の積算の内容について見直すこと。 ・家庭ごみ収集運搬の経路の最適化を促し、経費の削減を図ること。 ・祝日のごみ収集を取りやめるなど、ごみ収集の回数・頻度を見直し、費用対効果の向上 	



を図ること。

4. 家庭ごみ処理費用適正化事業費

【事業の概要】

担当部局	環境部クリーンセンター			
内容	家庭ごみの有料化を適正かつ円滑に運営するため、指定ごみ袋の製造や保管・配送及び手数料の徴収・減免などの管理を行う。			
事業費 (令和5年度 当初予算)	224,720 千円			
	(細節内訳)		(財源内訳)	
	給料	1,019 千円	使用料(※)	224,059 千円
	職員手当等	63 千円	諸収入(※)	661 千円
	消耗印刷費	163,154 千円		
	通信運搬費	275 千円		
	手数料	8 千円		
	委託料	59,224 千円		
使用料及び賃借料	976 千円			
償還金、利子及び割引料	1 千円			

※ 使用料は家庭ごみ処理手数料(燃やせるごみ・燃やせないごみ)であり、この事業に特定財源として充当した残は他の事業(ごみ収集運搬費等)の特定財源としている。

※ 諸収入の主なものは指定ごみ袋広告掲載料。

【家庭ごみ処理手数料】

燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを出す場合は、処理手数料を要する。なお、空き缶・空きびん・紙パック・家庭金物、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、ペットボトル、段ボールなど資源になるものは無料である。

燃やせるごみ	生ごみ、紙くずなど。 新聞、雑誌等の古紙類、衣類等は、市の指定する場所(拠点回収)に持ち込んだ場合は無料。
燃やせないごみ	革・ゴム類、陶磁器容器、包装以外のプラスチック、小型電化製品など。 小型家電、プラスチック製品等は、市の指定する場所(拠点回収)に持ち込んだ場合は無料。
粗大ごみ	家具、自転車、布団など。 (製品としての形状を有し、一辺または直径がおおむね50cm以上250cm未満で、重量が100kg未満のもの。)



【処理手数料の料金】

有料指定袋の容量及び価格は次のとおり。

量	5 リットル	10 リットル	20 リットル	30 リットル	40 リットル
1 枚単価	10 円	20 円	40 円	60 円	80 円
1 セット	10 枚入 100 円	10 枚入 200 円	10 枚入 400 円	5 枚入 300 円	5 枚入 400 円

他に、ごみ処理手数料シールがあり、シール貼付対象及び価格は次のとおり。

粗大ごみ	1 枚 650 円又は 300 円
燃やせるごみ・燃やせないごみのうち、指定袋に入らないもの	1 枚 80 円

【家庭用ごみ袋有償化】

有償化の経緯や金額の設定根拠について、担当部局から次のとおり確認した。

開始年月	平成 19 年 8 月から
開始した経緯	<p>ごみの減量化に向けた対策が必要であり、アンケート調査や市民懇話会の実施を通じて、市民の意見を把握しながら、附属機関である廃棄物減量等推進審議会に諮問、家庭ごみの有料化が必要との答申があったものである。</p> <p>(1)手数料負担に伴い、自身のごみ排出量が目に見えることにより、ごみに関する自覚や責任が明確になるとともに、ごみ処理等に対する関心が高まり、ごみの減量化や、分別徹底・資源化が促進される。(2) 排出する量に応じた手数料の負担により、公平性が確保される。(3)ごみ減量化のための費用への活用 を目的としている。</p>
金額の設定根拠	<p>平成 16 年度の家庭ごみ処理費用は 1 ㊦当たり 6 円であったが、経済的な動機付けによる排出抑制や減量化の効果、道内他都市の料金水準等を総合的に検討した結果、1 ㊦当たり 2 円に設定した。</p>
見直しの予定	<p>家庭ごみ有料化に伴い、可燃ごみ・不燃ごみの排出量は減少、近年においても横ばいから減少の傾向は継続しており、有料化の効果が未だに有効な状態であるほか、道内他市の手数料をみても標準的な水準にあると認識している。</p>

【家庭用ごみ袋の支給】

家庭用ごみ袋の支給（家庭ごみ処理手数料の減免）の経緯や内容について、担当部局から次のとおり確認した。

開始年月	平成 19 年 8 月から
------	---------------



目的や開始した経緯	<p>有料化の導入に当たり、附属機関やパブリックコメント等において、減免の必要性を求める意見は多かったものである。</p> <p>乳幼児、高齢者・障がい者については、紙おむつが必要不可欠であり、減量化の努力が難しく、配慮が必要と考えられることから減免対象としている。</p> <p>生活保護等については、新たな経済負担を伴う仕組みであり、低所得者等に対する経済的負担の軽減を図る必要から、減免対象としている。</p>	
対象	生活保護法による保護を受けている世帯	燃やせるごみ・燃やせないごみ 10 ㇿを支給
	3歳未満の乳幼児がいる世帯	燃やせるごみ 10 ㇿを支給
	旭川市家族介護用品購入助成事業により紙おむつの購入助成を認定されている世帯	燃やせるごみ 10 ㇿ又は30 ㇿを支給
	旭川市日常生活用具給付事業による紙おむつの給付を受け、かつ給付の対象者が在宅している世帯	燃やせるごみ 10 ㇿ又は30 ㇿを支給
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	燃やせるごみ・燃やせないごみ 10 ㇿを支給

【家庭用ごみ袋の支給枚数（生活保護世帯）】

申請月	1人		2人		3人以上	
	可燃	不燃	可燃	不燃	可燃	不燃
5～6月	70枚	20枚	90枚	30枚	110枚	40枚
7～8月	60枚	20枚	80枚	20枚	90枚	30枚
9～10月	50枚	10枚	60枚	20枚	80枚	20枚
11～12月	40枚	10枚	50枚	10枚	60枚	10枚
1～2月	30枚	10枚	30枚	10枚	40枚	10枚
3～4月	20枚	10枚	20枚	10枚	30枚	10枚

※ 指定ごみ袋の規格は、可燃、不燃とも 10 ㇿ袋。

【家庭用ごみ袋の支給枚数（乳幼児世帯）】

申請時の乳幼児の年齢	規格・枚数
誕生した日～1歳到達月の末日	可燃 10 ㇿ袋 450枚
～2歳到達月の末日	〃 300枚



～3歳の誕生日の前々日	〃	150枚
-------------	---	------

【家庭用ごみ袋の支給枚数（紙おむつ購入助成世帯）】

申請月	規格・枚数		
5～6月	可燃10㍻袋	360枚	可燃30㍻袋 120枚
7～8月	〃	300枚	〃 100枚
9～10月	〃	240枚	〃 80枚
11～12月	〃	180枚	〃 60枚
1～2月	〃	120枚	〃 40枚
3～4月	〃	60枚	〃 20枚

【家庭用ごみ袋の配布（受取）方法・期間】

配付（受取）方法	乳幼児・生活保護等：窓口での申請→交付 高齢者・障がい者：郵送での申請→委託業者（指定ごみ袋等保管配送業務）により戸別配送
配付（受取）期間	乳幼児：一人一回限り 生活保護等・高齢者・障がい者：年に一回

【受取が可能な対象者数】

生活保護等	約9,700世帯・11,600人（令和5年6月）
高齢者	628人（令和4年度）
障がい者	166人（令和4年度）
乳幼児	新生児・転入者のため不明

【令和4年度指定ごみ袋減免実績】

（単位：件、枚）

月	生活保護			乳幼児		高齢者		
	件数	可燃10㍻	不燃10㍻	件数	可燃10㍻	件数	可燃10㍻	可燃30㍻
4	35	740	360	206	80,850	316	63,780	16,260
5	3,591	268,370	78,270	168	72,900	54	13,320	2,040
6	424	31,940	9,530	133	59,250	29	6,480	1,320
7	113	7,340	2,320	145	63,000	13	3,000	300
8	85	5,540	1,710	159	67,200	18	3,000	800
9	78	4,060	860	165	72,000	12	2,880	—
10	69	3,700	840	168	73,800	18	2,640	560
11	42	1,760	420	157	68,700	14	1,620	300



12	68	2,850	680	146	62,700	8	1,260	60
1	29	890	290	182	78,450	11	960	120
2	54	1,620	540	132	56,550	15	1,320	160
3	47	950	470	212	84,850	7	240	60
合計	4,635	329,760	96,290	1,973	840,250	515	100,500	21,980
金額	6,595,200円		1,925,800円	16,805,000円		2,010,000円		1,318,800円
			8,521,000円					3,328,800円

(単位：件、枚)

月	障がい者			合計			
	件数	可燃 10 ㊦	不燃 10 ㊦	件数	可燃 10 ㊦	可燃 30 ㊦	不燃 10 ㊦
4	130	12,600	11,400	687	157,970	27,660	360
5	19	2,880	1,320	3,832	357,470	3,360	78,270
6	5	720	360	591	98,390	1,680	9,530
7	4	900	100	275	74,240	400	2,320
8	1	—	100	263	75,740	900	1,710
9	—	—	—	255	78,940	0	860
10	—	—	—	255	80,140	560	840
11	1	180	—	214	72,260	300	420
12	1	180	—	223	66,990	60	680
1	—	—	—	222	80,300	120	290
2	—	—	—	201	59,490	160	540
3	—	—	—	266	86,040	60	470
合計	161	17,460	13,280	7,284	1,287,970	35,260	96,290
金額	349,200円		796,800円	25,759,400円		2,115,600円	1,925,800円
			1,146,000円			29,800,800円	

【担当部局へのヒアリング】

労務単価・燃料単価の上昇等による委託料やごみ処理関連施設の整備更新などの経費の増加が続く中、家庭ごみ処理手数料（燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ）の金額が適正なのか、同手数料の減免（ごみ袋の支給）は本当に必要なのか、受益と負担のバランスは適正かといった視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、有料指定袋単価が高い例にはえりも町の5円/㊦などがあるが、旭川市の2円/㊦は道内平均値と認識しているとの説明があった。平成19年8月に有料化し



た際の効果として、家庭ごみが約 20%減量したところであるが、現在まで減量効果が継続していることから適正な状況と認識しており、さらに手数料を改定することは考えていないとのことであった。また、生活保護世帯や紙おむつを使用する世帯に対する有料指定袋の支給は、世帯員数ごとの平均的なごみ排出量の算出に基づいているとの説明があった。

【評価に当たっての考え方】

ごみ収集運搬費を調査審議した中では、委託料約 14 億 3 千万円と大きな経費を要しているもののその削減には限度があるとの議論があった。そうであるとすれば、収入を増やすことも考えなければならない。広告収入などは導入済みのようだが、拡大も考えやすいだろう。また、家庭ごみの排出には、生活をしていれば義務的に生じる側面がある一方で、ごみ減量や資源化促進にどれほど取り組むかなどの選択的な要素もある。平成 19 年 8 月の有料化における効果として家庭ごみが約 20%減量したということは、有料指定ごみ袋や粗大ごみの処理手数料を増額すれば、更にごみの減量や資源化が進む可能性があるともいえよう。家庭ごみ処理手数料の増額について検討すべきである。

また、有料指定袋の支給という形で実施している家庭ごみ処理手数料の減免の妥当性について疑義があった。支給対象者の生活の助けとなることは理解するが、複数の委員が支給対象者からごみ袋が余ったと聞いたことがあった。また、例えば、紙おむつだけでなく女性の生理用品など必ず排出される家庭ごみは他にもあるが、その全てを減免することは到底できないため、減免による不公平が生じている可能性もある。紙おむつを使用する世帯のごみ排出量が突出することは一定程度理解できるものの、このような減免制度が本当に公平で妥当なのか検証しなくてはならない。なお、生活保護世帯への減免にあっては、生活保護基準額との関係を検証した上で、必要性を検討してもらいたい。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>ごみ減量を推進する中で経費の増加が続いていることを踏まえ、実施手法を含めた事業全体について見直しが必要である。</p> <p>〔見直しの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量に対する効果に留意しつつ、受益と負担の適正化の観点からごみ袋の単価や粗大ごみ処理の手数料の増額を検討すること。 ・ごみ袋の支給は、対象世帯のごみ排出の実態を調査し、必要性を検証するとともに、支給枚数を見直すこと。なお、生活保護世帯にあっては、生活保護基準額との関係を検証の上、必要性を検討すること。 	



5. 休日等歯科対策費

【事業の概要】

担当部局	保健所保健総務課		
内容	一般社団法人旭川歯科医師会の協力を得て、休日救急歯科診療及び心身障がい者歯科診療事業を行うことにより、適切な歯科診療を行い、市民の健康な生活を確保する。		
事業費 (令和5年度 当初予算)	40,009千円		
	(細節内訳)		(財源内訳)
	報償費	200千円	一般財源
	災害保険料	139千円	40,009千円
	委託料	39,670千円	

【休日等歯科対策事業委託料内訳推移(積算ベース)】

(単位：千円)

年度	委託料	(内訳) 人件費	医療機材費	建物維持管理費	材料費	事務局費
令和元年度	39,315	31,756	412	2,424	0	1,476
令和2年度	39,675	31,648	442	900	2,059	1,019
令和3年度	39,675	31,622	429	470	2,059	1,488
令和4年度	39,670	(※)31,320	266	593	2,676	1,207
令和5年度	39,670	29,380	225	676	2,239	3,543

※ 休日救急歯科診療 810万円＋心身障がい歯科診療 2,322万円＝3,132万円。

※ 人件費は市の医療従事者給料基準表の1時間当たりの単価を使用。医療器材費は歯科医師等が処置・治療で使用する器具の購入費。材料費は主に処置・治療で使用する薬剤、消毒液、ゴム手袋、マスク等の衛生材料の購入費。

【委託の目的と内容(休日救急歯科診療)】

目的	日曜、祝日、年末年始、8月15日に診療を行うことで、救急の歯科治療を必要とする者に応急処置を講じ、症状の緩和を図り、もって住民の健康な生活を確保する。
委託先	一般社団法人旭川歯科医師会
実施場所	道北口腔保健センター(金星町1丁目)
診療日時	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、お盆(8月15日) 午前9時から5時まで
診療対象	口腔内、歯科疾患の治療で緊急処置等を必要とし受診する者



診療内容	歯科治療、処置、手術その他の治療及び薬剤の処方等
------	--------------------------

【利用者数（休日救急歯科診療）】

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
585 人	705 人	398 人	480 人	438 人

【稼働日数と診療報酬（令和 4 年度実績）（休日救急歯科診療）】

稼働日数	73 日
診療報酬	(1 点 10 円) 489,554 点

【利用者像、休日診療している他の歯科診療所との違い（休日救急歯科診療）】

担当部局から次のとおり確認した。

利用者像	<p>歯痛、差し歯の損失により、緊急に処置を希望して受診する者が多い。</p> <p>民間の歯科診療所で休日開いているクリニックもあるが、そのほとんどが予約制であり、緊急の受診が難しく、道北口腔保健センターに緊急で受診し応急処置を受ける。</p> <p>我慢できない大人の歯痛のほか、子どもが急に歯を痛がり治まらない例、差し歯の損失等により咀嚼や嚥下に支障が出ている例があり、早期に専門家が診察し処置を施すことで重症化を防いでいる。応急処置をして平日にかかりつけ医での治療継続を勧める場合のほか、その場で治療をする場合や内服薬の処方を行う場合がある。</p>
休日診療している他の歯科診療所との違い	<p>旭川歯科医師会に委託している本事業は、センター方式により道北口腔保健センター1 か所で実施するもの。専従の歯科医師に加え、市内歯科医師の当番による。</p> <p>日曜日に診療している他の歯科診療所は本事業で開業しているのではなく、診療する曜日として日曜日を含めている。平日同様にかかりつけ医として予約制で継続した歯科診療を行っており、救急の患者が日曜日に速やかに診療を受けられることが担保されるものではない。</p> <p>道北口腔保健センターは、委託契約により年末年始、お盆も診療する。表（市内歯科診療所の開院状況）は、こうした日曜・祝日の診療状況を確認できる範囲でまとめたもの。日曜・祝日に診療している歯科診療所は 10 件程度と限定的であり、午後に診療している所はおよそ 7 件、祝日はさらに少なくおよそ 3 件である。道北口腔保健センターは全ての日曜・祝日に緊急の歯科治療を行う唯一の医療機関であり、当センターを受診する者の中には、緊急の方は診ることができない、予約の患者以外を診る時間がない、として民間の歯科診療所から当センターを紹介された者もいる。緊急を要しているに</p>



	もかかわらず、診療を受けられない市民が出ないように最後の受け皿としての役割を担っている。
--	--

【市内歯科診療所の開院状況（日祝）】

担当部局から次のとおり確認した。

	受付方法	歯科医院名	曜日	診療時間
1	急患専用	道北口腔保健センター ※委託による実施先	日	9:00～17:00
			祝	9:00～17:00
2	予約制	旭川公園通り矯正歯科	日	10:30～14:00、15:00～19:00（第2のみ）
			祝	－
3	予約制	旭川シティデンタルクリニック	日	10:00～13:00、14:30～17:00
			祝	－
4	予約制 （緊急時応相談）	ケンほのぼの歯科	日	9:00～11:30、14:00～16:00
			祝	9:00～11:30
5	予約制	よねだ歯科クリニック	日	8:30～12:30、14:00～17:00
			祝	
6	予約制	林歯科医院	日	9:00～12:00、13:00～15:00
			祝	－
7	予約制	中山歯科医院	日	9:30～12:30、14:30～19:00
			祝	－
8	予約制	青木歯科クリニック	日	10:00～13:30、15:00～20:00
			祝	10:00～13:30、15:00～20:00
9	予約制	マキタ歯科医院	日	9:00～12:00
			祝	9:00～12:00
10	予約制	ミライデンタルクリニック	日	9:30～12:00
			祝	－
11	予約制	細野歯科クリニック	日	10:00～14:00（第2日曜除く）
			祝	－

※ 保健所許可、届出内容及び北海道医療機能情報システムから資料作成時点で抽出したものであり、直近の診療時間と異なる場合がある。

【委託の目的と内容（心身障がい者歯科診療）】

目的	心身障がい者（児）の対応に熟練した技術と経験をもつ歯科医師等が個々の障害や特殊事情に合わせた対応を含む治療、処置及び保健指導を行うこ
----	--



	とで、一般の歯科診療所では対応困難な患者へ継続的な歯科医療を提供する。
委託先	一般社団法人旭川歯科医師会
実施場所	道北口腔保健センター（金星町1丁目）
診療日時	毎週水曜、金曜、土曜日 水曜日は午後1時から午後5時まで、金・土曜日は午前9時から5時まで
診療対象	障害者基本法第2条に定める者（※）
診療内容	歯科治療、処置、手術その他の治療及び薬剤の処方等

※ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

【利用者数（心身障がい者歯科診療）】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,777人	1,778人	1,424人	944人	1,333人

【稼働日数と診療報酬（令和4年度実績）（心身障がい者歯科診療）】

稼働日数	191日
診療報酬	(1点10円) 1,607,770点

【利用者像（心身障がい者歯科診療）】

担当部局から次のとおり利用者像を確認した。

知的障害、自閉症の方が多い。その疾患の特性として、以下のような事例がある。

- ・駐車場の車から降りない、診療所建物に入れないことにより、なだめるための時間や人手を要し、場合によっては、車中での問診となるケースもある。
- ・診療所内に入れても、他者がいると、全身硬直症状が出始め、治療を開始できない。そのため、その患者の治療時間帯は他患を入れることができず、完全1人対応とする。
- ・診察台に乗ってもらうことも慣れた人でなければ指示に従えず、治療を開始するまで、相当な時間を見込まなければならない。
- ・治療中においても、基礎疾患、障害の状況に対応する技術や経験が必要である。

上記のようなケースの診療を行うため、

- ①歯科症状への治療、処置だけでなく、疾患や障害そのものに対応するための専門的な知識と技術、対応能力によって、診療を行っている。
- ②平日（水・金）は患者1人を診療する完全予約時間帯とし、土曜日に比較的スムーズに治療を開始、治療できる患者の予約とし、複数人を診療する体制としている。応急処置を



受ける。

【担当部局へのヒアリング】

休日救急歯科診療と心身障がい者歯科診療に分けて、市内で歯科診療を実施する医療機関の状況などを踏まえて、本当にこの委託事業が必要なのかとの視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、休日救急歯科診療は休日に救急歯科診療を受けたい市民等が診療を受けられないことがないように、心身障がい者歯科診療は一般の歯科診療所では対応困難な障がい者（児）に対し信頼関係を構築した上で継続的な歯科治療を提供するために、それぞれ受け皿として必要であるとの説明があった。休日救急歯科診療について、日曜診療は他に 10 の歯科診療所が実施しているが、午後や祝日に診療している診療所に限ればより少なくなるため、全ての祝日等に対応しているのはこの事業による道北口腔保健センターのみとのことであった。

【評価に当たっての考え方】

休日救急歯科診療について、道北口腔保健センター以外にも休日等に診療している歯科診療所がある中、「道北口腔保健センターにおける 10 年間の休日救急診療患者の実態調査」（科学技術情報発信・流通総合システムによりインターネットに公開されている。）によれば、歯周炎などによる受診も多いとのことであり、必要性には疑問がある。ただし、小さな子どもは外傷で受診することが多く、緊急性が理解できることから、一定のニーズの受け皿が必要と認められる。一般財源による事業費やニーズ、効果を勘案すると、通常の日曜は対象外とし、祝日と年末年始のみを対象として事業継続するのが妥当でないだろうか。また、休日等の歯科診療所の実態を調査し、必要性に合わせて診療時間を短縮し経費を削減することも考えられる。委託事業から補助事業に見直すなどの在り方の検討も含めて経費削減に取り組んでもらいたい。

心身障がい者歯科診療については、信頼関係の構築や対応するための体制の維持に合理性が認められるところであり、継続してもらいたい。ただし、一般財源で多くの委託料を支出していることから、実態を調査し、診療時間の短縮などが可能であるかどうか検討を求めるとしたい。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
休日等に診療をしている歯科があるなどの状況を踏まえ、事業の必要性・実施規模を精査しつつ、業務仕様を見直すとともに、実施手法の検討が必要である。	
[見直しの内容]	
・休日救急歯科診療は、補助事業による事業実施の検討など見直しとともに、祝	



日及び年末年始のみとするなど仕様を見直すこと。
 ・市内の歯科診療所の診療実態を調査し、休日救急歯科診療及び心身障がい者歯科診療の経費の妥当性を検証し、診療時間の短縮などの経費削減の可否を検討すること。

6. 介護認定審査会費

【事業の概要】

担当部局	福祉保険部介護保険課			
内容	要介護認定申請に基づき、審査判定を行うとともに、委員の研修、運営委員会及び平準化委員会の開催により、審査判定の平準化を図る。			
事業費 (令和5年度 当初予算)	47,783 千円			
	(細節内訳)		(財源内訳)	
	報酬	45,510 千円	繰入金(※)	47,783 千円
	消耗印刷費	447 千円		
	通信運搬費	1,704 千円		
	使用料及び賃借料	122 千円		

※ 本事業は介護保険事業特別会計の事業であり、繰入金は一般会計からの繰入金である。

【旭川市介護認定審査会の概要】

根拠	介護保険法及び同施行令、旭川市介護保険条例、旭川市介護保険に関する規則
委員	110人(R5.4.1) 医療分野(医師、歯科医師、薬剤師) 保健衛生分野(看護師、理学療法士、作業療法士等) 福祉分野(老人福祉施設関係者、社会福祉士等)
任期	2年(現委員の任期は、R5.4.1~R7.3.31)
業務	要支援・要介護認定申請に係る審査判定(要介護等の該当の有無、要介護度等) ① 認定調査員が申請者と面談し作成した「認定調査票」 ② 主治医から提出される「主治医意見書」 ③ 上記①②の内容から国の基準より介護度をコンピュータ判定した「一次判定」 これらの資料に基づき、専門的な視点から審査判定を行う。
合議体	定数5人の合議体を16編成。各合議体でそれぞれ審査判定を行う。 (16合議体に80人所属(他の30人は長期欠席や退任の際に対応))

【合議体による審査会の開催】

頻度	原則週1回(申請の状況等により調整)1回につき30~35件程度を審査判定
----	--------------------------------------



日時	火曜日 5 合議体（日中 1、夜間 4） 水曜日 5 合議体（日中 1、夜間 4） 木曜日 6 合議体（日中 2、夜間 4） ※日中 13：30～、夜間 18：30～ 会議は 1～2 時間程度 ※委員の本業を妨げない会議運営が必要であるため、夜間開催が多い。 委員のうち本業の時間調整が可能な方には、日中開催の合議体に所属をお願いしている。
出席者	委員 5 人、事務局 2 人（職員 1 人＋専任の補助員 1 人(会計年度任用職員)）

【要介護・要支援認定申請件数】

申請区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新規	5,970 件	5,953 件	4,921 件	4,987 件	5,115 件
更新	9,770 件	12,338 件	5,451 件	9,374 件	10,923 件
区分変更	2,055 件	1,580 件	3,074 件	3,396 件	3,077 件
合計	17,795 件	19,871 件	13,446 件	17,757 件	19,115 件
会議回数	480 回	615 回	425 回	510 回	551 回

※ 転入による申請を除く。

【要介護・要支援認定者数】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 1 号被保険者	22,766 人	23,291 人	24,094 人	24,536 人	24,262 人
第 2 号被保険者	373 人	379 人	397 人	380 人	368 人
合計	23,139 人	23,670 人	24,491 人	24,916 人	24,630 人

※ 各年度 3 月末日現在

※ 第 1 号被保険者：65 歳以上の方

※ 第 2 号被保険者：40 歳～64 歳の医療保険に加入している方で、特定疾病により介護や支援が必要な方

【事務局の勤務体制】

従事体制等／区分	正職員（兼務 6 人 R5.6.1 現在）	会計年度任用職員（専任 9 人）
従事体制	他の業務と兼務しながら、係全員で担当する合議体を分担（夜間は 2 合議体ずつ）	審査会関係業務に従事



役割	審査資料の疑義等への対応、判定結果及び判定理由等の確認・記録、その他運営全般	申請情報入力、審査資料作成・配付、会議補助、認定結果処理・通知(被保険者証)発送等
勤務時間等	通常の勤務時間 (8:45~17:15) ※夜間の審査会は時間外勤務対応	会議の開催日に合わせた交替制勤務
時間外勤務実績 (審査会分)	令和2年度：640時間 (1人平均 8.8時間/月) 令和3年度：667時間 (1人平均 9.2時間/月) 令和4年度：860時間 (1人平均 11.9時間/月)	なし

【一般会計及び特別会計の時間外勤務手当等の時間数及び執行額】

一般会計+特別 会計(国保・動物 園・介護・後期)	時間外勤務手当		休日勤務手当	
	時間数	執行額	時間数	執行額
平成23年度	216,570時間	555,607,634円	54,248時間	148,862,589円
平成24年度	231,411時間	577,728,552円	54,350時間	148,303,798円
平成25年度	235,047時間	586,402,350円	51,606時間	140,200,240円
平成26年度	275,986時間	681,867,867円	58,104時間	153,008,823円
平成27年度	294,618時間	727,495,817円	61,243時間	163,174,898円
平成28年度	270,858時間	668,530,717円	59,171時間	154,182,296円
平成29年度	252,088時間	619,397,951円	56,254時間	146,230,810円
平成30年度	256,824時間	648,460,512円	55,640時間	151,744,106円
令和元年度	252,380時間	659,711,160円	67,811時間	187,768,110円
令和2年度	256,677時間	670,626,772円	57,108時間	155,508,734円
令和3年度	271,406時間	717,803,974円	57,816時間	158,047,427円

※ 時間数には振替分(25/100及び50/100)は含まない。執行額は決算額。

※ 管理職員分及び会計年度任用職員分は含まない。

※ 企業会計(市立病院・水道局)分及び事業費分は含まない。

【旭川市職員の時間外勤務の他都市との比較】

担当部局に対し、旭川市職員の時間外勤務が他都市と比較して多いか少ないかの見解を求めたところ、次の回答があった。

時間外勤務手当の金額については、総務省が公表している令和4年度地方公務員給与実態調査の集計結果によると、本市の全職員の一人当たり時間外勤務手当の年額は道内



市（札幌市除く）34 市中 2 位、中核市 62 市中 16 位と上位であり、一人当たり時間外勤務手当年額は道内市平均 308,651 円、中核市平均 377,509 円に対して本市は 436,080 円と道内市平均より約 13 万円、中核市平均より約 6 万円上回っている。

時間数について比較できる資料はないが、手当額が他都市に比べてこれほど高いことからすると、勤務時間数が他都市に比べ多い可能性がある。

【担当部局へのヒアリング】

介護認定審査会では事業費の報酬及び職員の時間外勤務が大きく生じている。そこで、なぜ合議体に 5 人必要なのか、職員の時間外勤務をどうにか減らせないか、ペーパーレス化等の効率化はできないかという視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、合議体に必要な委員の定数は標準 5 人と定められており、少なくとも 3 人を下回することはできないことや、各合議体には必ず医師 1 人と保健衛生分野と福祉分野から専門家を入れていることについて説明があった。また、会議に時間外対応する事務局職員は、日中も電話や窓口の対応をしており、勤務時間の設定をずらすなどの働き方は難しいとの説明があった。ペーパーレス化に関しては、一部実施しているが、資料のスクロール数が増えるなど、紙より非効率化する場面があるとのことであった。

【評価に当たっての考え方】

前提として、旭川市の職員の時間外勤務・休日勤務は令和 3 年度で 33 万時間を超えており、その手当額は 8 億 7,500 万円を超えている。他都市と比べても多い可能性があり、職員の時間外勤務を減らすことは、働き方改革と経費削減の両面から最も重点的に取り組まなければいけないことの一つである。総論でも述べたが、職場や職員の状況は 1 人 1 人異なるばかりでなく、同じ職員であっても家庭の事情などで常時変わり得るため、フレックスタイム、シフト勤務、時差出勤、テレワークを早急に導入すべく検討すべきである。働き方の選択肢が少ないということは、働きにくさであり、非効率につながる。活用されるかどうかの前に働き方の選択肢は豊富に用意すべきであろう。

また、合議体を構成する委員の定数は 5 人を標準として市町村が定める数とされているなら、5 人より少ない数を設定することで報酬が抑制されるほか、時間調整がしやすくなるのではないかと。あるいは、医師の休診日が集中する水曜日や木曜日の日中午後の開催を増やすことや、委員の構成を見直すことで日程調整がしやすくなる可能性はないか。Web 会議などのオンライン化やペーパーレス化を進めることについては、一般的に事務効率が向上するとされていることから、一部非効率化する場面があっても全体として効率が高まる可能性は十分にあると考える。このような取組を組み合わせることで会議開催の時間調整の柔軟性が高まれば、時間外勤務の減少につながるのではないかと。

【当委員会の評価】



方向性	見直し
<p>職員の時間外勤務が多いことを踏まえ、事務の効率性の向上について検証し、実施手法の見直しが必要である。</p> <p>〔見直しの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シフト勤務等の勤務時間に柔軟性を持たせる働き方改革を進めること。 ・委員構成の見直しやペーパーレス化・オンライン化などの事務効率化を進め、開催時間を調整しやすくするよう努めること。 	

7. 老人クラブ・高齢者いこいの家運営費

【事業の概要】

担当部局	福祉保険部長寿社会課			
内容	高齢者の地域活動の活性化を促進し、地域交流により安心して生活できるようにするため、老人クラブ及び高齢者いこいの家に対し助言・助成を行う。			
事業費 (令和5年度 当初予算)				44,119千円
	(細節内訳)		(財源内訳)	
	筆耕翻訳料	10千円	一般財源	33,071千円
	使用料及び賃借料	12千円	国	11,048千円
	補助金	44,097千円		

【目的・概要（老人クラブ）】

老人クラブ活動は、「老人福祉法」において「老人福祉の増進のための事業」と位置付けられ、市町村においても適当な援助に努めるよう定められている。老人クラブは、国と市からの補助及び会費等で運営される。

目的	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、教養講座、レクリエーション、その他の行事に高齢者が自主的にかつ積極的に参加し、活発な地域活動を展開することを目的とした老人クラブを育成する。		
始期	昭和38年度		
加入対象者	おおむね60歳以上で老人クラブ活動を希望する者		
補助金積算方法	老人クラブ	会員数に応じた人数基本額(33,000～57,000円)、地域を豊かにする活動実施状況に応じた活動加算額(4,000円×1～6区分)及び高齢者いこいの家運営加算額の合計額	



	老人クラブ連合会	補助対象経費（報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金（会議及び研修会等の参加負担金に限る。）の実支出額の2分の1に相当する額と総事業費から収入額（会費、負担金、市補助金を除く補助金、広告料、雑収入等）を控除した額とを比較して少ない方の額
--	----------	---

【事業費（老人クラブ）】

（単位：千円）

年度	H30 決算	R 元決算	R2 決算	R3 決算	R4 見込	R5 予算
補助金	28,846	31,773	31,793	30,688	30,919	33,147
国庫補助	9,738	10,742	11,851	11,278	11,329	11,048
一般財源	19,108	21,031	19,942	19,410	19,590	22,099

※ 補助金は老人クラブ連合会への補助金の支出を含む。

※ 国庫補助は国からの補助金であり、在宅福祉事業費補助金（補助率3分の1）。

【老人クラブ数の推移】

（単位：クラブ、人）

年度	H30 決算	R 元決算	R2 決算	R3 決算	R4 見込	R5 予算
老人クラブ数 （休止除く）	102	101	96	92	87	84
老人クラブ会員数	6,523	6,271	5,782	5,234	4,539	4,178
60歳以上人口 （各年度4.1現在）	133,806	134,074	134,282	134,440	134,199	133,691
老人クラブ加入率（%）	4.9%	4.7%	4.3%	3.9%	3.4%	3.1%

【見直しの経過（老人クラブ）】

担当部局から次のとおり確認した。

平成9年度まで	1クラブ一律の額（72,000円）
平成10年度から	均等割（57,600円）と会員数に応じた人数割（6,000円（50人ごと））の合計額とした
平成15年度から	金額引下げ（当時あった国庫補助基準額に合わせて） （均等割46,560円、人数割5,000円（50人ごと））
平成28年度から	人数基本額と活動加算額の合計額
平成30年度から	老ク・いこい両補助金の一体化（両補助金の一体化により国庫補助の更なる活用を図った）

【目的・概要（高齢者いこいの家）】



目的	高齢者の心身の健康増進を図るため、民間施設又は公共施設の一部又は全部を借り上げ、高齢者が1日を楽しく過ごすことのできる場所を確保する。設置運営については高齢者いこいの家運営委員会が行う。
始期	昭和 31 年度
利用対象者	おおむね 60 歳以上の市民
利用料金	管理運営上特に必要な場合を除き、施設利用に当たっての利用料を無料としている。
補助金積算方法	利用施設形態及び月開設日数並びに利用者数に応じた算定費目（家賃、光熱水費、燃料費、活動的経費）の合算額
介護保険による施設・サービスや公民館・住民センターなどの地域集会所との違い	利用者がおおむね 60 歳以上の市民で、利用料が原則無料であること、利用日数が特別の支障がない限り、1 か月に 5 日以上で、1 日平均 6 名以上の利用があることとしており、これらの基準を満たした施設を高齢者いこいの家としている。

【事業費（高齢者いこいの家）】

（単位：千円）

年度	平成 30 年度決算	令和元 年度決算	令和 2 年度決算	令和 3 年度決算	令和 4 年度見込	令和 5 年度予算
補助金	15,339	13,771	13,004	11,406	10,680	10,950
基金繰入	15,339	13,771	13,004	11,406	0	0
一般財源	0	0	0	0	10,680	10,950

※ 令和 3 年度までは長寿社会生きがい基金からの繰入金を財源としていたが、令和 4 年度から同基金からの充当はなく、全額が一般財源の事業。

【高齢者いこいの家の件数】

（単位：人）

年度	平成 30 年度決算	令和元 年度決算	令和 2 年度決算	令和 3 年度決算	令和 4 年度見込	令和 5 年度予算
高齢者いこいの家の件数	132 件	132 件	130 件	124 件	120 件	115 件
内単独いこいの家件数	70 件	57 件	55 件	49 件	46 件	42 件
延べ利用者数	305,711	276,743	144,209	122,215	176,641	—

【見直しの経過（高齢者いこいの家）】

担当部局から次のとおり確認した。

平成 9 年度から	市社協委託事業 → 市から各いこいの家に直接補助
-----------	--------------------------



平成21年度から	新設不可とした
平成23年度から	制度改正（設備費補助金の廃止など）
平成27年度から	補助金算定金額の見直し（消耗品費の単価見直しなど）、備品建物修繕費等補助金の廃止
平成28年度から	算定費目の簡素化（7費目→4費目）
平成30年度から	老ク・いこい両補助金の一体化（両補助金の一体化により国庫補助の更なる活用を図った）

【意義、効果、展望等（老人クラブ・高齢者いこいの家）】

担当部局から次のとおり確認した。

意義、役割 及び活動内容	高齢者の生きがいづくり、親睦（趣味・文化などのサークル活動、旅行など）
	元気で健康な高齢者の増 介護予防（シニアスポーツ、健康学習、ウォーキングなど）
	地域への貢献（奉仕活動、独居高齢者や子どもの見守り、世代間交流）
	老人クラブ活動等の地域コミュニティの活動拠点
事業効果	老人クラブ活動等により、自らの健康寿命をのばし（フレイル予防）、同世代同士の見守りや生活支援による支え合いが推進される。
	元気で健康な高齢者を増やすことで、介護費・医療費を抑制し、その結果、高齢者の保険料負担・市の財政負担を抑制する。
	各地域で環境美化や高齢者や子どもの見守り活動のほか、交通事故防止に向けた活動など、「健康・友愛・奉仕」の更なる推進が図られる。
今後の展望	元気な高齢者の活動の受け皿を確保していかなければならない。
	老人クラブと高齢者いこいの家の一体化を推進し、事業費の抑制を図る。
	老人クラブ連合会との連携により、クラブ会員の新規加入や維持・存続を図るための取組（魅力あるサークルの周知・普及など）を強化。
	高齢者いこいの家と子ども食堂などとの連携により、多世代共生の拠点施設としての活用検討。
利用者の満足度	利用者の満足度を確認する調査は行っていないが、これまで不満の声は寄せられていないこと、新型コロナウイルスの影響が大きかった令和2年度、令和3年度は減少したものの令和4年度で延べ利用者数が回復していることから、身近な通いの場として、おおむね満足されていると考えている。
利用していない	アンケート等の調査は行っていないが、現役会員から「60歳を過ぎて



い高齢者が利用しない理由	もまだ現役で仕事をしていて、忙しくて老人クラブに加入しない」との意見を多く聞く。
他市との比較	<p>岩見沢市が令和4年度に行った調査によると、全道35市32市(91.4%)が老人クラブに運営費補助金を交付している。手法は、主に人数に応じて補助金額を算定している市が24市(75%)で、本市もこの中に含まれる。定額制の市が7市(22%)、活動日数に応じて算定している市が1市となっている。</p> <p>1クラブ当たりの交付金額は、典型的な例として会員数50名、活動日数100日の条件で算定すると、旭川市は57,000円と全道平均(67,153円)を下回っており、適正な補助金額を老人クラブに交付していると考えている。なお、現時点で本市が把握している情報では、中核市の比較はできない。</p>

【担当部局へのヒアリング】

昭和30年代の制度開始時と比較し、社会情勢や価値観が大きく変化しており、高齢者全体に占める老人クラブ加入者の割合が約3%と極めて低いことから、高齢者全体のためではなく、限られた一部の高齢者のための事業になっている。一方、令和5年度当初予算では3,307万円と多額の一般財源を投じていることから、費用対効果が適切なのかという視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、個人主義が強まるなど価値観が変化するとともに趣味の多様化や高齢者の活動の選択肢が増えているため老人クラブの加入率は低いが、活動に参加したいと希望する方が一定数いる以上はその受け皿が必要と考えているとの説明があった。また、旭川市は道内他市と比較しても平均的な金額の支援をしていることから妥当な支援強度と考えており、今後は地域の高齢者が子ども達を支援できるような地域活動の拡大も考えていきたいとのことであった。

【評価に当たっての考え方】

子ども食堂との連携など前向きなアイデアが出てきたことは評価したい。しかし、始まったばかりの事業ではなく、これまで長期にわたり継続してきた事業である。直近の老人クラブ加入率や加入者数を見る限り、事業の効果は高齢者のごく一部に留まるため、十分な費用対効果があるとはいえない。そのような中、これだけの一般財源を投じることが妥当とは思えず、見直しを求めざるを得ない。基本的な方向性としては、効果を高めるのではなく、費用を削減することで費用対効果を高めるべきである。

また、高齢者いこいの家は無料であるが、利用者は世代として高齢者に限られ、さらにその中の一部の者であるため、受益者負担の観点から有料化を検討すべきである。総論でも述べたが、市費負担ということは、全市民が負担していると捉えることもできる。サー



ビスを利用する者と利用しない者との間で不公平が生じないように十分に留意する必要がある。

なお、担当部局が進めている老人クラブと高齢者いきこの家の両補助金の一体化については、総事業費が増えないよう留意しながら国庫補助（在宅福祉事業費補助金）の割合を高めるよう引き続き進めてもらいたい。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>利用者が高齢者の一部であることを踏まえ、事業の費用対効果の向上について検証し、実施手法の見直しが必要である。</p> <p>〔見直しの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者いきこの家は、受益者負担の観点から有料化による運営を前提に、補助金の必要性を検討すること。 ・費用対効果を高めるため、老人クラブと高齢者いきこの家の両補助金の一体化を進めて一般財源の圧縮を図るとともに、費用を削減する視点から検討すること。 	

8. 高齢者生きがい対策費

【事業の概要】

担当部局	福祉保険部長寿社会課			
内容	<p>敬老会・長寿大運動会・高齢者文化祭を実施する。</p> <p>また、高齢者向けスマホ利用セミナーと連動し、厚労省や民間企業が配信する歩数計機能を搭載したアプリを活用し、介護予防活動を実施する。</p>			
事業費 (令和5年度 当初予算)	45,559 千円			
	(細節内訳)		(財源内訳)	
	報酬	39 千円	一般財源	37,300 千円
	報償費	26,920 千円	国	241 千円
	消耗印刷費	603 千円	繰入金 (※)	8,018 千円
	通信運搬費	150 千円		
	使用料及び賃借料	378 千円		
	補助金	17,469 千円		

※ 繰入金は旭川市長寿社会生きがい基金からの繰入金。

【報償費の内訳と推移】

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度



				見込	当初予算
100歳記念品	199,962	241,164	245,850	259,050	316,800
長寿大運動会景品	221,975	-	-	-	287,850
高齢者文化祭丸筒	-	10,164	10,164	4,065	15,000
長寿祝金	-	-	-	18,300,000	26,300,000

【補助金の推移等】

補助金の内訳は敬老会補助金。令和3年度まで負担金であったものを令和4年度から補助金に見直したものである。(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込	令和5年度 当初予算
敬老会負担金	49,713,728	49,283,574	51,212,365	-	-
敬老会補助金	-	-	-	1,408,000	17,469,000

【内容と国庫補助の有無】

担当部局から敬老会、長寿大運動会、高齢者文化祭の内容と国庫補助（在宅福祉事業費補助金、補助率3分の1）の有無を確認した。これらの取組が他者との競争、他者からの敬意、承認欲求の満足、知性や体力の発揮、仲間との親睦などの機会となり、高齢者の生きがいにつながるとのことである。

	目的（内容）	国庫補助
敬老会	高齢者の長寿を祝うとともに、地域住民の敬老精神の高揚を図る（地域で開催される敬老会に補助金を交付。77歳のお祝いとして長寿祝金を贈呈。）	無
100歳記念品	多年にわたり社会の発展に寄与された100歳を迎える高齢者の長寿を祝うとともに、広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める	
長寿祝金	長年社会の発展に貢献された高齢者に対して、長寿を祝福し、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図る	
長寿大運動会	高齢者の健康増進を願い、老人クラブ会員相互の親睦を深め、高齢者の生きがい活動を推進する（市と旭川市老人クラブ連合会との共催により開催し競技を行う。一部の参加者は運営委員として運営に携わる。）	有



高齢者文化祭	高齢者の趣味の作品等の展示発表を通して生きがいを高め、趣味の向上を図り、併せて市民の高齢者福祉への理解と関心を高め、もって高齢者福祉の充実を図る (60歳以上の市民が製作した作品を展示する作品展。老人クラブ等に所属する高齢者による芸能発表。)	有
--------	--	---

【第8次旭川市総合計画上の位置付けと効果】

基本政策3「互いに支え合う福祉の推進」の中の展開施策「高齢者の生きがいつくりと支え合う地域福祉の推進」に属する事業であるが、担当部局によると基本政策2「生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進」にも関わる事業である。担当部局の考える事業効果は「高齢者のフレイル予防」と「市民の高齢者福祉への理解と関心を高める」ことに分かれ、それぞれおむね次のような効果が期待できるとのことである。

高齢者のフレイル予防	
介護	要介護者の増加防止
医療	高齢者の健康維持
地域	社会参加の機会増加による地域活性化
市民の高齢者福祉への理解と関心を高める	
孤立死防止	高齢者に対する地域の見守り
認知証高齢者への理解	認知証があっても地域に住み続けることができる
高齢者虐待の予防	地域の問題として捉え、早期発見・早期解決に向けて行動できる

【5年間の実績推移(敬老会)】

(単位:円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込
敬老会	実施団体	107団体	111団体	109団体	111団体	9団体
	対象者	48,541人	49,747人	51,339人	51,579人	53,536人
100歳祝	対象者	96人	114人	155人	137人	139人
長寿祝金	対象者	-	-	-	-	3,686人
事業費	計	48,692,107	50,339,806	49,733,492	51,625,481	20,289,395
	(内100歳)	245,516	256,790	326,191	288,961	334,201
	(内長寿祝金)	-	-	-	-	18,432,000

※ 敬老会の令和4年度の参加人数は662名。令和3年度以前は調査していないため不明。



※ 長寿祝金は令和4年度から敬老会の見直しと併せて実施。

【敬老会見直し状況】

担当部局から令和4年度からの敬老会見直しの状況を確認した。敬老会事業の対象となる77歳以上の高齢者が増加していく中で、敬老会を実施する各地区の実施団体の役員の担い手不足、会場確保の難しさ、準備や祝賀会欠席者への記念品配付の負担等の問題から、これまでどおり事業を実施していくことが困難となっている地区があることや、市負担金の増加や敬老会の財源となっている基金の減少などの課題があり、敬老会の在り方を検討し、見直しに至った経緯がある。

なお、この見直しに当たっては、平成29年度から検討に着手し、市民や実施団体へのアンケート調査、関係団体との協議、市民へ意見提出手続、他都市の状況を踏まえるなど、時間をかけて見直しに至った経緯があるため、現行の内容を継続する中で新たな課題等の状況に応じた検討が必要と考えるとのことである。

項目	令和3年度まで	令和4年度から	予算削減見込
実施方法	市と地域の共催で全市的に敬老会（祝賀行事＋記念品配付）を実施	地域が主催する敬老会（祝賀行事）に対して、補助金を交付 市が主催する事業として77歳に到達する方に長寿祝金を贈呈	400万円
市負担額の基準	敬老会対象者数×1,000円	・長寿祝金 77歳の対象者数×5,000円 ・敬老会（祝賀行事）開催補助金 敬老会出席実人数×2,000円	
市負担額の対象経費	敬老会開催に要する経費（敬老会に出席できない方に対する記念品の配付や敬老会を開催せず、記念品の配付のみを行う場合についても対象）	・長寿祝金 77歳に到達する方に対する祝金（民生委員児童委員の協力で贈呈） ・実施団体に対する補助金 敬老会の開催に要する経費(地区開催分のみ)	
その他	－	敬老会（祝賀行事）の開催において、地域での交流、高齢者の健康・生きがいづくり等、地域の活性化につながる取組を合わせて実施する場合に補助金を加算	

【5年間の実績推移（長寿大運動会）】



対象者は市内老人クラブ会員。なお、担当部局によると、参加者が対象者（老人クラブ会員）の一部に留まる一因は、老人クラブ会員の高齢化が進んでいるためと考えているとのことである。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 見込
開催月日	6 月 30 日	7 月 6 日	中止	中止	中止
対象者	6,523 人	6,271 人			
参加者	884 人	720 人			
事業費	371,730 円	330,095 円			

※ 令和 2 年度から令和 4 年度まで新型コロナ対策のため中止。

【事業費以外の経費（長寿大運動会）】

正職員人工	0.29 人工の人件費
時間外勤務	開催日が土曜日であるため、担当係職員及び部内応援職員の 210 時間（7H × 30 人）程度の時間外勤務手当
傷害保険料	共催する老人クラブ連合会が支出する、運営委員（参加する老人クラブ等から各 1 人選出され、運動会の運営に携わる者）分の傷害保険料（1 人 100 円）

【他の事業等との共催の可能性（長寿大運動会）】

担当部局に対し、あさひかわ健康まつりやたくけんウォークなどのイベントとの共催の可能性を確認したところ次のとおり回答があった。

長寿大運動会は、高齢者の健康増進と老人クラブ会員相互の親睦を深め、生きがい活動を推進することを目的としている。同世代間での競争であるからこそ、勝敗を競うことに意味が見い出せ、生きがいにつながったり、親睦が深まったりすると思われる。

なお、他の事業との併催に当たっては、併催事業の内容にもよるが、長寿大運動会を共催している旭川市老人クラブ連合会の意向や併催事業の主催者の意向の確認が必要と考える。その上で、長寿大運動会の競技場所に加えて他の事業を行うスペースが確保できれば、可能性はないとは言えないものと考えている。

【5 年間の実績推移（高齢者文化祭）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 見込
開催期間	11/3～11/6	11/3～11/6	11/3～11/4	12/1～12/3	11/5～11/8
出展数	310 件	345 件	256 件	243 件	234 件
団体数	29 団体	28 団体	中止	中止	中止



対象者	133,806 人	134,074 人	134,282 人	134,440 人	134,199 人
参加者	917 人	894 人	612 人	574 人	571 人
芸能参加者	277 人	277 人	中止	中止	中止
観覧者	1,743 人	1,939 人	309 人	235 人	537 人
事業費	479,709 円	491,470 円	171,287 円	193,718 円	213,244 円

※ 対象者は 4 月 1 日現在の 60 歳以上人口。

※ 令和 2 年度から令和 4 年度まで新型コロナ対策のため芸能発表を中止。

【満足度及び利用しない理由】

担当部局から次のとおり確認した。

利用者の満足度	特に調査等はしていないが、感謝の言葉が聞かれたり（100 歳記念品等）、熱心に練習したり（運動会）、半年以上前から作品作りに取り組む（文化祭）など、利用者の満足度は高いものと考えている。
利用していない高齢者が利用しない理由	特に調査等はしていないが、「60 歳を過ぎてもまだ現役で仕事をしていて、忙しくて老人クラブに加入しない。」（※）との意見を多く聞く。 なお、長寿祝金は、連絡が取れないことなどにより利用に至らない場合がある。

※ 長寿大運動会の対象者は、老人クラブ会員に限定されている。

【旭川市長寿社会生きがい基金の残高の推移】

年度	積立額計	基金取崩額	年度末現在高
平成 30 年度	107,240,522 円	74,122,642 円	203,472,571 円
令和元年度	20,006,603 円	75,256,856 円	148,222,318 円
令和 2 年度	10,595,752 円	71,303,288 円	87,514,782 円
令和 3 年度	15,171,018 円	71,165,784 円	31,520,016 円
令和 4 年度	12,743,942 円	10,595,750 円	33,668,308 円

【担当部局へのヒアリング】

敬老会は令和 4 年度から大きく見直したところであり、新制度を運用する中で新たに課題等が生じるか確認する段階とのことであったことから、当委員会としては長寿大運動会に注目して調査審議した。長寿大運動会は高齢者全体の約 3%しか加入していない老人クラブの加入者のみを対象としており、直近の開催である令和元年度の参加者は老人クラブ加入者のさらに約 11.5%と限定されている。理念や目的は理解するところであるが、費用対効果が適切なのかという視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、長寿大運動会について、参加者が高齢者全体の一部とはいえ一定数の参加があり、楽しみにしている方が多いとの説明があった。なお、土曜日に開催するため



応援職員を含めて 30 人の時間外勤務が発生しているものの、なるべく平日に振替休日を取得することで、時間外勤務手当の支給額が増えないようにしているとのことであった。なお、長寿大運動会と応援職員の本来業務とはどちらの方が重要か尋ねたところ、いずれも重要であるとの回答であった。

【評価に当たっての考え方】

総論でも述べたが、旭川市の職員は時間外勤務・休日勤務が多いと思われ、働き方改革と経費削減の両面から喫緊の対応が必要である。市役所内の業務応援については、振替休日の取得により時間外勤務手当の支給がない場合であっても、応援職員が本来業務に使える時間を削っている側面もある。仮に、応援職員がその分を取り返すために時間外勤務をしているとすれば、全体の時間外勤務を底上げしている可能性があることを踏まえ、費用対効果を意識した運用が求められる。行政の事業は、個別に見ると全てが重要と思えるが、市費を投じる以上は、事業や施設に直接関係のない多くの市民も含めた全市民の利益を最優先として「選択と集中」に努めなければならない。職員の応援は可能な限り控え、学生ボランティアの活用などを検討できないものか。

また、長寿大運動会は高齢者の健康増進や生きがい活動の推進をするものであるが、対象者が老人クラブ加入者に限られ、実際の参加者は高齢者のごく一部といえることから、高齢者全体に対する費用対効果には疑問がある。総論でも述べたが、サービスを利用する者が一部であるなど、選択的なサービス又は便益が特定されるサービスであっても、市費負担のみで実施している事業は、全市民が負担していると捉えることもできる。サービスを利用する者と利用しない者との間で不公平が生じないように十分に留意してもらいたい。

なお、あさひかわ健康まつりやたくけんウォークなど類似の事業やイベントがあるため、限られた予算で最大限の費用対効果を得るため、共催や統合を視野に入れて事業の在り方を見直し、全体経費の削減を図ること。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>長寿大運動会について、利用者が高齢者の一部であることを踏まえ、実施手法を含めた事業全体の見直しが必要である。</p> <p>[見直しの内容]</p> <p>・費用対効果を高めるため、類似事業等との統合や共催のほか、受益者負担の適正化、応援職員を含めた職員の業務を減らすよう事業の在り方を見直しを図ること。</p>	



第 5 個別施設に関する評価（各論）

1. 5 条庁舎



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本 情 報	担当部局	総務部管財課
	所在地	旭川市 5 条通 10 丁目
	地域区分	中央・新旭川
	施設用途	行政系施設【庁舎等】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	旭川市の事務所
	設置根拠	地方自治法第 4 条
建 物 情 報	建築年	1973 年（築 50 年）
	延床面積	1,489.66 ㎡
	棟数	1 棟
	耐震化の状況	耐震診断未実施
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 6 階
	避難所指定施設	指定なし
評 価	施設評価	E：廃止
	施設の将来像	廃止（第 1 期）

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画において整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度までをいう。



【5年間の収入・支出】

(単位：千円)

収入		項目	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
		使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
		国、道支出金	0	0	0	0	0	
		その他収入	297	317	283	321	244	
		①：収入合計	297	317	283	321	244	
支出	施設維持費	修繕料	141	11	0	19	0	
		燃料費	433	453	379	507	656	
		光熱水費（電気）	820	809	770	823	1,108	
		光熱水費（水道）	43	37	37	36	38	
		光熱水費（ガス）	32	28	29	28	26	
		委託料	指定管理業務	0	0	0	0	0
			機械警備業務	415	419	422	149	124
			清掃業務	2,182	2,202	2,222	2,584	2,626
			消防設備点検業務	248	249	163	854	790
			草刈り業務	0	0	0	0	0
	EV・自動扉保守管理業務		324	363	366	404	401	
	除雪業務		0	0	0	0	0	
	一般・産業廃棄物収集運搬業務		176	192	214	238	249	
	機器点検業務	0	0	0	0	0		
	その他業務	0	0	0	0	0		
	その他		0	0	0	0	0	
	施設維持にかかる費用 合計		4,814	4,763	4,602	5,642	6,018	
	施設運営費	人件費（正職員）	0	0	0	0	0	
		人件費（会計年度任用職員）	0	0	0	0	0	
		手数料・保険料等	151	152	157	152	164	
使用料賃借料		0	0	0	0	0		
その他		3	8	145	0	0		
施設運営にかかる費用 合計		154	160	302	152	164		
②：支出合計		4,968	4,923	4,904	5,794	6,182		
収支差額（① - ②）		-4,671	-4,606	-4,621	-5,473	-5,938		



【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	66.00%

【現在の利用状況】

担当部局から次のとおり確認した。

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室 3室 ・外郭団体の事務室 4室 (勤労者共済センター、北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター) ・倉庫、文書庫 15室 (主に文書庫、備品の一時保管場所) 		
	各階の状況		
1階	執務室	編み物内職相談コーナー (経済総務課)	
	事務所	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター (使用許可)	
2階		書庫、備品の保管場所	
	事務所	(一財)旭川市勤労者共済センター (使用許可)	
	執務室	(社福)旭川いのちの電話事務局 (健康推進課)	
3~5階	執務室	職員相談室 (職員厚生課)	
		書庫・倉庫	
<p>書庫や倉庫の利用は、庁舎内に保管しきれない台帳や図面、工事関係書類などであり、使用頻度は高くないが、書類等の閲覧や確認が適宜必要となるものが多い。</p> <p>現在の執務場所から至近距離にあり、大量に保管できることから、各部局に好評で、空いている部屋もわずかとなっている。</p>			

【維持管理費・修繕費・耐震の状況】

担当部局から次のとおり確認した。

維持管理費・修繕費	<p>電気、水道、ガスなどのほか、機械警備、エレベーターや自動ドアの保守料、清掃やじん芥処分費用を支出し、過去5年間の平均は535万円となっている。</p> <p>しかし、公共施設カルテでは、清掃費やじん芥処分費が第三庁舎や総合庁舎との床面積按分で計上されているが、実際に行っている作業人工による按分で計算すると、清掃費は年間約42万円、じん芥は約5万円となり、年間の維持管理経費は平均で約328万円となる。</p> <p>修繕は必要最低限とし、過去5年では、業者による修繕が必要なストーブや消防設備の費用を支出している。これ以外の修繕（トイレや建具等）は全て自前で行っている。</p>
耐震	耐震診断は未実施であり、耐震性の有無は不明である。



	しかし、昭和 56 年の新耐震基準前の昭和 49 年の建物であることや、建物の躯体や設備の老朽化が顕著であること、数年後の令和 9 年度までの廃止が決まっており、建物の延命化を図る方針もないことから、耐震診断は行わない。
今後の見込み	引き続き、建物を維持出来る最低限の修繕とし、さらに契約更新の時期を迎える自動ドアの利用停止により、保守費用の一層の節減を目指す。

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

取組状況（令和元年度から令和 4 年度）	<p>市の執務室の位置付けである編み物内職相談センターといのちの電話事務局、職員相談室のスペースの他、行政文書を保管している文書庫は、外部に代替場所を確保する必要があるが、費用面から、空き床のある市有施設を中心に調査研究してきた。</p> <p>しかし、令和 9 年度の廃止目標まで猶予があることや、令和 5 年度と令和 6 年度に新庁舎と第二庁舎への移転が予定され、移転計画の確実な実施を図るため、移転時に収納しきれない文書や物品が想定を超えて発生した場合の緊急一時保管場所として活用する方針としたことから、令和 6 年度までの間は廃止しないこととし、廃止に向けた積極的な取組はしてこなかったところである。</p> <p>※ 既に、資産税関係の台帳が、退避場所として使用され、その目的での活用もされている。</p>
課題	<p>執務室は、人的又は機械警備による不審者の侵入防止など、盗難や防犯対策が可能であることが条件となるほか、利用する市民等が来訪しやすいといった立地も考慮する必要がある。</p> <p>文書庫は、適切に保管できる堅牢で書類の保存に支障を来さないような温度や湿度が維持できることの他、税などの個人情報を含む機密文書があるため、施錠設備や機械警備等による万全なセキュリティの確保が必要である。</p> <p>廃止するためにはこうした条件に合う代替施設が必要であるが、民間の賃貸物件の場合、新たに賃借料がかかるため、賃借料がかからない現在と同等若しくは安価な施設を見つけるのは非常に困難である。</p> <p>したがって、空き床のある市有施設に分散して配置できないか調査研究しているが、現在のところ候補となる施設がなく、代替施設を探ることが課題と考えている。</p>
廃止する場合の	代替施設の確保が必要であるが、執務室と文書庫分の施設が必



代替手段	<p>要であると考えており、基本的には、他の市有施設の空きスペースを活用することとし、市有施設の集約化と維持管理経費の節減を図ることとしている。</p> <p>なお、目的外使用許可している 2 団体の執務室については、一定の予告期間を設けることにより退去（廃止）可能と考えている。（使用許可は、借地借家法が適用されないことや、市が許可した部分の場所を必要になった場合、使用許可をしないことや取り消すことにより、相手方に退去を求めることができる。）</p> <p>備品庫については、新総合庁舎の地下に設けることとしている。</p>
今後の取組	<p>令和 7 年度以降、庁舎の集約化により代替施設の候補が増えることや、一連の新庁舎への移転業務が終了することから、令和 9 年度末の廃止に向けて鋭意取組を進めていくことにしている。</p>
達成時期	令和 9 年度

【担当部局へのヒアリング】

施設の将来像が「廃止」であることから、その進捗や達成時期を確認する視点からヒアリングを実施した。担当部局からは、令和 5 年度と令和 6 年度に予定する新庁舎と第二庁舎への移転の間は文書等の緊急一時保管場所として活用する方針であり、令和 7 年度から令和 9 年度の 3 か年で廃止する予定であるため、更に早めることは考えていないとの説明があった。

また、敷地の売却を考えているか尋ねたところ、更地化するための建物解体費用の方が売却益よりも大きくなると見込んでいるとのことであった。

【評価に当たっての考え方】

外部団体が入居している、捨てられない資料がある、近くにないと困るなどの課題について説明があったが、このままでは年間の維持管理費がかかり続けることとなる。文書保管と外郭団体の執務室という使い方は、年間の維持管理費に見合っていないのではないかと。建物解体費用の方が敷地の売却益より大きいとしても、維持管理費の削減額、売却益、売却後の固定資産税収入で中期的には回収可能と考えられる。

【当委員会の評価】

方向性	廃止
<p>施設の将来像「廃止」の達成に向けて積極的に取り組む必要がある。</p> <p>毎年、維持管理費を要しているが、十分に売却が見込める立地であることから、執務室及び入居団体の移転先と保存文書の保管先をそれぞれ確保することを含め、スピード感を持って用途廃止に向けた取組を進めること。</p>	



2. 建設労働者福祉センター



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	市民生活部地域活動推進課
	所在地	旭川市 6 条通 4 丁目
	地域区分	中央・新旭川
	施設用途	市民文化系施設【集会施設】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	指定管理者（利用料金制、公募） （令和 4 年度指定管理者：株式会社旭川振興公社）
	設置目的	勤労者の福祉の増進に寄与するため設置
建物情報	設置根拠	旭川市勤労者福祉総合センター条例
	建築年	1978 年（築 45 年）
	延床面積	1,158.52 ㎡
	棟数	1 棟
	耐震化の状況	要耐震改修
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
評価	避難所指定施設	指定なし
	施設評価	C:複合化・多機能化対応
	施設の将来像	勤労者福社会館等に機能集約し廃止検討（第 1 期又は第 2 期）
	施設保有の考え方・	施設規模が比較的小規模な建設労働者福祉センター



機能確保の手法	を廃止し、その機能を「ときわ市民ホール」、「市民活動交流センター」、「勤労者福祉会館」等に集約
---------	---

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画において整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度まで、第 2 期とは令和 15 年度までをいう。

【施設を設置した当初の目的や経緯】

担当部局から次のとおり確認した。

S52.11.17 着工、S53.8.31 竣工、S53.9.11 開設

勤労者の福祉増進と安定した豊かな生活水準を目指し、勤労者の総合的な福祉施設（勤労者福祉総合センター全体計画）建設の推進に努め、雇用促進事業団施設として建設労働者のための福祉センターが開設された。その後、雇用促進事業団が平成 11 年 10 月 1 日に廃止され、新法人の雇用・能力開発機構に継承されたが、平成 14 年 12 月 27 日に旭川市が取得した。

その後、市の直営により管理運営を行い、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、管理運営している。

【施設の維持管理・修繕経費、見込まれる改修費用】

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度～
維持管理費	8,635	9,168	10,837	10,903	11,216	10,411	11,000
修繕費	83	244	0	0	7	10	10
計	8,718	9,412	10,837	10,903	11,223	10,421	11,010

改修費用	令和 5 年度 温風暖房機取替更新 6,952 千円
------	----------------------------

【施設運営状況、利用対象者、類似施設（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

施設運営上の課題	老朽化に伴う施設の改修や既設設備の修繕などの適切な実施	
施設整備等の今後の予定	耐震改修工事が必要である。	
常勤 職員数	正職員	0 人
	会計年度任用職員	0 人
利用対象者	勤労者（勤労者・勤労者であった者）、一般、企業又は労働組合等	
類似施設	旭川市各住民地区センター、旭川市ときわ市民ホール、旭川勤労者福祉会館、旭川勤労者体育センター	



類似施設との違い	利用料金の設定基準が勤労者等（勤労者・勤労者であった者）が使用する場合、一般料金の「およそ3分の1」に設定されており、勤労者が行う催し等を助長する施設となっている。
----------	--

類似施設を「貸室機能を持つ集会施設」に限定した場合、担当部局に確認したところ、「市内全域に機能を提供している施設として、市内中心部から約2km以内で規模が同程度の施設」としては、勤労者福祉会館、ときわ市民ホール、市民活動交流センターの3施設があるとのことであった。

【部屋別面積、利用状況（建設労働者福祉センター）】

（単位：件、％）

種別	面積	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
サークル室	41.04 m ²	331	32.0	397	38.1	136	13.1	135	13.0	232	22.4
研修室	74.25 m ²	328	31.7	159	15.3	81	7.8	77	7.4	177	17.1
和室研修室	82.08 m ²	90	8.7	130	12.5	91	8.7	90	8.7	89	8.6
ホール	257.04 m ²	143	13.8	112	10.8	57	5.5	76	7.3	81	7.8
合計		892	21.5	798	19.2	365	8.8	378	9.1	579	15.5

【利用料金（建設労働者福祉センター）】

（単位：円）

使用区分	勤労者等				一般			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
時間区分	9～12時	13～17時	18～22時	9～22時	9～12時	13～17時	18～22時	9～22時
サークル室	120	160	160	440	360	480	480	1,320
研修室	240	320	320	880	720	970	970	2,660
和室研修室	240	320	320	880	720	970	970	2,660
ホール	830	1,100	1,100	3,030	2,490	3,320	3,320	9,130

- ※ 利用料金には消費税及び地方消費税額が含まれている。
- ※ 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金を合算した額とする。
- ※ 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- ※ 11月1日から翌年の4月30日までは、利用料金の2割に相当する額を暖房料として徴収する。
- ※ 7月1日から8月31日までは、ホールの利用時のみ、利用料金の2割に相当する額を冷房料として徴収する。



【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	455	593	2,207	2,162	1,354
利用人数あたり運営コスト	0	0	1	0	1
利用人数あたり総コスト	455	593	2,208	2,162	1,355

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	94.60%

【類似施設の部屋別面積、利用状況（勤労者福祉会館）】

（単位：件、％）

種別	面積	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
図書室・研修室	70.0 ㎡	413	39.9	477	45.8	334	32.1	299	28.8	398	38.3
研修室	70.0 ㎡	423	40.8	390	37.5	288	27.7	266	25.6	372	35.8
和室研修室 A	69.0 ㎡	302	29.2	278	26.7	187	18.0	167	16.1	258	24.9
和室研修室 B	69.0 ㎡	339	32.7	397	38.1	263	25.3	305	29.4	419	40.4
音楽室	81.0 ㎡	290	28.0	242	23.2	206	19.8	152	14.6	395	38.1
中会議室	167.0 ㎡	312	30.1	286	27.5	299	28.7	299	28.8	399	38.4
大会議室	243.0 ㎡	390	37.6	387	37.2	308	29.6	372	35.8	522	50.3
小会議室 A	84.0 ㎡	431	41.6	472	45.3	331	31.8	346	33.3	425	40.9
小会議室 B	84.0 ㎡	369	35.6	396	38.0	273	26.2	252	24.3	334	32.2
小会議室 C	84.0 ㎡	362	34.9	293	28.1	248	23.8	218	21.0	264	25.4
和室研修室 D	79.5 ㎡	268	25.9	277	26.6	176	16.9	217	20.9	204	19.7
和室研修室 C	79.5 ㎡	363	35.0	342	32.9	201	19.3	212	20.4	318	30.6
合計		4,262	34.3	4,237	33.9	3,114	25.0	3,105	24.9	4,308	34.6

【類似施設の利用料金（勤労者福祉会館）】

（単位：円）

使用区分	勤労者等				一般			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
時間区分	9～12 時	13～17 時	18～22 時	9～22 時	9～12 時	13～17 時	18～22 時	9～22 時
図書室・研修室	240	330	330	900	740	990	990	2,720



研修室	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室 A	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室 B	240	330	330	900	740	990	990	2,720
音楽室	240	330	330	900	740	990	990	2,720
中会議室	480	640	640	1,760	1,440	1,930	1,930	5,300
大会議室	700	930	930	2,560	2,100	2,810	2,810	7,720
小会議室 A	240	330	330	900	740	990	990	2,720
小会議室 B	240	330	330	900	740	990	990	2,720
小会議室 C	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室 D	240	330	330	900	740	990	990	2,720
和室研修室 C	240	330	330	900	740	990	990	2,720

- ※ 利用料金には消費税及び地方消費税額が含まれている。
- ※ 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金を合算した額とする。
- ※ 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- ※ 11月1日から翌年の4月30日までは、利用料金の2割に相当する額を暖房料として徴収する。
- ※ 7月1日から8月31日までは、ホールの利用時のみ、利用料金の2割に相当する額を冷房料として徴収する。

【類似施設の部屋別面積、利用状況(ときわ市民ホール)】 (単位:件、%)

種別	面積	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
研修室 101	90.21 m ²	458	44.2	486	46.7	447	42.9	415	40.0	523	50.4
研修室 201	54.88 m ²	434	41.9	394	37.8	323	31.0	263	25.3	341	32.9
研修室 202	54.88 m ²	430	41.5	391	37.6	301	28.9	286	27.6	341	32.9
サークル室	95.96 m ²	643	62.1	543	52.2	219	23.5	221	21.3	361	34.8
軽運動室	159.54 m ²	550	53.1	541	52.0	520	50.0	460	44.3	719	69.3
趣味 1	71.63 m ²	335	32.3	295	28.3	236	22.7	161	15.5	156	15.0
趣味 2	71.63 m ²	392	37.8	295	28.3	235	22.6	201	19.4	304	29.3
研修室 301	48.57 m ²	750	72.4	711	68.3	548	52.6	504	48.6	640	61.7
研修室 302	48.57 m ²	775	74.8	723	69.5	529	50.8	533	51.3	649	62.5
研修室 303	48.57 m ²	552	53.3	476	45.7	478	45.9	462	44.5	583	56.2
研修室 304	48.57 m ²	415	40.1	392	37.7	408	39.2	399	38.4	378	36.4



研修室 305	48.57 m ²	405	39.1	375	36.0	387	37.2	392	37.8	338	32.6
研修室 306	48.57 m ²	650	62.7	573	55.0	394	37.8	403	38.8	499	48.1
調理実習室	117.60 m ²	233	22.5	205	19.7	131	13.2	151	14.5	173	16.7
会議室	71.96 m ²	342	33.0	355	34.1	262	25.2	236	22.7	285	27.5
会議室 2	71.96 m ²	377	36.4	378	36.3	361	34.7	369	35.5	398	38.3
研修室 401	70.17 m ²	424	40.9	355	34.1	375	36.0	301	29.0	383	36.9
研修室 402	70.17 m ²	375	36.2	359	34.5	380	36.5	338	32.6	407	39.2
和室 1	43.05 m ²	422	40.7	421	40.4	311	29.9	290	27.9	353	34.0
和室 2	43.05 m ²	504	48.6	493	47.4	427	41.0	370	35.6	485	46.7
和室 3	43.05 m ²	484	46.7	483	46.4	286	27.5	262	25.2	326	31.4
多目的 1	97.51 m ²	557	53.8	510	49.0	414	39.8	388	37.4	548	52.8
多目的 2	97.51 m ²	562	54.2	507	48.7	409	39.3	377	36.3	528	50.9
展示コーナー	124.13 m ²	30	2.9	18	1.7	94	9.0	0	0.0	56	5.4
合計		11,099	46.6	10,279	42.9	8,475	35.5	7,782	32.6	9,774	40.9

【類似施設の利用料金（ときわ市民ホール）】

（単位：円）

使用区分	女性・勤労青少年・高齢者・ 障がい者・ボランティアなど				一般			
	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～22 時	全日 9～22 時	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～22 時	全日 9～22 時
研修室 101	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
研修室 201	180	240	240	660	550	740	740	2,030
研修室 202	180	240	240	660	550	740	740	2,030
サークル室	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
軽運動室	480	640	640	1,760	1,450	1,940	1,940	5,330
趣味 1	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
趣味 2	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
研修室 301	180	240	240	660	550	740	740	2,030
研修室 302	180	240	240	660	550	740	740	2,030
研修室 303	180	240	240	660	550	740	740	2,030
研修室 304	180	240	240	660	550	740	740	2,030
研修室 305	180	240	240	660	550	740	740	2,030
研修室 306	180	240	240	660	550	740	740	2,030
調理実習室	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150



会議室	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
会議室 2	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
研修室 401	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
研修室 402	180	240	240	660	550	740	740	2,030
和室 1	180	240	240	660	550	740	740	2,030
和室 2	180	240	240	660	550	740	740	2,030
和室 3	180	240	240	660	550	740	740	2,030
多目的 1	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
多目的 2	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
展示コーナー	370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150

※ 利用料金には消費税及び地方消費税額が含まれている。

※ 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の利用料金は、それぞれの時間区分の利用料金を合算した額とする。

※ 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

※ 11月1日から翌年の4月30日までは、利用料金の2割に相当する額を暖房料として徴収する。

※ 7月1日から8月31日までは、ホールの利用時のみ、利用料金の2割に相当する額を冷房料として徴収する。

【類似施設の部屋別面積、利用状況(市民活動交流センター)】 (単位:件、%)

種別	面積	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
会議・研修室 1	52.0 m ²	505	57.8	441	49.8	343	28.9	340	32.4	402	42.9
会議・研修室 2	59.0 m ²	464	54.6	351	47.2	247	27.0	233	28.4	336	44.2
作業・打合せ室	26.0 m ²	708	55.0	723	54.3	452	31.4	416	29.0	539	41.0
事務作業室	19.0 m ²	722	52.8	747	48.4	404	25.2	337	23.2	475	35.7
ホール	221.0 m ²	437	54.5	382	50.0	237	22.5	237	24.4	380	43.7
合計		2,836	54.9	2,644	49.9	1,683	27.0	1,563	27.5	2,132	41.5

【類似施設の利用料金(市民活動交流センター)】

区分	単位	利用料金		
		市民活動団体等	一般	
屋内	会議・研修室 1	1時間につき	210円	430円
	会議・研修室 2	1時間につき	240円	490円



	会議・研修室（1・2）	1時間につき	450円	920円
	作業・打合せ室	1時間につき	100円	210円
	事務作業室	1時間につき	70円	150円
	ホール	1時間につき	920円	1850円
	上記以外の施設	1㎡・1時間につき	4円	8円
屋外	屋外広場	1時間につき	50円	100円
	上記以外の施設	1㎡・1時間につき	1円	2円

※ 市民活動団体等とは、旭川市の区域内で市民活動を行っている団体又は個人で、市長の定めるところにより、あらかじめ指定管理者が認めたものをいう。

※ 夏季（6月～8月）・冬季（10月～4月）は、冷暖房料として利用料金の2割に相当する額がかかる。

※ 使用時間が1時間未満の場合は1時間、使用面積が1㎡未満の場合は1㎡とする。

※ 一般の利用料金の適用となる者が、商品の宣伝・販売や入場料、参加料を徴収するなど営利を目的とする行事等について交流センターを使用する場合は、10割増の利用料金とする。

※ 使用時間には、準備及び原状回復（整理整頓、清掃など）のための時間を含む。

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

取組に着手していない理由	「施設の将来像」達成に向けた取組の考え方や方法が整理されていないため。
今後の取組	市民団体等にとっては必要不可欠な施設なので、期限を定めた廃止を検討する段階ではない。
他施設内での事業スペースの確保可否	現在の利用者の利用実態を調査した上で、代替手法として、事業内容を検証し、他施設内で事業スペースを確保することの対応についての検討は可能であることから、期限を定めて廃止を検討するのではなく段階的に廃止等を含めて検討する。
達成時期	未定
達成時期の目途が立っていない理由	他の施設への機能集約については、慎重に検証し、現施設に求められる機能があると判断した場合には廃止を検討するが、廃止するには、住民参加や情報公開を通じ、住民との合意形成に十分な時間を図る必要があるため。

【担当部局へのヒアリング】

施設の将来像が「勤労者福祉会館等に機能集約し廃止検討」であることから、勤労者福祉会館やときわ市民ホール、市民活動交流センター等に機能集約ができないかという視点



からヒアリングを実施した。施設内にはサークル室、研修室、和室研修室、ホールがあるが、担当部局からホールについては代替施設がないとの説明があった。150名規模のホールは旭川市内で唯一であり、すり鉢状で椅子が設置されている特徴を持ち、音楽やピアノ、演劇の発表会、高校生の弁論大会などに使用されているとのことである。

また、老朽化が進む中でも機能集約が進まない理由としては、現在利用している方への配慮との説明があった。指定管理者が利用者アンケートを実施しているが、具体的な設問内容を聞いたところ、施設の機能集約に関する意見やこの施設でないといけない理由などを確認するものはなかった。

【評価に当たっての考え方】

各施設の利用実態を見たところ、ホールを含めて、隣接する勤労者福祉会館やときわ市民ホール、市民活動交流センターなどで代替可能と考えられ、収支向上の意味でも集約を前提に進めるべきである。修繕は使用に必要最低限なものにとどめ、特に長期使用を前提とした大規模改修等は実施すべきではない。

また、総論でも述べたが、限られた予算をどう使うのが全市民にとって最適か十分に分析し、廃止する場合は少しでも早く決断し、速やかに実行に移すことが必要である。利用者がアンケートで「良かった」と回答するのは当然ともいえるので、少なくとも機能集約に関する利用者の考えを確認できるよう設問内容を見直すべきではないか。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>施設の将来像「勤労者福祉会館等に機能集約し廃止検討」の達成に向けて積極的な取組がなされていないことから、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>[見直しの内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者福祉会館、ときわ市民ホール、市民活動交流センター等への機能移行による用途廃止に向けた検討を進め、速やかに方向性を決定し、実行に移すこと。 ・廃止検討施設であることから、修繕等は用途廃止までの使用に必要最低限なものにとどめること。 	



3. 忠和テニスコート



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本 情報	担当部局	観光スポーツ交流部スポーツ課
	所在地	旭川市神居町忠和
	地域区分	神居
	施設用途	スポーツ・レクリエーション系施設【スポーツ施設】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	指定管理者（公募） （令和4年度指定管理者：株式会社旭川振興公社）
	設置目的	市民の健康増進と体育の振興を図るため
	設置根拠	旭川市テニスコート条例
建 物 情 報	建築年	1984年（築39年）
	延床面積	123.12㎡
	棟数	2棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	木造 平家
	避難所指定施設	指定なし
評 価	施設評価	D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	第1期において民間事業者によるサービス提供への移行検討
	施設保有の考え方・機能確保の手法	民間事業者によるサービス提供への移行を検討

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画において整理したもの。

※ 施設の将来像の第1期とは令和9年度までをいう。



【コートの種類と面数】

	コート種類	面数
硬式テニスコート	ハードコート	16 面
軟式テニスコート	クレーコート	8 面

【維持管理や修繕に要する経費（過去 5 年の実績と今後の見込み）】

	年度	指定管理料	修繕・工事内容	修繕・工事費用
過去 5 年の 実績	平成 30 年度	8,743 千円	照明設備安定器取替工事	1,080 千円
	令和元年度	8,766 千円	－	－
	令和 2 年度	9,029 千円	－	－
	令和 3 年度	9,029 千円	－	－
	令和 4 年度	9,240 千円	男性トイレ小便器配管取替修繕	187 千円
今後 の 見込み	令和 5 年度	9,439 千円	水飲み場修繕	208 千円
	令和 6 年度	9,601 千円	コート調査委託	7,050 千円
	令和 7 年度	9,771 千円	アクリルコート更新工事	50,000 千円
	令和 8 年度	9,942 千円	－	－
	令和 9 年度	未定	－	－
	令和 10 年度	未定	クレーコート掻き起こし	41,500 千円

【指定管理者の令和 4 年度の支出一覧】

(単位：円)

項目	内訳	金額
人件費		5,064,569
	賃金	管理・清掃作業、早朝開放等
	福利厚生費	社会保険等
管理費		1,601,131
	公租公課	償却資産税
	備品購入費	テニスネット
	消耗品費	管理用消耗品
	修繕費	管理用備品修繕
	車両費(管理車両)	整備費、燃料、保険料
	光熱水費	電気・上下水道
	燃料費	灯油・ガソリン・軽油
	通信費	電話料
	印刷製本費	個人使用券



保険料	施設賠償責任保険	7,680
借上及損料	行政財産使用料	108,993
手数料	振込手数料	14,385
負担金	安全衛生教育受講料	9,318
調査研究費	安全衛生教育テキスト代	2,500
業務委託費	機械警備	161,000
小計		6,665,700
間接費		1,334,001
支出にかかる消費税		190,991
支出小計		8,190,692
支払消費税		649,009
支出合計		8,839,701

※ 間接費は、令和4年度本社経費を各事業案分した費用を計上している。

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	386	372	521	577	464
利用人数あたり運営コスト	0	0	0	0	-
利用人数あたり総コスト	386	372	521	577	464

【使用料】

個人使用料 (1面1時間)	一般	370円
	高校生以下	180円
	早朝開放(4:00~6:00)	無料
団体使用料 (4面以上)	全日(9:00~17:00)	1,920円
	午前(9:00~12:00)	720円
	午後(13:00~17:00)	960円
夜間照明	1時間につき	600円

【直近5年の利用人数と使用面数】

年度	人数	前年比	使用面数
令和4年度	17,701人	2,058人	6,225面
令和3年度	15,643人	-1,660人	5,595面
令和2年度	17,303人	-6,258人	5,343面
令和元年度	23,561人	-1,853人	7,302面



平成 30 年度	25,396 人	-413 人	7,599 面
----------	----------	--------	---------

【令和 4 年度の使用状況】

区分	利用内訳						備考
	個人 (大人)	個人 (高校生以下)	団体 使用	早朝 使用	月計	内ナイト ー利用	月別 構成率
4 月	67 人	805 人	360 人	-	1,232 人	47 人	7.0%
5 月	523 人	1,500 人	824 人	0 人	2,847 人	89 人	16.1%
6 月	763 人	1,561 人	390 人	0 人	2,714 人	110 人	15.3%
7 月	414 人	1,939 人	185 人	4 人	2,542 人	52 人	14.4%
8 月	432 人	2,582 人	1,456 人	52 人	4,522 人	82 人	25.6%
9 月	420 人	1,133 人	750 人	4 人	2,307 人	78 人	13.0%
10 月	259 人	1,234 人	44 人	-	1,537 人	122 人	8.7%
合計	2,878 人	10,754 人	4,009 人	60 人	年度計 17,701 人	580 人	100.0%

区分	使用料内訳			
	個人	団体	ナイター	月計
4 月	29,990 円	192,960 円	6,000 円	228,950 円
5 月	100,920 円	66,240 円	15,600 円	182,760 円
6 月	118,410 円	61,440 円	19,200 円	199,050 円
7 月	121,160 円	157,440 円	13,200 円	291,800 円
8 月	150,910 円	149,760 円	3,600 円	304,270 円
9 月	81,990 円	90,960 円	15,000 円	187,950 円
10 月	74,900 円	0 円	18,600 円	93,500 円
合計	678,280 円	718,800 円	91,200 円	1,488,280 円

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00%

【類似施設（花咲スポーツ公園テニスコート）の種類と面数】

	コート種類	面数
硬式テニスコート	オムニコート	8 面
軟式テニスコート	オムニコート	10 面



【類似施設（花咲スポーツ公園テニスコート）の使用料】

個人使用料 (1面1時間)	一般	370円
	高校生以下	180円
夜間照明	1時間につき	580円

【類似施設（花咲スポーツ公園テニスコート）の直近5年の利用人数と使用面数】

年度	人数	前年比	使用面数
令和4年度	115,266人	38,672人	16,123面
令和3年度	76,594人	-15,438人	9,910面
令和2年度	92,032人	-49,369人	16,799面
令和元年度	141,401人	-6,924人	17,560面
平成30年度	148,325人	-9,833人	78,243面

【道内のテニスコート一覧（大会開催規模）】

（単位：面）

	市町村	所有	管理運営	施設名	面数			
					ハード	オムニ	クレ	屋内
1	旭川	市	指定管理	花咲スポーツ公園テニスコート		18		
2	旭川	市	指定管理	忠和テニスコート	12	8		
3	旭川	民間	民間	テニスパークジョイ			3	2
4	札幌	市	指定管理	中島公園庭球場			6	
5	札幌	市	指定管理	平岸庭球場	20			
6	札幌	市	指定管理	手稲稲積公園テニスコート		16		
7	札幌	市	指定管理	モエレ沼公園テニスコート		15		
8	札幌	民間	民間	ばんけいの森テニスコート	6			
9	札幌	民間	民間	有明の森ファミリーテニスクラブ		17		
10	函館	市	指定管理	千代台公園庭球場		18		
11	江別	道	指定管理	野幌総合運動公園		18		
12	小樽	民間	民間	小樽グリーンテニスクラブ	2	2		2
13	帯広	市	指定管理	帯広の森テニスコート		20		
14	苫小牧	市	指定管理	緑ヶ丘庭球場		20		
15	釧路	市	指定管理	釧路市民テニスコート		16		
16	北見	市	指定管理	東陵公園庭球場		16		
17	網走	市	指定管理	スポーツ・トレーニングフィールド		16		



【市のスポーツ振興において占める役割（花咲スポーツ公園テニスコートとの違い）】

担当部局から次のとおり確認した。

花咲スポーツ公園テニスコートは、オムニコート（砂入り人工芝コート）であり、中高生の軟式テニス、シニアの硬式テニスの利用が多い。一方、忠和テニスコートは20面あるコートのうち12面がハードコートで、ジュニア、高校生の硬式テニスの利用が多いため、種目や年代によって棲み分けがされている。

また、オムニコートは維持管理が楽というメリットがある反面、日本特有のコートであることから硬式テニスの海外プロツアーでは使われておらず、プロを目指すジュニア育成選手等は、ハードコートで練習、公式戦をする必要がある。

市内で複数面ハードコートがあり、大会が開催できる施設は忠和テニスコートのみであることから、旭川市に必要な施設である。

【大会の開催実績等（類似施設では困難なもの）】

- ・北海道高等学校秋季テニス大会旭川支部予選
- ・北海道ジュニア選手権大会道北ブロック予選
- ・国民体育大会テニス競技 道北ブロック予選 ほか

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

<p>民間が担うことの可否・妥当性</p>	<p>道内にある同規模の屋外テニスコートで民間事業者が運営している事例は少なく、降雪により冬期の使用ができないこと、寒暖差によりコートにクラックが生じやすく維持管理に費用がかかることから、使用料だけでは収益を生み出せないことが理由として考えられる。忠和テニスコートにおいても同様の理由により民間が担うことは難しいと思われる。</p> <p>（忠和テニスコートは、ジュニアや高校生の利用が8割を占めており、民間に合わせた使用料に設定すると、青少年の競技人口減少に影響を及ぼすことが想定される。また、高体連や国体予選等の大規模な大会が開催できるほどのコート数を有していることから、スペースの都合上、他施設との併存は難しいと考える。その他の収益確保アイデアについては、利用者や地元の意見を聴取するとともに、現在、花咲スポーツ公園の再整備に関して、収益確保等も含めて協議していることから、そこでの内容も参考に検討する。）</p>
<p>取組に着手していない理由</p>	<p>コロナ禍の利用者減により、利用者数の推移の見通しが立たなかったため。</p>



	また、現在学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行が議論されており、その中で活動場所の確保や費用負担の軽減などの課題も挙げられていることから、経過を見る必要がある。
今後の取組	コロナ後の施設利用の状況把握に努める。 (主にテニス協会、高等学校の大会利用者を中心に意見を聴取するとともに、各コート（アクリル、クレー）の利用状況の把握に努め、今後のコート改修の方向性を検討する。)
達成時期	未定
達成時期の目途が立っていない理由	コロナ禍の利用者減により、運営等の見直しが必要であることから、現時点において、民間事業者によるサービス提供への移行について検討することは困難であるため。

【担当部局へのヒアリング】

施設の将来像が「民間事業者によるサービス提供への移行検討」であるため、民間移行に向けた課題や民間事業者のアイデアをどのように生かすべきかという視点からヒアリングを実施した。担当部局からは、12のハードコートを持つ忠和テニスコートでしか開催できない硬式テニスの大会があるなど必要性は高いとの説明があった。

また、この施設の維持管理費は他の7つの施設と併せて管理されており、計8つの施設を管理する経費としては、委託料が約2億円であり、そのうち一般財源が約1億6,831万円と大きい。そこで、市全体のスポーツ振興とそのコストとして見たときには、大会利用等が必要とはいえ市が所有すべき施設と所有しなくてもよい施設があるのではないかと尋ねたところ、施設によってはネーミングライツなどの財源確保にも取り組みながら、他市の施設の情報などを調査しているとの説明があった。また、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行も議論される中、そうした場合の活動場所の確保や費用負担の軽減等が課題とされていることから、経過を見ているとのことであった。

【評価に当たっての考え方】

忠和テニスコートにしかハードコートがないため、市内で大会を開催するための施設との役割は理解できる。しかし、スポーツ振興全体で成果を出すとともに収支改善にも取り組む必要がある。スポーツ系施設の担当部局は、例えば、忠和テニスコートは観光スポーツ交流部、花咲スポーツ公園テニスコートは土木部であるなど複数部局にまたがっているため、部局を超えて連携するなど、各施設の役割や在り方を整理して進めていくことを期待する。

そうした中で、冬期間使用できない、寒暖差で維持管理費が高くなるなどの理由があるとはいえ、同じ道内でも民間事業者がテニスコートを運営している事例があるので、民間移行等を検討するためのアイデアを広く事業者に求めるべきであろう。サウンディング型



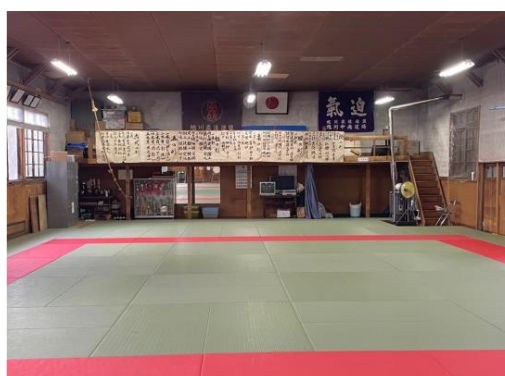
市場調査などの手法により、この施設を広く認知してもらうとともに、多くの意見を広く聞くことは有効と考えられる。

また、民間移行が困難な場合は、利用期間・利用時間ともに限定的であることや、平日の日中にどう収益を上げるかが課題である。福利厚生で使えるようにするなど考えられる。なお、現在は指定管理者制度を導入しているが利用料金制度を導入していないため、指定管理者が使用料等を自らの収入とすることができない。指定管理者が経営努力を發揮しやすくすることによるサービス向上が期待できるため、利用料金制度の導入も検討すべきだろう。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>施設の将来像「民間事業者によるサービス提供への移行検討」の達成に向けて積極的な取組がなされていないことから、スポーツ振興全体の費用対効果を高める中で果たす役割や在り方のほか、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>〔見直しの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サウンディング型市場調査などにより、収益・サービス向上のためのアイデアを広く募るとともに民間移行に向けた課題を把握・分析した上で、施設の在り方を速やかに決定し、実行に移すこと。 ・見直しの結果、現段階での民間移行が困難であり、指定管理者制度を継続する場合は、指定管理者の経営努力を發揮しやすくするため利用料金制度の導入を検討すること。 	

4. 柔道場



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基	担当部局	観光スポーツ交流部スポーツ課
---	------	----------------



本 情 報	所在地	旭川市 7 条通 14 丁目
	地域区分	中央・新旭川
	施設用途	スポーツ・レクリエーション系施設【スポーツ施設】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	指定管理者（公募） （令和 4 年度指定管理者：株式会社旭川振興公社）
	設置目的	市民の健康増進と体育の振興を図るため
	設置根拠	旭川市柔道場条例
建 物 情 報	建築年	1963 年（築 60 年）
	延床面積	239.37 ㎡
	棟数	3 棟
	耐震化の状況	耐震診断未実施
	主たる建物の構造	木造モルタル 平家
	避難所指定施設	指定なし
評 価	施設評価	C:複合化・多機能化対応
	施設の将来像	東光スポーツ公園複合体育施設（武道館）と機能が重複するため、現利用者の利便性を考慮した取組と併せて廃止を検討
	施設保有の考え方・機能確保の手法	—

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画において整理したもの。

【維持管理や修繕に要する経費（過去 5 年の実績と今後の見込み）】

次のとおり担当部局から確認した。

	年度	指定管理料	修繕費等	備考
過去 5 年の 実績	平成 30 年度	1,643,000 円	756,000 円	ストーブ交換・取付
	令和元年度	1,730,920 円	0 円	
	令和 2 年度	1,747,000 円	0 円	
	令和 3 年度	1,913,000 円	0 円	
	令和 4 年度	1,953,000 円	0 円	
今後 の 見込み	令和 5 年度	2,042,600 円	0 円	
	令和 6 年度	2,173,000 円	200,000 円	だるまストーブ修繕
	令和 7 年度	2,201,000 円	4,600,000 円	屋根ルーフペイント塗り
	令和 8 年度	2,232,000 円	0 円	



※ 令和 6 年度以降の数字は未定のため、指定管理料は基本協定の上限額（指定管理期間 5 年間の上限）、修繕費は現在修繕の可能性のあるものから算出している。

【指定管理者の令和 4 年度の支出一覧】

(単位：円)

項目	内訳	金額	備考
人件費		906,842	
	受付、管理業務員	906,842	
	福利厚生費	0	
管理費		392,942	
	消耗品	2,777	管理用消耗品
	修繕費	2,700	電源
	光熱水費	82,427	電気・水道
	燃料費	183,038	灯油
	業務委託費	122,000	特定建築物定期検査、屋根雪下ろし
小計		1,299,784	
間接費		254,604	
支出にかかる消費税		46,991	
支出小計		1,601,379	
支払消費税		130,554	
支出合計		1,731,933	

※ 間接費は、令和 4 年度本社経費を各事業案分した費用を計上している。

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

(単位：円／人)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	299	250	653	723	481
利用人数あたり運営コスト	1	1	2	3	2
利用人数あたり総コスト	300	251	655	726	483

【利用人数】

	大人	高校生以下	合計
令和 4 年度	1,252 人	2,058 人	3,310 人
令和 3 年度	1,102 人	1,300 人	2,402 人
令和 2 年度	1,045 人	1,650 人	2,674 人
令和元年度	3,256 人	3,661 人	6,917 人
平成 30 年度	2,760 人	3,270 人	5,080 人



【使用料】

担当部局から次のとおり確認した。

使用料	無料
無料としている理由	昭和 38 年に建設された建物（刑務所演武場）であり、昭和 47 年の柔道場開設当初から無料であり、築後 60 年近く経過し老朽化の著しい施設であるため、使用料を徴収できるような施設ではない。
前回の使用料・手数料 改定時の判断	「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針では無料施設の有料化を原則としつつも、費用対効果（人員の新たな配置等で収支が逆転するなど）が期待できない施設などは無料とした。柔道場は古い施設であり、前回改定時には武道館整備が行われていたため、武道館の果たす役割をみて、代替施設となり得るか見極める必要があったところである。
有料化の可否	有料化した場合には収納に係る人件費のほか、より整った施設整備・管理が必要になる。

【市内で他に柔道ができるスポーツ施設】

担当部局に市内で他に柔道ができるスポーツ施設を確認したところ、畳敷きが可能な施設として次のとおり回答があった。

施設名	規模
旭川市リアルター夢りんご体育館	第 3 体育室（1 面）
東光スポーツ公園武道館	最大 3 面

【市内で他に柔道ができる場所（民間施設等を含む）】

旭川柔道連盟のホームページの柔道場・学校紹介（2018 年 10 月現在）には次の道場等の掲載があった。担当部局を通して利用者に確認したところ、市内で柔道ができる場所はこの掲載のとおりだが、現時点で解散済みのものが一部含まれるとのことである。

名称	場所	備考
旭川花咲道場	総合体育館第 3 体育室	
西神楽柔道スポーツ少年団	西神楽公民館	一般的な畳を使用
東旭川柔道場	東旭川柔道場	
柔道少年団カムイ	神居中学校	学校施設。学校開放で利用。柔道用畳あり。
北柔会	末広東 1 条 3 丁目	



柳柔会高畑道場	永山 3 条 22 丁目	
東神楽町柔道スポーツ少年団	東神楽町総合体育館	
旭川中央道場	柔道場	
未広北柔道場	未広北道場	
旭川中学校	旭川中学校 3F 多目的ルーム	学校施設。警備の都合上 学校開放を行っていない。
旭川市立東光中学校	東光中学校 4F 柔道場	
旭川市立永山中学校	永山 7 条 19 丁目柔道場他	
旭川龍谷高等学校	旭川龍谷高等学校柔道場	学校施設
旭川大学高等学校	旭川大学高等学校柔道場	
旭川実業高等学校	旭川実業高等学校柔道場	
旭川南高等学校	旭川南高校格技場	
旭川明成高等学校	旭川明成高校格技場	
旭川工業高等学校	旭川工業高校柔道場	

【近隣校の学校開放事業等の利用について】

担当部局から次のとおり確認した。

学校開放は警備の都合上、原則体育館以外は開放していない。
(例外的に神居中学校は、体育館の横に多目的室があり、学校終業後でも、学校開放事業で配置している管理指導員が戸締まり等の管理ができるため、開放している。)

なお、大成市民センターの 1 階にある会議室を柔道利用時に畳を上げ下げして使用できないか、畳の置き場所を確保できるのかは確認中とのことで現時点では明確でない。

【大会の開催実績等（類似施設では困難なもの）】

なし

【花咲スポーツ公園総合体育館（旭川市リアルター夢りんご体育館）の利用件数（柔道）】

	大会利用		専用利用		一般開放	合計 (人数)
	件数	人数	件数	人数	人数	
令和 4 年度	3 件	2,425 人	49 件	695 人	476 人	3,596 人
令和 3 年度	1 件	145 人	35 件	786 人	607 人	1,538 人
令和 2 年度	0 件	0 人	35 件	523 人	580 人	1,103 人
令和元年度	6 件	1,963 人	73 件	632 人	412 人	3,007 人
平成 30 年度	5 件	1,276 人	115 件	1,066 人	316 人	2,658 人

【東光スポーツ公園武道館の利用件数（柔道）】



	大会利用		専用利用		一般開放	合計 (人数)
	件数	人数	件数	人数	人数	
令和4年度	17件	1,335人	1件	40人	0人	1,375人
令和3年度	11件	880人	0件	0人	0人	880人
令和2年度	1件	100人	2件	14人	0人	114人

※ 畳敷きが常設ではないため、利用の都度に畳の上げ下げが必要なこと等により一般開放の利用がないと思われる。

※ 令和4年度の専用利用は、武道館の指定管理者である公園緑地協会の自主事業「柔道体験教室」。

【学校施設スポーツ開放事業と地域集会施設の貸室における利用人数（柔道）】

	学校施設スポーツ開放事業	地域集会施設（西神楽公民館）
令和4年度	244人	0人
令和3年度	231人	0人
令和2年度	328人	27人
令和元年度	628人	171人
平成30年度	789人	582人

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00%

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

取組に着手していない理由	コロナ禍で市有施設の休館や利用制限があったため。
今後の取組	総合体育館の施設改修の状況により利用者の意見を聴取する。 (今年度、花咲スポーツ公園の再整備検討が開始したため。武道館については、大会等での利用が多く、現柔道場とは利用実態が異なるため、機能が重複しているとは言い難い状況。)
施設廃止の検討状況	施設廃止を検討する上で、現在の利用団体の受入先を探す必要があり、令和4年度までは、コロナ禍で、他の施設の利用状況の見通しが立たない状況（一時休止のため施設を借り押さえしている状態）だったが、令和5年度は、新型コロナが5類になったため、施設の利用も通常に近い状況になると考えられることから、令



	<p>和 5 年度の利用状況を踏まえ、団体の受入可能な施設探しを行っていく。</p> <p>武道館は大会等利用が中心で柔道専用でないこと、また柔道場利用者は中央地区が中心で小学生等の利用も多いので廃止する上では代替施設の確保が必要である。</p>
達成時期	未定
達成時期の目途が立っていない理由	<p>柔道利用ができる他の施設の利用状況から、現在当施設を利用している団体が新たに利用できる枠が少ないため。(平日夜間)</p> <p>また、当施設の利用者の半数以上が高校生以下であり他の施設へのアクセスが難しい状況にあるため。</p> <p>(利用者の住所ごと割合はないが、次にあげる小学校在校生や出身の学生が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知新小 (8 条通 13 丁目) ・新町小 (4 条西 3 丁目) ・東町小 (豊岡 3 条 1 丁目) ・青雲小 (曙 1 条 2 丁目))

【担当部局へのヒアリング】

施設の将来像が「現利用者の利便性を考慮した取組と併せて廃止を検討」であり、受益者が限られるにもかかわらず使用料が無料の施設であるため、代替施設の有無や要件は何か、無料施設の維持にどれだけのコストがかかっているのかという視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、コロナ禍で利用人数減少の影響があったことについて説明があった。代替施設間の移動という視点については、個人の体格差があり、個人の感じ方によるものではあるが、例えば運動をしている中高生を例にすれば自転車で相応の距離を移動できると考えられるとのことであった。

また、市全体のスポーツ振興とそのコストについてどう考えているかを確認したところであるが、忠和テニスコートのヒアリング内容と同様であることからここでは省略する。

【評価に当たっての考え方】

市内には、別のスポーツ施設や学校施設スポーツ開放事業、地域集会施設の貸室など、他にも柔道ができる場所がある。武道館には専用利用や一般開放の利用がほとんどないが、畳敷きが常設でないため利用の都度に畳の上げ下げが必要なことが理由として考えられるとのことである。いずれにしても、現在利用している団体の受入先を探す必要があることは理解するが、この施設でなければならぬ理由は感じられなかった。

総論でも述べたが、一般財源から支出している場合は、いずれは廃止となる施設を維持



するために、他の事業に使えるはずの予算を回していると捉えることもできる。限られた予算をどう使うのが全市民にとって最適か十分に分析し、廃止する場合は少しでも早く決断し、速やかに実行に移す必要がある。また、このような施設の修繕や改修は中長期的な費用対効果を十分検証した上で行う必要がある。

なお、同じく総論でも述べたが、便益が特定されるサービスを市費負担のみで運営している施設であることから、全市民が負担していると捉えることもできるため、サービスを利用する者と利用しない者との間で不公平が生じないように十分に留意する必要がある。さらには、他のスポーツ施設で使用料等を負担し、柔道をしている方との不均衡もあるため、やむを得ず当面継続していく場合は使用料の徴収を前提とすべきであろう。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>施設の将来像「現利用者の利便性を考慮した取組と併せて廃止を検討」の達成に向けて積極的な取組がなされていないことから、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>[見直しの内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者との協議等、施設廃止の決定・実現に向けて必要な取組を速やかに進めること。 ・用途廃止までに時間を要する等の理由から施設を当面存続させていく場合、維持管理費による負担を圧縮するためにも使用料等の徴収を前提とすること。 	

5. 嵐山レクリエーション施設



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	観光スポーツ交流部スポーツ課
	所在地	旭川市江丹別町嵐山
	地域区分	江丹別



報	施設用途	スポーツ・レクリエーション系施設 【レクリエーション施設・観光施設】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	指定管理者（公募） （令和4年度指定管理者：グリーンテックス株式会社）
	設置目的	山村地域における農村と都市との交流を促進し、並びに市民の心身の健全な発達及び生涯にわたり楽しむことができるスポーツの振興を図ることを目的として設置した。
	設置根拠	旭川市嵐山レクリエーション施設条例
建 物 情 報	建築年	2004年（築19年）
	延床面積	745.57㎡
	棟数	9棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 平家
	避難所指定施設	指定なし
評 価	施設評価	D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	第1期において民間事業者によるサービス提供への移行検討
	施設保有の考え方・機能確保の手法	既に同様のサービスを民間事業者で提供していることから、利用状況を踏まえ、民間事業者によるサービス提供への移行を検討

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画において整理したものの。

※ 施設の将来像の第1期とは令和9年度までをいう。

【使用人数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パークゴルフ場	25,872人	20,907人	10,387人	4,379人	8,863人
芝生広場	151人	235人	12人	3人	9人
デイキャンプ場	227人	298人	419人	245人	550人
冒険広場	200人	199人	146人	74人	120人
ドッグラン	2,109人	2,750人	2,479人	1,262人	2,134人
シャワー室	11人	11人	2人	0人	5人
会議室	967人	1,368人	253人	103人	136人



冬季事業	1,247 人	1,201 人	1,801 人	0 人	1,099 人
合計	30,784 人	26,969 人	15,499 人	6,066 人	12,916 人

【使用料】

	1 日券	団体券	午後券	1R 券	1 年券
大人	900 円	720 円	600 円	450 円	22,500 円
高校生以下	300 円	240 円	200 円	150 円	

※ 「団体券」は 10 名以上

※ 「午後券」は正午以降からの利用

※ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方は、使用料が減額される。

※ 上記手帳の交付を受けている減額対象の方と同伴（付添・介助等）の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方 1 人につき 2 名まで、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方 1 人につき 1 名まで減額される。

【維持管理や修繕に要する経費（過去 5 年の実績と今後の見込み）】

次のとおり担当部局から確認した。

	年度	指定管理料	修繕費等	備考
過去 5 年の 実績	平成 30 年度	47,167 千円	0 千円	
	令和元年度	48,398 千円	116 千円	ポンプ室水抜きバルブの交換
	令和 2 年度	49,654 千円	679 千円	浄化槽ブロワー修繕
	令和 3 年度	49,654 千円	0 千円	
	令和 4 年度	49,962 千円	0 千円	
今後 の 見込み	令和 5 年度	54,033 千円	0 千円	
	令和 6 年度	55,487 千円	1,000 千円	浄化槽換気扇・ローラー滑り台 修繕
	令和 7 年度	56,595 千円	4,000 千円	脱色塗装道路の補修（パークゴ ルフ場）
	令和 8 年度	57,726 千円	19,500 千円	簡易塗装の補修（デイキャン プ・冒険広場）
	令和 9 年度	58,902 千円	3,900 千円	施設及びコース外周柵の改修

※ 令和 6 年度以降の数字は未定のため、指定管理料は基本協定の上限額（指定管理期間 5 年間の上限）、修繕費は現在修繕の可能性のあるものから算出している。

【指定管理者の令和 4 年度の支出一覧】

（単位：円）



項目	内容	金額	
人件費	常勤職員（総括責任者・副責任者・担当者・受付総合案内職員）	11,560,828	
物件費	消耗品費他	691,996	
	光熱水費	電気料（食堂・売店・自動販売機を除く）	1,439,394
		電気料（食堂・売店管理支出）	166,554
		灯油代	183,818
		水道料（食堂・売店を除く）	60,769
		水道料（食堂・売店管理支出）	32,287
	修繕及び整備費	スタート台人工芝張替修繕他	1,982,342
	通信費	電話・FAX・光フレッツ・切手	195,410
	保険料		54,030
	使用料及び賃借料	NHK 受信料	6,125
		コピー機リース料金	105,600
		センターハウス利便施設使用料（食堂・売店・物品庫等）	0
		センターハウス利便施設加算料（火災保険・機械警備）	12,957
		センターハウス利便施設加算料（電気料）	164,942
		センターハウス利便施設加算料（水道料）	32,287
野菜販売台加算料金（火災保険・機械警備）他		998	
利用促進（雪遊び）し尿収集手数料他		3,150	
管理費	植栽管理	26,213,330	
	施設屋根の雪下ろし	570,900	
	施設の除雪	229,680	
委託料	機械警備	284,350	
	ごみ処理業務	101,200	
	清掃業務	1,607,100	
	給排水施設受水槽清掃・一般項目水質検査	199,100	
	給排水施設保守点検（ポンプ等）	247,500	
	給排水施設月次点検	112,200	
	簡易専用水道検査	15,400	
	浄化槽保守管理	2,128,456	
	浄化槽法第 11 条検査	42,000	
	浄化槽水質検査	17,600	
	自家用電気工作物保安管理	132,000	
	センターハウス消防用設備等点検	127,600	



	中央監視装置及び関連設備保守点検	528,000
	自動ドア保守点検	22,000
	厨房設備点検	33,000
	遊具点検	134,200
活動費	利用促進業務	1,015,817
諸経費	職員の雇用管理費等（本社経費）	100,000
合計		50,554,920

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】 (単位：円／人)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	1,532	1,794	3,203	8,185	3,679
利用人数あたり運営コスト	1	2	3	9	4
利用人数あたり総コスト	1,533	1,796	3,206	8,194	3,682

【市内のパークゴルフ場】

	施設名	設立年月	使用料	施設内容
市 営 施 設	嵐山レクリエーション施設	H18.5	有料	パークゴルフ場 72 ホール デイキャンプ場 芝生広場 冒険広場 こもれび広場 会議室（センターハウス内）
	神楽パークゴルフ場	H12.5	有料	パークゴルフ場（18 ホール）
	東鷹栖パークゴルフ場	S54.3	有料	パークゴルフ場（18 ホール）
	旭川市新富公園	S58.9	有料	屋根付プール 1（25m） 軟式野球場 1 テニスコート 4 ゲートボール場 2 パークゴルフ場（9 ホール）
	春光台公園グリーンスポーツ施設	S31.10	有料	キャンプ場 フィールドアスレチック 20 基 屋内ゲートボール場 1（冬期） 【パークゴルフ場（18 ホール）】 ゲートボール場 2
	旭川市 21 世紀の森	S64.1	有料	ログハウス・タルハウス 8 棟 バンガロー 8 棟 ドッグハウス キャンプ場 パークゴルフ場 18 ホール 多目的広場 21 世紀の森の湯
	忠別広場パークゴルフ場	H8.4	有料	パークゴルフ場（18 ホール）



	すえひろパークゴルフ場	H9.11	有料	パークゴルフ場 (27 ホール)
	旭川市平成大橋上流右岸広場	H2.3	有料	サッカー兼ラグビー場 1 ゲートボール場 4 パークゴルフ場 1 (18 ホール) グラウンドゴルフ場 1
	旭川市東豊公園 (東豊公園パークゴルフ場)	H9.3	無料	テニスコート 3 ソフトボール場 1 【パークゴルフ場 (9 ホール)】 体育館 1
	旭川市忠和公園	H9.3	有料	体育館 1 ジョギングコース 1 【パークゴルフ場 (18 ホール)】 多目的コート 1 多目的運動広場
	旭神中央公園	H10.3	有料	テニスコート 1 【パークゴルフ場 (18 ホール)】
	永山みず辺緑地パークゴルフ場	H11.3	無料	パークゴルフ場 (18 ホール)
	永山パークゴルフ場	H12.3	有料	パークゴルフ場 (18 ホール)
	旭川市大橋パークゴルフ場	H10	無料	パークゴルフ場 (市営管理 9 ホール・地元管理 9 ホール計 18 ホール)
	新橋パークゴルフ場	H17.9	無料	パークゴルフ場 (9 ホール)
	旭川市東光スポーツ公園	H18.3	有料	軟式野球場 3 【パークゴルフ場 4 (36 ホール)】 球技場 2 武道館 1
	平成大橋パークゴルフ場	H9.1	有料	パークゴルフ場 18 ホール
	金星橋パークゴルフ場	H24.11	有料	パークゴルフ場 18 ホール
民 営 施 設	神楽山パークゴルフコース	-	有料	36 ホール ジンギスカンあり
	西神楽さと川パークゴルフ場	-	有料	36 ホール

【資産の情報 (令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ)】

資産区分	建物
減価償却率	54.01%

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

民間が担うことの可否・妥当性	嵐山レクリエーション施設は、農村と都市の交流を活発にするため、集客力のあるパークゴルフ場を基幹として芝生広場やデイキャンプ場等を設けた施設だが、他のパークゴルフ場のオープン
----------------	--



	<p>や利用者の高齢化等を要因として利用者が減少傾向となっている。江丹別地区の特性を考慮し、地元との調整を図りながら利用料金の見直しやパークゴルフ以外の利用を進めることが必要である。このことを踏まえると、民間事業者によるサービス提供の移行は、現行の指定管理者制度の中で住民ニーズや、効果的・効率的な施設運営を図りながら模索していくことが必要と考える。</p>
事業者の参入意向の把握方法、調査時期	<p>現在の指定管理期間中（令和5年度－令和9年度）に利用料金の見直しやパークゴルフ以外の利用を検討しながら、令和10年度からの指定管理業務を一部利用料金制（使用料の収入を指定管理者の収入とし指定管理料を削減する。）にできないかを検討する。</p> <p>引き続き、利用者及び地元の意見を聞きながら、様々な事業アイデアを広く聞くため、例えばサウンディング型調査についても検討していきたい。</p>
取組に着手していない理由	<p>令和2年度から使用料が改定されたことから、新料金における利用人数、利用者意見を収集予定だったが、コロナ禍で施設の休館等があり、料金改定の影響を計れなかったため。</p>
今後の取組	<p>コロナ後の施設利用の状況把握に努める。</p> <p>（今年度は、比較的利用者の少ないパークゴルフ場のそよかぜエリア利用者を対象に意見を聴取する予定。その結果を踏まえ、他の目的に利用できないかも含め、施設をたくさんの方に利用してもらえよう指定管理者と取り組んでいく。</p> <p>本年の取組として、指定管理者の自主事業として施設オープン前の5月上旬にサバイバルゲームフィールドの開催や、従業員駐車場にスケートボードのセクションの設置を行うなど、パークゴルフ利用者以外の施設利用者開拓の可能性を模索している状況。）</p>
達成時期	未定
達成時期の目途が立っていない理由	<p>利用者数が大幅な減少傾向であり、また使用料の見直し等の影響も把握する必要があることから、現時点において、民間事業者によるサービス提供への移行について検討することは困難であるため、まずは施設利用の状況把握に努める。</p>

【担当部局へのヒアリング】

施設の将来像が「民間事業者によるサービス提供への移行検討」であるため、民間移行に向けた課題や民間事業者のアイデアをどのように生かすべきかという視点からヒアリングを実施した。担当部局からは、利用者のアクセス方法はほぼ自動車であるなどの説明があった。また、市全体のスポーツ振興とそのコストについてどう考えているかを確認した



ところであるが、忠和テニスコートのヒアリング内容と同様であることからここでは省略する。

【評価に当たっての考え方】

スポーツ振興全体でどこに費用をかけてどういう成果を出すのかなどの視点から収支改善にも取り組む必要があること、スポーツ系施設の担当部局は複数部局にまたがっているため部局を超えて連携しながら在り方を整理して進めていくことを期待することは、忠和テニスコートの評価で述べたとおりである。

この施設のパークゴルフ場は市内最大で72ホールを誇り、東光スポーツ公園や民営の神楽山パークゴルフコース・西神楽さと川パークゴルフ場の36ホールが続く。ホール数が半数であるとはいえ、民間事業者が同様のサービスを提供しているという意味では、民間移行等を検討するためのアイデアを広く事業者に求めるべきであろう。サウンディング型市場調査などの手法により、この施設を広く認知してもらうとともに、多くの意見を広く聞くことは有効と考えられる。

また、忠和テニスコート同様に指定管理者制度を導入しているが利用料金制度を導入していないため、指定管理者が使用料等を自らの収入とすることができない。民間移行が困難な場合は、指定管理者が経営努力を発揮しやすくすることによるサービス向上が期待できるため、利用料金制度の導入も検討すべきだろう。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
	<p>施設の将来像「民間事業者によるサービス提供への移行検討」の達成に向けて積極的な取組がなされていないことから、スポーツ振興全体の費用対効果を高める中で果たす役割や在り方のほか、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>[見直しの内容]</p> <ul style="list-style-type: none">・サウンディング型市場調査などにより、収益・サービス向上のためのアイデアを広く募るとともに民間移行に向けた課題を把握・分析した上で、施設の在り方を速やかに決定し、実行に移すこと。・見直しの結果、現段階での民間移行が困難であり、指定管理者制度を継続する場合は、指定管理者の経営努力を発揮しやすくするため利用料金制度の導入を検討すること。

6. 小・中学校

【現状と課題】

旭川市は平成27年3月に旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）を策定し、令和



2年3月に改訂している。この中では、現状と課題（児童生徒数の変遷と学校の規模、小・中学校の統廃合の状況、小・中学校の通学区域の状況、学校施設の老朽化の状況、今後の課題）、適正配置の考え方、適正配置の進め方を定めている。以下、関係部分を抜粋する。

1 本市の現状と課題

(出典：P2～5)

(1) 児童生徒数の変遷と学校の規模

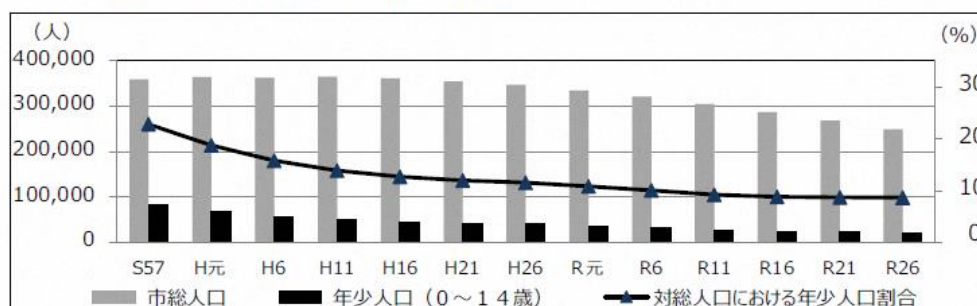
市立小・中学校における児童生徒数は、昭和57年の51,024人をピークに年々減少傾向にあり、本計画策定時の平成26年には24,410人、令和元年度にはさらに減少し、22,314人とピーク時から56%の減少となっています。本市の総人口も減少傾向にあり、児童生徒数の減少は、今後も続くことが見込まれます。

また、児童生徒数の減少に伴い、ほとんどの学校において学級数が減少し、学校の小規模化が進んでおり、このような学校の小規模化は、次代を担う児童生徒に質の高い教育を提供する上で課題になっています。

学校には児童生徒数の規模によって、それぞれにメリットとデメリットが存在します。

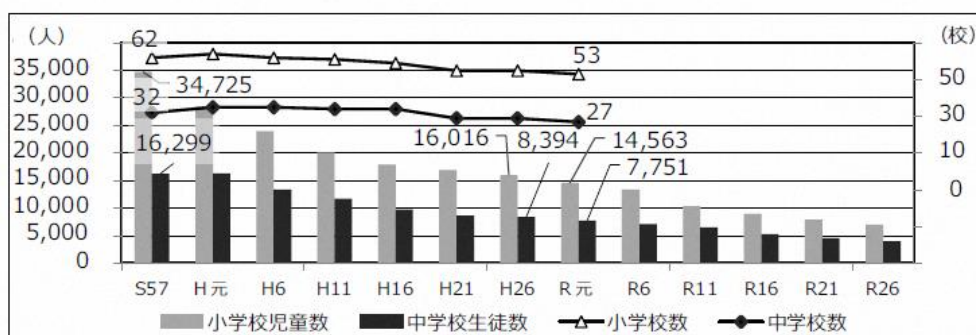
こうした学校規模に応じたメリットとデメリットを十分検証した上で、本市の地域特性等も踏まえながら、総合的に学校の適正規模について考える必要があります。特に、児童生徒数の減少が避けられない状況にあっては、学校の小規模化によるデメリットを克服することが重要です。

表1 旭川市の人口推移及び将来人口推計



※R元年度までの人口推移は、旭川市「統計で見る旭川」より、年齢別人口（各年度10月1日現在（平成元年度から平成21年度までは9月末現在）から抜粋。R6年度以降の将来人口推計は、「旭川市人口ビジョン【改訂版】（令和2年3月改訂）」パターン別将来人口推計より、総合計画推計を引用。

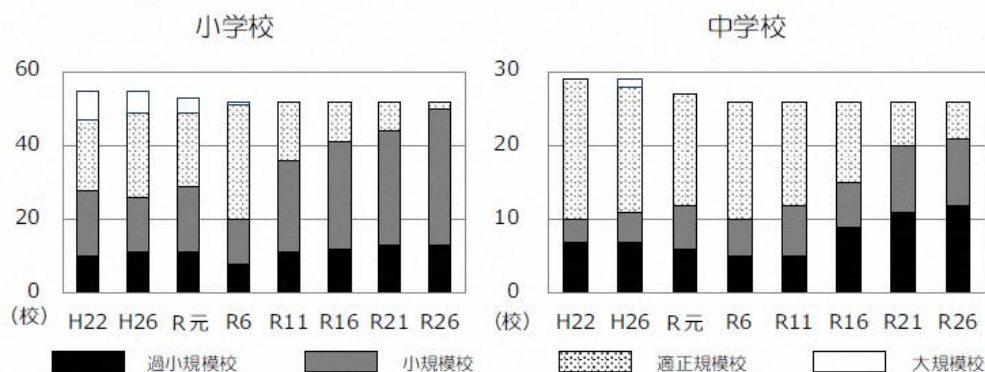
表2 旭川市立小・中学校の児童生徒数・学校数の推移及び将来推計



※R元年度までの児童生徒数は、各年度5月1日現在の児童生徒数を基に作成。R6年度以降の児童生徒数は、住民基本台帳及びコーホート変化率法に基づき算出。



表3 旭川市立小・中学校の学校規模推移及び将来推計



※R元年度までは各年度5月1日現在の規模、将来推計は住民基本台帳及びコーホート変化率法に基づき算出。

(2) 小・中学校の統廃合の状況

本計画の計画期間の第1期には、5学級以下の小・中学校11校について統廃合に取り組み、そのうちの小学校3校と中学校1校について、周辺の学校に統合しました。

本計画の計画期間の初年度である平成27年度には、市内には市立の小学校は55校、中学校は27校ありましたが、令和2年4月1日には、小学校は52校、中学校は26校となっています。

(3) 小・中学校の通学区域の状況

本市では、それぞれの学校ごとに通学距離や住民の生活圏など本市の歴史的な経過の中で通学区域を定め、児童生徒の住所により通学する小・中学校を指定しています。

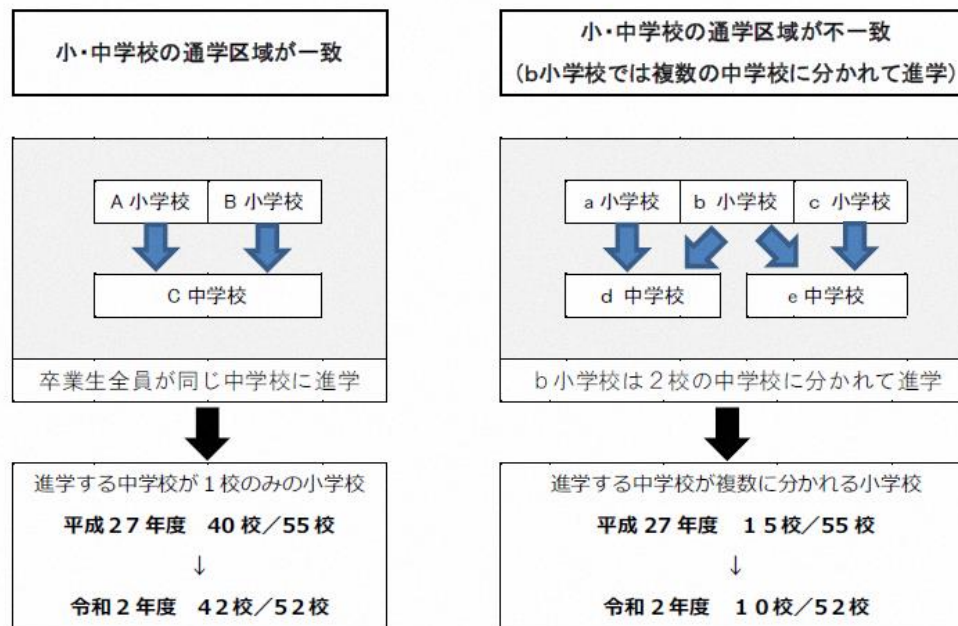
多くの場合、小学校の通学区域は、その全域が一つの中学校の通学区域に含まれるよう通学区域を設定していますが、一部の地域では、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているため、卒業生が複数の中学校に分かれて進学する状況があります。

このような一つの小学校から複数の中学校に分かれて進学する状況に加え、市民委員会などの地域コミュニティの地域割りととの不一致もあり、学校・家庭・地域の連携を図りにくい状況が生まれていることから、地域コミュニティの状況も考慮しながら小・中学校の通学区域の整合を図っていくことが必要です。

そのような状況にある小学校について、関係する学校の通学区域の見直しを図り、本計画の計画期間の第1期には5校について卒業生が複数の中学校に分かれて進学する状況を解消しましたが、令和2年度には、進学先の中学校が複数に分かれる小学校が10校あります。



図1 小・中学校通学区域の一致と不一致



(4) 学校施設の老朽化の状況

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育施設として重要な意義を持っているほか、放課後児童クラブの設置や学校施設スポーツ開放事業の実施、さらに、災害時には避難所となる施設です。

本市の小・中学校校舎は、その多くが児童生徒が急増した昭和60年代以前に新築又は増改築されています。そのため、これらの学校施設は、改修や改築を行う必要が生じていますが、厳しい財政状況の中、順調に進んでいないのが実情であり、児童生徒に安全・安心で充実した教育環境を提供する上での大きな課題となっています。また、学校施設は数十年にわたり大切に使用する施設であることから、整備に当たっては、将来における学校規模の推移を慎重に見極める必要があります。

こうした中で、計画的に施設整備を行うためには、長期的な視点に立ち、全市的な観点からバランスの良い学校配置の在り方を整理する必要があります。

(5) 今後の課題

(中略)

適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しは、保護者や地域の合意を得て進めることとしていますが、統廃合に関しては、保護者や地域からは、学校の小規模化による学習や友人関係、部活動への影響についての心配や、教員の配置数が減ることにより学校運営に支障が生じることへの懸念などから、統廃合に関し前向きな意見がある一方、統廃合を行うことで教育環境が変わることや通学距離が遠くなること、地域に根付いてきた



学校がなくなることについての心配、小規模校での教育を希望することなどから、現状の規模の学校を望む意見もあり、様々な意見がある中で、統廃合についての合意を得るに至っていない学校や地域があります。通学区域の見直しに関しても、通学区域が変更となることについて様々な意見があります。

今後は、これまで以上に、児童生徒のより良い教育環境の整備について保護者や地域と意見交換を行い、課題を共有し、その解決について議論を深めていく必要があります。

また、第1期に統廃合を経験した児童及びその保護者へ統合についての感想を尋ねたアンケートでは、児童からは、「友達がたくさんできて楽しい。」「人数が多いため、友達の意見を参考にして考えることができるようになった。」、保護者からは、「友達がたくさんでき、大人数でスポーツや遊び、勉強ができるようになった。」「行事を行うときに、人数が多いので子どもも楽しいし、保護者の負担も減っている。」との回答をいただいています。今後は、学校の統廃合がより良い教育環境の整備につながることに理解を得ることができるよう、統廃合対象校の保護者や地域に、統廃合を経験した児童生徒や保護者の声を伝えるとともに、統廃合実施時には学校間の交流活動や通学支援など、子どもたちが新たな環境に円滑に移行できるよう努めることを丁寧に説明していく必要があります。

【適正配置の考え方】

以下、旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）から関係部分を抜粋する。

2 適正配置の考え方

(出典：P6～9)

(1) 適正な学校規模の確保

学校教育は、集団生活を基本とし、児童生徒に確かな学力とともに豊かな人間性や社会性を育む役割を担っており、そうした社会的な負託に応えるためには、教育の質を保証する学校規模の確保が重要です。

そのため、適正な学校規模については、次の三つの観点から考え方を整理します。

教育指導の観点から

授業や学校行事、部活動などにおいて一定の集団の規模が確保され、担当教員の指導の下、児童生徒一人一人が個性を発揮し、仲間と競い合い、協力し合いながら多様な活動を展開できる学校規模

人間関係の観点から

学級編制替えなどを通じて多様な人間関係を経験し、学び合い、支え合う教育活動の中で児童生徒同士、あるいは児童生徒と教員が互いに理解し合い、信頼関係を築き、集団生活を通じて社会性や協調性を養うことができる学校規模



学校運営の観点から

児童生徒の指導において、専門教科の免許等学校運営上必要な免許を持った教職員が配置されるとともに、学校の働き方改革の視点からも一つの学年を複数の教員で担当するなど協力して教育活動や分掌業務、研修活動等を展開できる学校規模

本市においては、これら三つの観点から学校の適正規模を捉え、通常の学級数に応じた学校規模を次のとおり区分します。

区分	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校
小学校	5 学級以下	6～11 学級	12～18 学級	19 学級以上
中学校	5 学級以下	6～8 学級	9～18 学級	19 学級以上

学校規模が適正でない場合、小規模・大規模のデメリットを抑制するため、教育活動上の工夫を行うことが必要となりますが、適正規模からのかい離が著しいと、そのようなデメリットの抑制が困難になります。

過小規模校の場合、小学校では複式学級となり、中学校では各教科の免許を持った教員の配置ができなくなるなど教育の質の低下が懸念されます。

小学校においては、小規模校でも学校全体の児童数が 100 人以下になると、十分な教員配置が難しくなる場合があるほか、学年が単学級となる場合が多くあります。学級の規模については、規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなるなどのメリットもありますが、児童生徒数が極端に少なくなった場合、班活動や集団学習、協働的な学習に様々な制約や課題が生じる可能性があります。今後の教育においては、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。学級規模が小さくなりすぎると、こうした新たな時代に求められる教育活動を充実させることが難しくなるといった課題もあります。

以上のことから、適正配置に伴う統廃合の対象校は、次のとおりとします。

小学校	過小規模校及び通常の学級の児童数が 100 人以下の小規模校
中学校	過小規模校

(中略)

(4) 統廃合を見据えた学校施設の整備

市内における学校施設は老朽化が進んでおり、統廃合を見据えて施設面でもより良い教育環境を実現していく必要があります。

しかしながら、学校施設の整備には多額の費用を要することから、適正配置を進めるに当たっては、統廃合やそれに伴う児童生徒数の推計を慎重に見定め、計画的な施設整備を



行っていくことが重要です。

このような考え方にに基づき、統廃合に伴う学校施設の配置は、適切な通学区域の設定や安全な通学路の確保、その他立地条件を十分に勘案し決定します。また、統廃合に当たっては、既存の学校施設を有効活用しながら必要な施設整備を行います。

(5) 地域拠点校の存置

本市は、これまでの近隣町村との合併により、747.66 k²と広大な行政面積を有しているため、旧合併地域において画一的に適正規模に基づいた統廃合を進めた場合、適正規模化による教育効果に比べ、児童生徒の通学の負担や地域拠点としての学校の役割の喪失などのデメリットが大きくなることも考えられます。

したがって、旧合併地域において地域の拠点的な役割を果たしてきた学校は、地域拠点校として学校を存置します。

ただし、学校は、第一義的には将来を担う児童生徒により良い教育を行う場であることから、現在又は将来において数年度にわたり欠学年が生じ、教育指導面や学校運営面で著しい支障を及ぼすと考えられる場合には、統廃合を検討します。

地域拠点校と位置付ける学校は、次のとおりとします。

- ①東旭川地区…旭川小学校、旭川中学校
- ②東鷹栖地区…近文第1小学校、東鷹栖中学校
- ③西神楽地区…西神楽小学校、西神楽中学校
- ④江丹別地区…江丹別小学校、江丹別中学校（小中併置校）

※ なお、神居、永山、神楽地区については、現時点では地域拠点校としての位置付けをしている学校はありません。

(6) 特認校の存置

本市では、本市周辺部に位置する自然環境に恵まれた小規模校において、豊かな自然に触れる中で豊かな心と逞しい体を育てたいという保護者の希望がある場合は、一定の条件を付してこれを認めることとしており、小学校1校（富沢小学校）、小中併置校1校（旭川第5小学校・桜岡中学校）を通学区域外からの通学を許可する特認校として指定しています。

特認校については、統廃合の対象としないこととし、特認校の通学区域内に居住する児童生徒に対しては、より適正な規模の学校で学ぶ機会を提供するため、隣接する通学区域の学校への入学を認めることとします。

(7) 保護者・地域の合意

適正配置は、学校の統廃合や通学区域の見直しにより推進していくこととなりますが、これらの手法は、その時々児童生徒やその地域で生活する住民に対し大きな影響を及



ばすことから、個々の学校の適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域とその必要性を十分に協議し、共通理解と協力を得て進める必要があります。

したがって、適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、保護者及び地域の合意を得ることとします。

【適正配置の進め方】

旭川市は平成 27 年 10 月に旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）を策定し、令和 2 年 3 月に改訂している。この中で、旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の概要をまとめており、以下、関係部分を抜粋する。

適正配置の進め方

（出典：P2）

（1）ブロック別計画の策定

広域的な視点で適正配置に取り組む観点から、市内を 5 つのブロックに分割し、ブロックごとに将来あるべき学校配置を具体的に示した「ブロック別計画」を別に策定する。

【適正配置の 5 つのブロック】

- ① 中央・東・東旭川ブロック
- ② 新旭川・永山ブロック
- ③ 北星・春光・東鷹栖ブロック
- ④ 神居・江丹別ブロック
- ⑤ 神楽・西神楽ブロック

（2）計画期間

平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年計画とするとともに、社会情勢等の変化などに対応するため 5 年ごとの 3 期に区切り、本基本方針とブロック別計画の検証・見直しを行う。

（3）児童生徒の環境変化への配慮

児童生徒が統廃合の実施時に新たな環境に円滑に移行することができるよう、小中連携・一貫教育の取組として実施している学校間の交流活動を日頃から積極的に行うよう努める。特に、特別な配慮が必要な児童生徒については、スムーズに環境の変化へ適応することができるよう、個々の児童生徒に応じた配慮に努める。

（4）保護者・地域との合意形成

適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しは、十分な協議を行い、共通理解の上、まず保護者、次いで地域と合意形成を図る。

（5）廃校校舎の跡利用

統廃合によって廃校となった校舎は、学校が地域で果たしてきた役割を考慮し、地域の理解を得て跡利用を検討する。特に、地域拠点校を統廃合するときは、地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努める。

【第 2 期（令和 2 年度～令和 6 年度）・第 3 期（令和 7 年度～令和 11 年度）の取組】

以下、旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）から関係部分を抜粋する。



小学校

(出典：P4～)

令和元年5月1日現在の過小規模校及び通常の学級の児童数が100人以下の小規模校（地域拠点校及び特認校は除く。）について、児童数の推移や、推計値の状況から検討を行った結果、引き続き次の学校を統廃合対象校とします。

統廃合対象校（小学校）

日章小学校、旭川第1小学校、正和小学校、永山東小学校、大町小学校、近文第2小学校、雨紛小学校、台場小学校、江丹別小学校、嵐山小学校

【児童数及び学級数の推移と推計値】

(児童数：人、学級数：学級)

学校名		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R6	R11	
日章小学校	通常	児童数	70	58	57	52	51	46	54	44
	学級	学級数	6	6	6	4	6	5	6	4
旭川第1小学校	通常	児童数	9	11	6	6	4	6	5	4
	学級	学級数	3	3	2	2	2	2	3	2
正和小学校	通常	児童数	77	74	64	58	53	53	83	64
	学級	学級数	6	6	6	5	5	5	6	6
永山東小学校	通常	児童数	72	72	69	61	62	58	67	52
	学級	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6
大町小学校	通常	児童数	75	74	70	78	68	68	59	46
	学級	学級数	6	6	6	6	6	6	6	4
近文第2小学校	通常	児童数	31	31	33	32	37	38	43	33
	学級	学級数	4	4	4	4	4	4	4	4
雨紛小学校	通常	児童数	19	18	15	15	14	12	7	6
	学級	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3
台場小学校	通常	児童数	43	42	40	38	34	32	21	16
	学級	学級数	4	4	4	4	4	4	3	3
江丹別小学校	通常	児童数	6	6	3	5	4	6	7	7
	学級	学級数	2	2	2	2	2	2	3	3
嵐山小学校	通常	児童数	6	5	5	5	3	3	0	0
	学級	学級数	2	2	2	2	1	1	0	0

(H26～R元は各年度5月1日現在の実数。R6及びR11は推計値)

※ 江丹別小学校は、地域拠点校に位置付けていますが、数年間にわたり欠学年が生じ、今後もその傾向が続くと考えられるため、統廃合対象校とします。



中学校

令和元年5月1日現在の過小規模校（地域拠点校及び特認校は除く。）について、生徒数の推移や、推計値の状況から検討を行った結果、引き続き次の学校を統廃合対象校とします。

統廃合対象校（中学校）

江丹別中学校、嵐山中学校、啓北中学校

※ 啓北中学校については、第3期に取組を予定している春光小学校に関わる通学区の見直しを実施することにより、大幅な生徒数の減少が見込まれることから、引き続き第3期の統廃合対象校とします。

【江丹別中学校と嵐山中学校の生徒数及び学級数の推移と推計値】

（生徒数：人、学級数：学級）

学校名			H26	H27	H28	H29	H30	R元	R6	R11
江丹別中学校	通常	生徒数	1	2	5	4	4	1	2	2
	学級	学級数	1	1	2	1	1	1	1	1
嵐山中学校	通常	生徒数	8	9	11	7	10	7	7	0
	学級	学級数	2	2	2	2	2	2	2	0

（H26～R元は各年度5月1日現在の実数。R6及びR11は推計値）

※ 江丹別中学校は、地域拠点校に位置付けていますが、数年間にわたり欠学年が生じ、今後もその傾向が続くと考えられるため、統廃合対象校とします。

【第2期・第3期の統廃合】



ブロック	第1期	第2期	第3期
中央・東・東旭川	旭川第1小学校 → 旭川第2小学校（統合済） 旭川第2中学校（統合済）	日章小学校 旭川第1小学校	
新旭川・永山		正和小学校 永山東小学校	
北星・春光・東鷹栖		大町小学校 近文第2小学校	啓北中学校
神居・江丹別	雨紛小学校 → 台場小学校 → 江丹別小学校 → 嵐山小学校 → 江丹別中学校 → 嵐山中学校 →	雨紛小学校 台場小学校 江丹別小学校 嵐山小学校 江丹別中学校 嵐山中学校	
神楽・西神楽	聖和小学校（統合済） 千代ヶ岡小学校（統合済）		

【旭川第1小学校の閉校と旭川小学校への統合】

中央・東・東旭川ブロックの旭川第1小学校は令和5年3月31日に閉校し、旭川小学校に統合した。第2期（令和2年度～令和6年度）・第3期（令和7年度～令和11年度）の統廃合対象校には、日章小学校、正和小学校、大町小学校、雨紛小学校、台場小学校、江丹別小学校、嵐山小学校、永山東小学校、近文第2小学校、江丹別中学校、嵐山中学校、啓北中学校の12校が残っている。

・日章小学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市 6 条通 5 丁目
	地域区分	中央・新旭川
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達にに応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
建物情報	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
	建築年	1967 年（築 56 年）
	延床面積	3,781.67 m ²
	棟数	5 棟
	耐震化の状況	要耐震改修
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
評価	避難所指定施設	避難所
	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024 年度）
施設保有の考え方・機能確保の手法	市立小学校 54 校のうち 12 校、市立中学校 27 校のうち 4 校をそれぞれ統廃合	

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画において整理したもの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。

ブロック	中央・東・東旭川ブロック
通学区域	中央中学校の通学区域

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	219,387	283,528	200,381	293,170	249,117
利用人数あたり運営コスト	72,677	118,018	93,181	92,021	93,974
利用人数あたり総コスト	292,064	401,546	293,562	385,191	343,091



【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	96.05%

・正和小学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市大雪通8丁目
	地域区分	中央・新旭川
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画	
建物情報	建築年	1974年（築49年）
	延床面積	4,273.41㎡
	棟数	3棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）



評価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	市立小学校 54校のうち 12校、市立中学校 27校のうち 4校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。

ブロック	新旭川・永山ブロック
通学区域	明星中学校の通学区域と永山南中学校の通学区域にまたがっている。

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	171,866	165,169	164,500	169,571	167,777
利用人数あたり運営コスト	59,933	61,355	63,640	69,000	63,482
利用人数あたり総コスト	231,799	226,524	228,140	238,571	231,259

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	97.90%

・大町小学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基	担当部局	学校教育部学校施設課
---	------	------------



本 情 報	所在地	旭川市大町1条1丁目
	地域区分	北星
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
建 物 情 報	建築年	1990年（築33年）
	延床面積	4,263.35 m ²
	棟数	2棟
	耐震化の状況	要耐震改修
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
評 価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	市立小学校54校のうち12校、市立中学校27校のうち4校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したものの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。

ブロック	北星・春光・東鷹栖ブロック
通学区域	北星中学校の通学区域

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	144,972	161,328	169,257	182,229	164,447
利用人数あたり運営コスト	84,472	73,710	105,471	70,540	83,548
利用人数あたり総コスト	229,444	235,038	274,728	252,769	247,995

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】



資産区分	建物
減価償却率	70.28%

・雨紛小学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市神居町雨紛
	地域区分	神居
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画	
建物情報	建築年	1979年（築44年）
	延床面積	1,736.43㎡
	棟数	4棟
	耐震化の状況	要耐震改修（一部耐震性あり）
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 平家
避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）	
評価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）



施設保有の考え方・ 機能確保の手法	市立小学校 54 校のうち 12 校、市立中学校 27 校のうち 4 校をそれぞれ統廃合
----------------------	--

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。

ブロック	神居・江丹別ブロック
通学区域	神居東中学校の通学区域

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	566,600	799,076	807,272	1,230,222	850,793
利用人数あたり運営コスト	193,066	271,000	209,454	290,111	240,908
利用人数あたり総コスト	759,666	1,070,076	1,016,726	1,520,333	1,091,700

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	91.80%

・台場小学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市神居町台場
	地域区分	神居



報	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
建 物 情 報	建築年	1971年（築52年）
	延床面積	2,711.79㎡
	棟数	6棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
評 価	施設評価	E：廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	市立小学校54校のうち12校、市立中学校27校のうち4校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したものの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。

ブロック	神居・江丹別ブロック
通学区域	神居中学校の通学区域

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	162,016	152,217	158,983	181,918	163,306
利用人数あたり運営コスト	75,106	77,760	68,813	88,408	77,522
利用人数あたり総コスト	237,212	229,977	227,796	270,326	241,328

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	87.36%



- ・ 江丹別小学校
- ・ 江丹別中学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等（江丹別小学校）】

基本情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市江丹別町中央
	地域区分	江丹別
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	複合
	都市計画区域区分等	都市計画区域外
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画	
建物情報	建築年	1974年（築49年）
	延床面積	611.78㎡
	棟数	0棟 ※江丹別中学校で一括して計上
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
評価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・	市立小学校54校のうち12校、市立中学校27校のう



	機能確保の手法	ち4校をそれぞれ統廃合
--	---------	-------------

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

【施設の概要と施設再編計画の評価等（江丹別中学校）】

基本情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市江丹別町中央
	地域区分	江丹別
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	複合
	都市計画区域区分等	都市計画区域外
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
建物情報	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
	建築年	1974年（築49年）
	延床面積	1,407.64 m ²
	棟数	6棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
評価	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	市立小学校54校のうち12校、市立中学校27校のうち4校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

【通学区域】

江丹別小学校は、旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。なお、江丹別小学校と江丹別中学校は複合施設の小中併置校であり、江丹別中学校の通学区域となる小学校は他にない。

ブロック	神居・江丹別ブロック
通学区域	江丹別中学校の通学区域



【コスト指標（江丹別小学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	735,500	442,166	670,600	665,400	628,417
利用人数あたり運営コスト	348,750	281,666	405,200	274,600	327,554
利用人数あたり総コスト	1,084,250	723,832	1,075,800	940,000	955,971

【コスト指標（江丹別中学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	709,750	2,763,000	964,333	1,059,666	1,374,187
利用人数あたり運営コスト	343,250	1,676,000	673,333	964,333	914,229
利用人数あたり総コスト	1,053,000	4,439,000	1,637,666	2,023,999	2,288,416

【資産の情報（江丹別小学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00%

【資産の情報（江丹別中学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	99.68%

- ・ 嵐山小学校
- ・ 嵐山中学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等（嵐山小学校）】

基	担当部局	学校教育部学校施設課
---	------	------------



本 情 報	所在地	旭川市江丹別町嵐山
	地域区分	江丹別
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	複合
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
建 物 情 報	建築年	1984年（築39年）
	延床面積	1,205.86 m ²
	棟数	0棟 ※嵐山中学校で一括して計上
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
評 価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	市立小学校54校のうち12校、市立中学校27校のうち4校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したものの。

【施設の概要と施設再編計画の評価等（嵐山中学校）】

基 本 情 報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市江丹別町嵐山
	地域区分	江丹別
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	複合
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画



	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
建 物 情 報	建築年	1998年（築25年）
	延床面積	1,792.00 m ²
	棟数	4棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
評 価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・ 機能確保の手法	市立小学校54校のうち12校、市立中学校27校のうち4校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

【通学区域】

嵐山小学校は、旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。なお、嵐山小学校と嵐山中学校は複合施設の小中併置校であり、嵐山中学校の通学区域となる小学校は他にない。

ブロック	神居・江丹別ブロック
通学区域	嵐山中学校の通学区域

【コスト指標（嵐山小学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】（単位：円/人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	917,500	705,250	490,428	2,174,500	1,071,920
利用人数あたり運営コスト	254,750	230,500	151,857	453,000	272,527
利用人数あたり総コスト	1,172,250	935,750	642,285	2,627,500	1,344,446

【コスト指標（嵐山中学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】（単位：円/人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	305,166	356,125	490,285	506,750	414,582
利用人数あたり運営コスト	84,666	115,250	157,285	169,875	131,769
利用人数あたり総コスト	389,832	471,375	647,570	676,625	546,351

【資産の情報（嵐山小学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	46.20%



【資産の情報（嵐山中学校：令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	69.65%

・永山東小学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市永山町13丁目
	地域区分	永山
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
建物情報	建築年	1985年（築38年）
	延床面積	3,077.11㎡
	棟数	5棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）



評価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・ 機能確保の手法	市立小学校 54 校のうち 12 校、市立中学校 27 校のうち 4 校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。

ブロック	新旭川・永山ブロック
通学区域	永山中学校の通学区域

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	128,550	182,890	163,577	138,640	153,414
利用人数あたり運営コスト	52,449	56,140	57,281	58,346	56,054
利用人数あたり総コスト	180,999	239,030	220,858	196,986	209,468

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	82.98%

・近文第 2 小学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市東鷹栖 4 線 16 号



情報	地域区分	東鷹栖
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
	保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画
建物情報	建築年	1995年（築28年）
	延床面積	3,028.07 m ²
	棟数	3棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
評価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2020～2024年度）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	市立小学校54校のうち12校、市立中学校27校のうち4校をそれぞれ統廃合

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したものの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では次の通学区域とされている。

ブロック	北星・春光・東鷹栖ブロック
通学区域	東鷹栖中学校の通学区域

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	197,200	203,282	211,578	378,727	247,697
利用人数あたり運営コスト	80,666	77,543	106,842	132,000	99,263
利用人数あたり総コスト	277,866	280,825	318,420	510,727	346,960

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
------	----



減価償却率	62.51%
-------	--------

・啓北中学校



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本 情報	担当部局	学校教育部学校施設課
	所在地	旭川市春光 2 条 7 丁目
	地域区分	春光
	施設用途	学校教育系施設【学校】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営（一部委託）
	設置目的	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。
	設置根拠	学校教育法、旭川市立小中学校設置条例
	整備配置に関する計画	旭川市立小・中学校適正配置計画
保全に関する計画	旭川市学校施設長寿命化計画	
建 物 情 報	建築年	1976 年（築 47 年）
	延床面積	7,717.63 ㎡
	棟数	3 棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階
	避難所指定施設	避難所（福祉避難所併設）
評 価	施設評価	E：廃止
	施設の将来像	統廃合対象（2025～2029 年度）
	施設保有の考え方・	市立小学校 54 校のうち 12 校、市立中学校 27 校のう



機能確保の手法	ち4校をそれぞれ統廃合
---------	-------------

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

【通学区域】

旭川市立小・中学校適正配置計画（ブロック別計画）では、啓北中学校は北星・春光・東鷹栖ブロックに属しており、適正配置後には啓北中学校を六合中学校と北星中学校に統合するとされている。現在の啓北中学校の通学区域は北鎮小学校と春光小学校の一部であり、春光小学校の一部は六合中学校の通学区域であったところ、適正配置により、北鎮小学校は北星中に、春光小学校は六合中学校の通学区域となる。

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	72,815	76,728	77,312	89,073	78,982
利用人数あたり運営コスト	18,751	18,112	21,959	23,880	20,676
利用人数あたり総コスト	91,566	94,840	99,271	112,953	99,658

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	84.57%

・統廃合対象の小・中学校12校の全体について

【各学年の生徒数】

（単位：人）

学校名	各学年別児童生徒数							特支学級生徒	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計		
日章小学校	7	4	7	8	6	8	40	4	44
正和小学校	7	13	11	10	6	7	54	5	59
大町小学校	7	6	10	4	7	7	41	10	51
雨紛小学校	1	0	1	1	1	3	7	2	9
台場小学校	7	3	5	5	5	5	30	20	50
江丹別小学校	0	0	0	0	1	0	1	2	3
嵐山小学校	0	0	0	0	0	0	0	2	2
永山東小学校	10	16	6	19	10	4	65	13	78
近文第2小学校	5	4	4	4	5	5	27	5	32



江丹別中学校	2	0	1	-	-	-	3	0	3
嵐山中学校	0	2	2	-	-	-	4	1	5
啓北中学校	60	77	73	-	-	-	210	28	238

※ 学級数は、啓北中学校の1年～3年のみが2学級で、その他は1学級又は複式学級。

【過去5年の維持管理・修繕の実績】

担当部局から次のとおり確認した。

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	維持 管理費	修繕 費	維持 管理費	修繕 費	維持 管理費	修繕 費	維持 管理費	修繕 費	維持 管理費	修繕 費
日章小学校	11,584	2,018	13,587	1,440	9,630	1,391	11,337	2,442	15,864	2,732
正和小学校	8,135	2,177	8,564	1,181	9,035	1,493	9,626	1,057	12,377	2,323
大町小学校	8,931	1,507	9,890	2,371	9,440	2,408	10,186	930	12,774	811
雨紛小学校	7,169	1,330	7,856	2,532	7,464	1,416	8,787	2,285	10,279	836
台場小学校	6,550	1,069	6,137	865	8,071	1,309	7,326	1,588	8,468	2,191
江丹別小学校	2,822	120	2,629	24	2,965	388	3,162	165	2,638	117
嵐山小学校	3,409	261	2,791	30	2,751	682	4,237	112	3,172	68
永山東小学校	7,599	1,271	10,580	1,125	7,089	4,525	7,929	2,469	14,183	2,117
近文第2小学校	7,883	991	8,835	516	7,739	301	10,150	2,348	10,875	1,101
江丹別中学校	2,106	733	2,250	513	2,505	388	2,311	868	4,305	157
嵐山中学校	2,895	767	2,717	132	2,750	682	3,039	1,015	4,364	615
啓北中学校	19,761	773	19,624	2,167	19,810	1,219	21,646	1,513	22,176	508

※ 今後も必要な修繕費や維持管理費が見込まれる。

【改修（施設・設備・耐震）の状況】

担当部局から次のとおり確認した。なお、いずれの学校も耐震改修を除く施設改修は予定していないとのことである。

	設備	耐震
日章小学校	給水設備改修予定（時期未定） 令和元年度：受変電改修	令和5年度、令和6年度の2か年で耐震改修工事を実施予定
正和小学校	令和3年度：一部給水設備工事、受変電給水改修	耐震改修済み
大町小学校	改修予定なし	新耐震基準
雨紛小学校	給水設備改修予定（時期未定） 令和元年度：地下タンク改修	令和6年度耐震改修工事を予定



台場小学校	改修予定なし	耐震改修済み
江丹別小学校	改修予定なし	校舎は耐震診断の結果、所定の耐震性が満たされている。
嵐山小学校	改修予定なし	新耐震基準
永山東小学校	給水設備改修予定（時期未定）	新耐震基準
近文第 2 小学校	令和 14 年度、令和 15 年度給水設備改修予定	新耐震基準
江丹別中学校	改修予定なし	校舎は耐震診断の結果、所定の耐震性が満たされている。体育館は新耐震基準
嵐山中学校	改修予定なし	新耐震基準
啓北中学校	令和 3 年度給水設備改修	校舎は新耐震基準、体育館は耐震改修済み

【統廃合への賛成・反対意見にはどのような方からどのような理由があるか】

担当部局から次のとおり確認した。なお、賛否の割合は把握していないとのことである。

賛成	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数が少なく、クラス替えを経験できず、人数の多い学校に行きたい。 ・部活動の選択肢が少ない。 ・人間関係の構築に不安があり、中学校に進学したときに、クラスの人数が増えるため、なじめるかどうか不安。 ・複式学級や飛び複式学級であることにより、学習面の不安がある。
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級できめ細やかな教育を希望しており、小規模校ならではの良さがある。 ・通学距離が遠くなる。 ・学校が変わることへの不安が強い。 ・卒業するまで学校を残してほしい。
反対	地域（市民委員会・町内会）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動の場が失われ、地域のつながりが衰退していく。

【保護者や地域との協議の内容、開催経過、回数など】

担当部局から令和元年度から令和 4 年度までの実施内容等を次のとおり確認した。

統廃合に当たっては、保護者や地域の合意を得ることを原則としており、統廃合に反対する意見が強い場合も、統廃合に向けて協議を進めていく。

統廃合については、子どもの教育環境に関わることから保護者の意向確認を大切にしており、保護者が統廃合に合意する方向性が固まった後、地域との協議を行う。



<p>今後も、保護者に対するアンケートや意見交換会を継続して開催し、児童生徒が少ないことにより学習活動や友人関係などに影響があることについても説明するなど、協議を続ける。</p>		
全体的な取組	令和元年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配置計画改訂についての保護者・地域説明会（学校ごと開催、13校） ・パブリックコメントに対し、保護者から意見提出あり
	令和 3 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期の統廃合対象校保護者を対象としたアンケートを実施（10校、1回）。 ・アンケート調査を該当の市民委員会に説明。
	令和 5 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期の統廃合対象校保護者を対象としたアンケートを実施（8校、1回） ※旭川第 1 小学校、雨紛小学校を除く。
雨紛小学校	令和 3 年 7 月	<p>保護者との意見交換会を開催、保護者の多くは雨紛小学校の環境が良く、統廃合には賛成できないという意見のほか、大規模な学校へ通学することへの不安の声あり。</p> <p>※その後、PTA で意見交換会及びアンケートを複数回実施、統廃合への不安や現状の小規模、少人数を望む声が多く、PTA として統廃合に関するアンケートや意見交換を継続する意向</p>
旭川第 1 小学校	令和 3 年 6 月	保護者へ統廃合に関するアンケート実施
	同年 7～11 月	保護者と複数回個別面談
	同年 12 月	市民委員会会長とアンケート実施に向け懇談
	令和 4 年 2～3 月	<p>地域住民を対象としたアンケートを実施</p> <p>※意見のほとんどが、統廃合してもよい、やむを得ない、どちらでもよい、市民委員会の意向に沿う</p>
	同年 5 月	保護者との個別懇談
	同年 6 月	市民委員会役員と懇談、地域住民を対象とした説明会を開催
	同年 7 月	同窓会長と懇談、統廃合の意向確認
	同年 8 月	PTA 会長と懇談、統廃合の意向確認
	同年 9 月	保護者、地域、同窓会の代表と統廃合について合意
正和小学校	令和 3 年度	<p>正和小学校の適正配置と耐震化が必要である明星中学校の建替え等について、移転候補地である正和小学校保護者を対象とした意見交換会やアンケートを実施し、保護者の意向把握に努めた。</p>

※ その他、各学校への訪問を毎年 4 月頃に実施している。



【令和3年度に実施した正和小学校保護者を対象としたアンケート】

担当部局から次のとおり確認した。

アンケートでは、年々児童生徒数や学級数が減少していく中で、保護者の方の意向を汲み取れるよう学校の統廃合に対する意見や、現在の児童生徒数の状況における不安点等を確認している。アンケートによって得た保護者の意向を確認しながら、統廃合の時期等を検討している。

【設問内容】

正和小学校等の適正配置（統廃合を含む。）に関して、あなたの考えに近いものの番号に○を付けて、理由や御意見などがございましたら御記入ください。

- ①統廃合してもよい ②統廃合しないでほしい ③どちらでもよい

その他、正和小学校等の適正配置（統廃合を含む。）に関して、感じていることがあればお聞かせください。（現在の児童数（小規模校）の状況における学習面や友人関係、行事等に関して、よいと感じていることや心配していることなど）

【主な意見】

○統合してもよい

- これから先も適正校になる見込みがない。
- 児童数が少なく、課外活動がない。
- 明星中学校の移転をした場合、中学校が近くなる。
- 明星中学校の現在の位置は校区の端であり、偏っている。

○統合しないでほしい

- 先生の目が行き届く
- 学年のつながりが強く、学年問わず仲が良い
- 子どもが障がいをもっているため、少人数の方が安心。

6年生での転校だと、卒業式や修学旅行などの行事に馴染めるか心配。

【令和2年度と令和4年度に実施した統廃合対象校保護者へのアンケートの設問と回答】

担当部局から次のとおり確認した。

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・○○小学校の学校規模に関して、感じていることをお聴かせください。 （児童数が少ないことによる学習面や友人関係、行事等への影響に関し、よいと感じていることや心配に感じていることなど）（自由記載）
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現在通学している学校の規模について、不安に感じていること、心配なことはありますか。（選択式） <input type="checkbox"/>学習面 <input type="checkbox"/>友人関係 <input type="checkbox"/>学校行事 <input type="checkbox"/>特になし ・通学している学校の規模に関して感じていること（良いと感じていること、心配なことなど）を具体的にお聴かせください。



回答	主な意見は令和3年度に実施した正和小学校保護者を対象としたアンケートとおおむね同じ。
----	--

【これまでの統廃合事例で反対意見にどのような対応をしたか】

中央中学校への統合事例を例示し、担当部局から次のとおり確認した。

<p>中央中学校への3中統合に当たっては、地域から反対する意見もあったが、長年、生徒数の減少やその影響について地域と協議を重ね、統廃合に理解を得た。</p> <p>3中統合については、中学校は校区が広いことから関係する学校が多く、小学校に比べ生徒数も多くなる。また、中学校は専門教科や部活動、制服など、小学校にはない要素がある。また、校舎が新設され、新校創設であることから、校章、校歌、制服等協議する要素が数多くあり、これらの状況が調整要素となることから、協議の頻度も高くなる。</p> <p>現在統廃合が進んでいない学校の多くがへき地や過小規模の小学校で、閉校した上で他校に統合となるケースとなり、3中統合とは大きく状況が異なる。</p> <p>長らく地域コミュニティの核として地域に根付いてきた学校を統廃合することは、児童生徒や保護者のみならず、地域にとっても大きな決断を要するほか、大きな影響を及ぼすことから、「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」において、個々の学校の適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域とその必要性を十分に協議し、共通理解と協力を得て進める必要があり、適正配置に伴う学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、保護者及び地域の合意を得ることとしている。したがって、保護者や地域の合意に向けて、アンケートや説明会の実施等により丁寧に意向を確認しながら、廃校の時期を検討している。</p> <p>協議の頻度や内容は、学校の規模や所在地、地域（市民委員会や町内会）との関わりの状況が学校によって異なることから、それぞれの学校の状況によって協議の必要回数や内容を検討している。</p>
--

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

進捗が遅れている理由	<p>学校の統廃合や通学区域の見直しは、保護者や地域の合意を得て進めることとしているが、実施に前向きな意見がある一方、教育環境が変わることや通学区域が遠くなること、学校がなくなることについての心配や現状規模の学校を望む意見など、様々な意見がある中で、合意を得るに至っていない学校や地域がある。</p>
今後の取組	<p>今後も、児童生徒のより良い教育環境の整備について、保護者や地域と議論を深め、合意を得て、学校の統廃合や通学区域の見直しを進める。</p> <p>（具体的な合意形成の手法については、学校の状況により異なる</p>



	が、必要に応じアンケート調査、意見交換会や保護者への個別懇談の実施、市民委員会や町内会を通じた意見聴取や説明会、文書の配布による周知なども行うほか、同窓会への意向も確認し、保護者や地域住民、同窓会の代表に最終的に意向を確認している。）
達成時期	未定
達成時期の目途が立っていない理由	保護者や地域の合意を得る必要があるため

【廃校校舎等の利活用の状況】

担当部局から令和5年7月5日現在の廃校校舎等の利活用の状況を次のとおり確認した。

統合日	廃校	校舎	利活用の状況	
S45.4	中園小	解体済		更地
S45.10	中央小	解体済	公共施設	市民文化会館
	大成小	解体済	売却	大成市民センター・商業施設
S48.4	春日小	現存	公共施設	春日青少年の家
S61.4.9	* 旭川第6小 * 瑞穂中	現存	公共施設	東旭川公民館瑞穂分館
H3.4.1	日新小	解体済	公共施設	日新の森公園
	就実小	現存	公共施設	西神楽公民館就実分館
H9.4.1	近文第4小	現存	公共施設	東鷹栖農村活性化センター
	柏台中	解体済		更地
H12.4.1	上雨紛小	現存	公共施設	神居公民館上雨紛分館
H14.4.1	旭川第7小	現存	公共施設	東旭川公民館日の出分館
H17.4.1	近文第3小	現存	公共施設	東鷹栖公民館第3分館
H18.4.1	旭川第4小	現存	貸与	社会福祉法人に貸与 生活介護事業所・短期入所事業
	* 豊里小 * 豊里中	現存	貸与	社会福祉法人に貸与 就労継続支援B型事業所
H19.4.1	* 神居古潭小 * 神居古潭中	現存	未定	
	旭川第1中	現存	売却	民間企業に売却
H20.4.1	千代ヶ岡中	現存	未定	千代ヶ岡小とグラウンドを共有 旧耐震基準（庁内で方針検討中）
H21.4.1	雨紛中	現存	未定	利活用候補者選定
H23.4.1	北都商業高校	現存	未定	グラウンドは民間企業に貸与



				一部旧耐震基準（庁内で方針検討中）
H27.4.1	常盤中	一部現存	公共施設	子ども総合相談センター及び中央中学校舎
	聖園中	現存	貸与	北海道に貸与（道立旭川高等支援学校）
	北都中	現存	未定	庁内で方針検討中
H28.4.1	聖和小	現存	貸与	旭川土地改良区（校舎部分）に貸与
H31.4.1	千代ヶ岡小	現存	未定	千代ヶ岡中とグラウンドを共有
R2.4.1	旭川第2小	現存	未定	
	旭川第2中	現存	貸与	学校法人旭川龍谷学園に貸与
R5.4.1	旭川第1小	現存	未定	

* は小中併置校

【廃校施設の活用や売却に向けた取組状況及び課題】

廃校施設の利活用については、市ホームページ等で跡利用者を募集しており、随時活用希望者からの相談を受けているが、事業者からの具体的な事業提案までに至らない現状にある。

利活用が決定した廃校としては、平成30年12月に旭川第1中学校を民間企業に売却したほか、令和5年6月に雨紛中学校の利活用候補者を選定したところであり、売却に向け手続を進めている。また、貸付けを行っている廃校施設もあり、社会福祉法人や学校法人などの団体に5施設を貸し付けている。

利活用が進まない原因としては、「市街化調整区域や住居地域に立地している廃校が多く、厳しい用途制限があること」、「本市が目安として示す貸付料や売却額と相手方の希望価格とに大きな乖離があること」、さらには、「老朽化等により設備の更新が必要であり、相手方において施設整備に係る費用の負担が難しいこと」などが挙げられると考えている。

【余裕教室の利活用の実績等】

担当部局から次のとおり確認した。

本市において、文部科学省の定める「余裕教室」はないが、児童生徒の減少により空いた教室については、学校管理者である校長が管理しており、現在は放課後児童クラブ、特別活動室、教育相談室などに利用しているケースが見受けられる。

また、児童生徒数は減少しているが、特別支援が必要な児童生徒数は増加していることから、空いた教室を活用し、特別支援教室を必要数確保するよう学校へ伝えている。

特別支援教室の確保について、学校設置当初の想定を上回り特別支援学級数が増加しているため空き教室が不足しており、一つの教室に間仕切りをして複数の学級を運営す



るなどの工夫をしている。

特別支援教室を設置する基準について、小学校設置基準第9条2項（文部科学省省令）で特別支援学級のための教室の設置を定めているが、詳細について特段の基準はない。

【担当部局へのヒアリング】

今回の評価対象校は「旭川市立小・中学校適正配置計画」で第2期又は第3期の統廃合対象と定めている小・中学校である。特に過小規模校については、小学校では複式学級化、中学校では教科免許を持った教員を配置できないなどの教育の質の低下が懸念されるほか、教職員の負担や保護者の負担が大きくなるデメリットもあり得るだろう。また、学校は規模が大きいため維持管理費等が非常に大きく、適正配置が進むことは一般財源の支出額に大きく関わる場所である。このような中、統廃合対象校の保護者や地域と統廃合についての協議など十分な取組がなされているかとの視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、第2期の統廃合対象校の12校中11校の統廃合が決まっていなかったことについて、保護者や地域との合意が進んでいないためとの回答があった。また、「旭川市立小・中学校適正配置計画」は統廃合対象校を定めたものであるが、閉校を決定したものではないとのことである。それでは最終的な決定権はどこにあるのか尋ねると、保護者と地域の合意を得て決定するとの説明があった。児童生徒数が適正規模に達しないことによる様々なデメリットや、統廃合することで解消できることについて保護者に繰り返し丁寧に説明しているか尋ねたところ、「旭川市立小・中学校適正配置計画」の策定・改定時に説明しているほか、令和2年度、令和4年度に各1回ずつ保護者アンケートを実施したとのことであった。

【評価に当たっての考え方】

学校施設が老朽化している中、統廃合が進まなければ維持管理費や修繕費がかかり続け、大規模改修も必要になるであろう。少規模校では児童生徒数が少ないため1人当たりにかかる経費も人件費も大きい。財政的な面からも全てを維持することは難しいのではないかと。対象校の統廃合をもっと推進すべきであり、小規模校のデメリットや統廃合のメリットについて説得力をもって丁寧に説明するなど速やかに進めるべきではないかと。アンケートや各学校への4月の訪問のみでは、丁寧かつ十分な説明とは言い難い。

総論でも述べたが、維持管理費は確実にかかり続ける一方、施設や設備の老朽化に伴い修繕費は増えていくことが予想される。特に、一般財源から支出している場合は、いずれは廃止となる施設を維持するために、他の事業に使えるはずの予算を回していると捉えることもできる。限られた予算をどう使うのが全市民にとって最適か十分に分析し、統廃合する場合は少しでも早く決断し、速やかに実行に移す必要がある。保護者や地域から反対の意見も出ることは当然であり、担当部局が言うようにその合意がなければ進めないとい



う考えが本当に良いのか。一部の方のために市が時間をかけることは、維持管理費等の支出、全市民の負担につながっているとみえる。行政は特定地域だけでなく、全市民のことを考え、決断を先延ばしにしすぎないようにしてもらいたい。また、協議を進めるための人員体制に課題がある場合には、十分な取組が行えるよう配慮が必要である。

なお、統廃合を実施したことで通学が困難となる児童生徒にはスクールバス運行事業等での支援を検討するとともに、統廃合対象校に対する改修や修繕は閉校までの使用に必要な最低限なものにとどめ、特に長期使用を前提とした大規模改修等は実施しないことを求めたい。併せて、閉校後の廃校施設の利活用も速やかに進めることを期待する。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>各施設の将来像「統廃合対象」の達成に向けた取組が十分ではないことから、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>〔見直しの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく統廃合の実現に向け、統廃合の必要性やメリットを丁寧に説明し、着実に取組を進めること。 ・統廃合の実現に向けた取組の推進に当たり、人員体制に課題がある場合は、十分な取組が行えるよう体制の充実等に配慮すること。 ・廃校施設の跡利用促進に向け、閉校前の早い段階から検討すること。 ・統廃合対象校の修繕は、閉校までの使用に必要な最低限なものにとどめること。 	

7. 富沢ふれあいの家



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基	担当部局	学校教育部学務課
本	所在地	旭川市神居町富沢



情報	地域区分	神居
	施設用途	スポーツ・レクリエーション系施設 【レクリエーション施設・観光施設】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営(一部委託)
	設置目的	旭川市の小中学生、教員及びPTA会員などが教育課程に基づく宿泊研修をはじめとする各種研修及び部活動等を行う。
建物情報	建築年	1989年(築34年)
	延床面積	836.44 m ²
	棟数	4棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
	避難所指定施設	指定なし
運営情報	開館時間	開業日：土曜日、日曜日、及び月曜日。ただし、年末年始(12/30~1/4)を除く 開館時間：9:00~17:00、宿泊別途
	常勤職員数	正職員0人、会計年度任用職員1人
	施設構成	研修室・厨房・宿泊室6室・浴室・ラウンジ・リネ室・全館温水暖房
	利用対象者	児童生徒及び教員等
	類似施設	国立大雪青少年交流の家
	類似施設との違い	利用者は基本的に小中学生及びその引率者に限る。
	主たる機能の提供範囲	全市
評価	施設評価	E:廃止
	施設の将来像	利用状況を踏まえ、用途変更、用途廃止を検討(第1期)
	施設保有の考え方・機能確保の手法	利用状況を踏まえ、用途変更、用途廃止を検討

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第1期とは令和9年度までをいう。

【施設の設置当初の目的や経緯】

担当部局から次のとおり確認した。



「富沢ふれあいの家」は、文部科学省（旧文部省）がすすめる「木の教育研修施設整備」の対象事業として旭川市が平成元年7月から建設をすすめ、平成2年3月に完成した。

最も感受性豊かな成長期にある児童生徒が、木材を豊富に使った潤いと温かみのある研修施設と恵まれた自然の中で教師と児童生徒が寝食を共にする集団生活を通じ、心のふれあい、新しい発見、個人の尊重等、学校内で体験できないことを学ぶことにより、たくましく心豊かな児童生徒を育成することを目的としている。

【5年間の収入・支出】

（単位：千円）

項目		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
収入	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	国、道支出金	0	0	0	0	0	
	その他収入	0	0	0	0	0	
	①：収入合計	0	0	0	0	0	
支出	施設 維持 費	修繕料	1,771	0	423	0	344
		燃料費	1,296	919	915	1,180	1,091
		光熱水費（電気）	1,156	1,109	972	1,019	1,024
		光熱水費（水道）	55	32	53	27	27
		光熱水費（ガス）	45	39	27	40	31
	委託 料	指定管理業務	0	0	0	0	0
		機械警備業務	154	156	157	129	129
		清掃業務	0	0	0	0	0
		消防設備点検業務	171	138	95	25	88
		草刈り業務	0	62	132	132	132
		EV・自動扉保守管理業務	0	0	0	0	0
		除雪業務	270	132	143	149	165
		一般・産業廃棄物収集 運搬業務	217	164	223	222	225
		機器点検業務	69	120	85	199	128
	その他業務	0	1,086	730	823	918	
	その他	1,608	31	31	32	45	
施設維持にかかる費用 合計		6,812	3,988	3,986	3,977	4,347	
施設	人件費（正職員）	0	0	0	0	0	
	人件費（会計年度任用職員）	2,793	1,118	550	362	434	



運 営 費	手数料・保険料等	145	77	103	139	155
	使用料賃借料	0	0	0	0	0
	その他	98	147	156	101	151
	施設運営にかかる費用 合計	3,036	1,342	809	602	740
	②：支出合計	9,848	5,330	4,795	4,579	5,087
収支差額 (① - ②)		-9,848	-5,330	-4,795	-4,579	-5,087

【市内・近隣市町村の類似施設】

担当部局から次のとおり確認した。

<p>近隣市町村には類似施設はない。</p> <p>富沢ふれあいの家は、教員（指導者）と児童生徒が寝食を共にすることで、集団生活を通じ学校内で体験できないことを学ぶことにより、たくましく心豊かな児童生徒を育成することを目的としている。</p> <p>各団体で研修計画を立て、食事・入浴の準備から使用後の清掃まで全て自分たちで行うことになっており、宿泊サービスを提供する施設とは異なる。</p> <p>大雪青少年交流の家は宿泊研修施設という点では類似施設と言えるが、研修プログラムと指導主事を配備しているため、富沢ふれあいの家とは異なる。</p>
--

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	1,517	2,492	8,304	7,337	4,913
利用人数あたり運営コスト	676	838	1,685	1,110	1,077
利用人数あたり総コスト	2,193	3,330	9,989	8,447	5,990

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	93.62%

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

取組状況（令和元年度～令和 4 年度）	<p>利活用会議を開催し、関係各課と協議を行った。</p> <p>【富沢ふれあいの家利活用検討会議】（令和元年 10 月 17 日開催） （学務課・学校施設課・社会教育課・スポーツ課・公園みどり課・公共施設マネジメント課）</p> <p>これまで学校財産として取得し活用していたが、補助の対象外</p>
---------------------	---



	<p>となったことで、様々な活用方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ合宿施設への転用 ○社会教育施設への転用（道立ネイパルの・公民館的運用） いずれも施設使用料必要 ○近隣「カムイの杜公園」との一体活用 ●学校施設から除外する場合、道教委の許可等が必要。（学校施設課） ●宿泊料を利用者から徴収する場合は、旅館業法の適用となるため、施設改修が必要。 ●当初の設置目的との関係性の整理必要。（小中学生の優先利用） ●受益と負担の考え方（施設維持管理費＞施設使用料） <p>などについて、各課の考え方を確認したが、結論には至らなかった。</p> <p>【スポーツ課・子育て支援課との打合せ】（令和3、4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合宿施設、青少年の施設として活用を検討したが、所管換えの結論には至らなかった。 <p>【廃止した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富沢小学校敷地内にあるため、建物の維持管理や解体費用の問題が生じる。
用途変更の実現に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料徴収による旅館業法適用の問題 （宿泊をやめて日帰り利用のみで有料化した場合は、旅館業法は適用されない。） ・所管換えした場合においては、利用者の範囲とニーズの問題 ・宿泊を伴わない施設にした場合の有効活用方法など。
今後の取組	利用状況を踏まえ、引き続き用途変更、廃止を検討する。
達成時期	未定
達成時期の目途が立っていない理由	施設の有効活用の可否について、他部局との協議等に時間を要す。

【利用日数と利用人数】

（単位：日、人）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数
宿泊	45	1,445	45	1,384	26	837	7	142	8	171	10	243
日帰り	86	3,763	72	3,106	26	763	16	338	10	371	12	526
計	131	5,208	117	4,490	52	1,600	23	480	18	542	22	769



【利用者別内訳】

(単位：日、人)

年度	児童生徒								児童生徒計		教職員・PTA等	
	教育課程		学年学級行事		部活動・少年団		その他					
	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数
H29	14	352	7	74	63	1,275	39	833	123	2,354	8	2,674
H30	4	200	3	38	66	1,088	34	809	107	2,135	10	2,355
R元	1	33	0	0	35	595	11	313	47	941	5	659
R2	0	0	0	0	20	263	3	74	23	337	0	143
R3	0	0	0	0	9	154	9	155	18	309	0	233
R4	0	0	0	0	8	135	14	343	22	478	0	291

※ 利用者の範囲は全市を想定しているが、例年同じ団体が多いため、受益者が幅広いとは言い難い状況である。

【使用料を無料としている理由と有料化の可否】

担当部局から次のとおり確認した。

学校教育施設であるため、小中学生は無料。
大人だけの利用はできないが、有料化すると旅館業法に触れるため、施設改修等が必要となる。

【担当部局へのヒアリング】

施設の将来像が「用途変更、用途廃止を検討」であることから、その検討状況や有料化の可否といった視点からヒアリングを実施した。

担当部局から使用料が無料である理由について、学校教育施設であり、大人だけでは利用できないことや、教育の一環と位置付けていることから有料化は考えていないとの説明があった。なお、このようなことは法律で定められていることではなく、当初の事業目的が教師と児童生徒、児童相互間の交流を深めることであったのでこのように定めているところであり、用途変更は可能とのことであった。施設の維持・廃止の方向性については、発展的に運用していくべきか、廃止して取り壊すべきか検討しているところであり、現状としては、廃止も想定して当面は修繕等の経費を最小限としながら使い続けているとの説明があった。

【評価に当たっての考え方】

施設の維持・廃止の方向性を検討する一方で、修繕等の経費を最小限としながら使い続



ける状況が続いている。一方で、仮に毎年の維持管理費が 500 万円で解体費用が 3,000 万円だとすれば 6 年で取り返すことができる。総論でも述べたが、一般財源から支出している場合は、いずれは廃止となる施設を維持するために、他の事業に使えるはずの予算を回していると捉えることもできる。限られた予算をどう使うのが全市民にとって最適か十分に分析し、施設を設置した当初の目的を達しているかどうかの分析を含めて、廃止する場合は少しでも早く決断し、速やかに実行に移す必要がある。修繕は使用に必要最低限なものにとどめ、特に長期使用を前提とした大規模改修等は実施すべきではない。

なお、学校教育施設とはいえ利用者が限られる状況であり、同じく総論でも述べたが、便益が特定されるサービスを市費負担のみで運営している施設であることから、全市民が負担していると捉えることもできるため、サービスを利用する者と利用しない者との間で不公平が生じないように十分に留意する必要がある。施設廃止をせずに使い続けるとした場合は、法的なルールがない以上もっと柔軟な発想で魅力ある施設にすべきであり、維持管理費による負担を圧縮するためにも、使用料等の徴収を前提とすべきであろう。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>施設の将来像「利用状況を踏まえ、用途変更、用途廃止を検討」の達成に向けた取組が十分ではないことから、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>[見直しの内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題整理を進め、用途変更・廃止等の方向性を速やかに検討・決定し、実行に移すこと。 ・用途変更等により施設を存続させる場合や用途廃止までに時間を要する場合にあっては、多額の維持管理費による負担を圧縮するためにも、使用料等の徴収を前提とすること。 	

8. 公民館、公民館分館

【旭川市公民館が目指すもの】

旭川市は平成 28 年 2 月に定めた旭川市社会教育基本計画において基本理念を「主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす」、「地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む」と定めている。また、令和 5 年度「旭川市公民館のあらまし」において、旭川市公民館が目指すものを次のとおり掲げている。

公民館は、生活文化の振興や社会福祉の増進への寄与を目的に、戦後まもなく各地に設置された社会教育施設で、各種の講座や施設の提供を通して戦後の復興や民主化にも大きな役割を果たし、地域の大人や高齢者、若い親たち、そして子どもたちが学び、集う身近な学習の場として親しまれてきました。



かつては経済の高度成長とともに、余暇時間の活用や暮らしを豊かにするための学びが求められ、カルチャー的な講座に比重を置いた時期もありました。その後、少子高齢化をはじめ、情報化の進展や社会経済構造の急激な変化が私たちの生活や環境を大きく変え、また、地域のつながりの希薄化やそれに伴う地域の教育力の低下を招くなど、それまでとは違った悩みや課題を抱えた人々が増え、必要とされる学びの形も変化してきています。

こうした中、公民館は、地域住民の生涯学習活動に応える身近な学習、交流及び発表の場であると同時に、各世代の課題や社会の要請に対応できる力を養う学習機会の提供を通して、市民の主体的な学びを重視しながら、その成果を地域に還元し、様々な機会や場において学校・家庭・地域との連携を図ることで、地域の教育力の向上を目指しています。

これからも「旭川市社会教育基本計画」に掲げる各種社会教育施策の実施に当たるとともに、平成30年12月の中央教育審議会答申等も鑑み、公民館運営協議会をはじめ広く市民の意見を伺いながら、人づくり・地域づくりの核として公民館の充実を図ってまいります

また、公民館の運営方針及び目標を次のとおり記載している。

運 営 方 針	1 社会変化や要請に効果的に対応できる学習機会を提供することにより、人づくりやまちづくりを視野に、市民の生涯にわたる学習活動を支援する
	2 市民の生涯学習活動を促進するため、学習情報を提供するとともに、自主的に活動できる環境づくりを行いながら、学習グループ等の活動を支援する。
	3 公民館は地域の拠点であり、施設・設備の充実を図るとともに、地域における様々なネットワークづくりを目指し、市民とともに広く交流・連携を進める。
目 標	1 公民館が地域の人づくり・地域づくりの拠点となる。
	2 公民館が地域において親しまれる場となる。

【旭川市の公民館に関する市民アンケート調査】

担当部局では公民館の位置付けの見直しについて検討するに当たり、広く市民の意見を聞くためアンケート調査を実施し、「旭川市の公民館に関する市民アンケート調査結果」として市のホームページで公表している。住民基本台帳に登録された18歳以上から地域別・性別・年齢層別人口比率を考慮して無作為に抽出した市民にアンケート用紙を郵送し、合わせて市政モニター登録者を対象に、令和3年10月から約1か月間、調査したものである（調査対象者総数2,270人、回答者数は719人、回答率は31.7%）。回答者の年代別は次のとおり。

(単位:人、%)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	空欄等	計
対象者数	55	209	268	367	349	363	384	275	-	2,270



回答者数	6	36	74	120	133	138	132	72	8	719
回答率	10.9	17.2	27.6	32.7	38.1	38.0	34.4	26.2	-	31.7

まず、「過去3年間で利用したことがある施設はどこですか。」という質問への回答は次のとおりであった。(単位:人、%)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	空欄等	計
1度でも利用あり	0	11	26	53	51	63	76	48	2	330
利用なし	6	25	47	67	80	72	52	21	6	376
空欄・不明	0	0	1	0	2	3	4	3	6	19
合計	6	36	74	120	133	138	132	72	8	719
利用率	0.0	30.6	35.1	44.2	38.3	45.7	57.6	66.7	25.0	45.9

また、アンケートの設問と回答の内容を次のとおりいくつか抜粋する。

(出典:P4~12)

(4) 問4(1) 過去3年間で利用したことがある施設はどこですか。また、どのくらい利用していますか。(いくつでも)

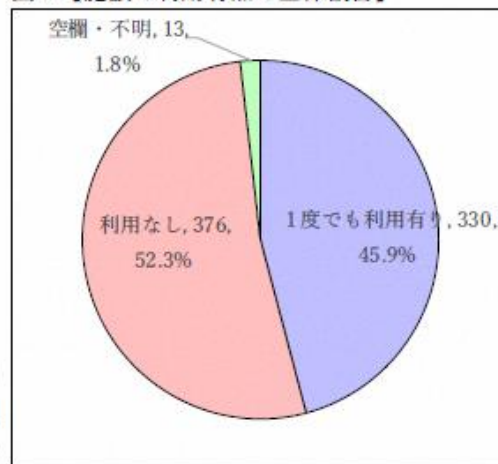
全体(図7)として、「1度でも利用有り」という回答(45.9%)より「利用なし」という回答(52.3%)がやや多い結果だった。

地域別(図8)では、「1度でも利用有り」が「利用なし」を上回るのは、新旭川、東旭川、永山、春光台、神居、忠和及び神楽岡であった。

男女別(図9)では、「1度でも利用有り」と「利用なし」の回答者数に大きな差はなく、利用率(図10)でも大きな差はなかった。

年代別(図11・図12)では、「1度でも利用有り」は70代、60代及び40代の順で回答者数が多いが、利用率では80代、70代及び60代の高齢者世代が高かった。

図7【施設の利用有無の全体割合】



※%表示がない数字は回答数。以下同じ。



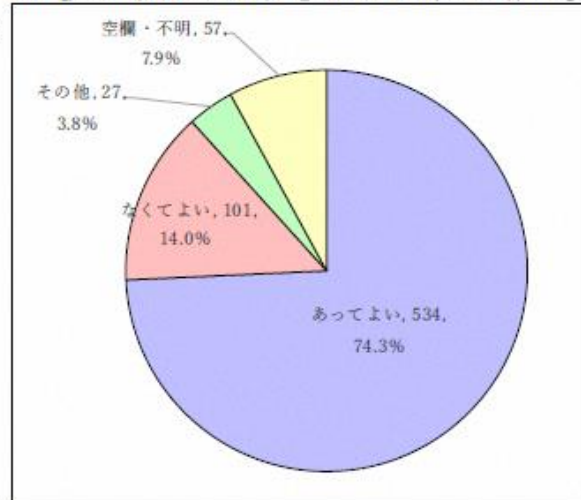
(6) 問5-1 公民館では、社会教育法により、目的によっては部屋を利用できない場合がありますが、これについて、どうお考えになりますか。

図14【問5-1 目的によって部屋を利用できない場合の全体割合】

図14のとおり、全体として「(利用できない場合) あってよい」という回答の割合は74.3%であり、「(利用できない場合は) なくてよい」という回答の割合は14.0%であった。

地域別(図15)、男女別(図16)、年代別(図17)、利用施設別(図18)のいずれにおいても「(利用できない場合) あってよい」という回答が圧倒的に多かった。

特に利用施設別(図18)では、「主に公民館を利用」している回答者だけでなく、「主にセンターを利用」している回答者や、「施設利用なし」の回答者も「(利用できない場合) あってよい」という回答が圧倒的に多かった。



(9) 問6-1 これからも全部の公民館を公民館のまま維持するほうがよいか、今ある公民館の一部又は全部を他の集会所と同じような使い方ができるように見直すほうがよいか、どれがよいとお考えになりますか。

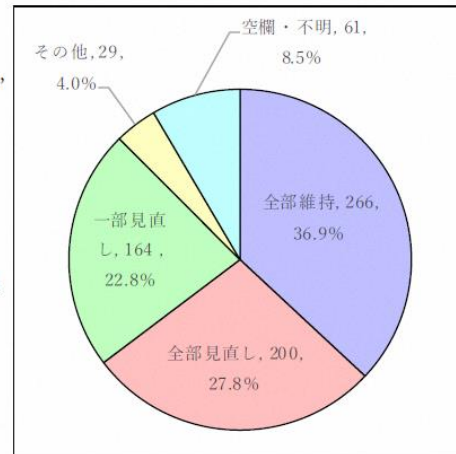
図29【問6-1 公民館の位置付けの全体割合】

図29のとおり、全体として、「全部維持」という回答の割合が36.9%であり、次いで「全部見直し」が27.8%、「一部見直し」が22.8%であった。

また、問5-1で「(利用できない場合) あってよい」又は「(利用できない場合は) なくてよい」という回答者がそれぞれ、どの位置付けを選択しているかを集計したものをグラフ化した。(図30)

これを見ると、「(利用できない場合) あってよい」(534人)の内訳として、「全部維持」は237人で割合は全体の33.0%、次いで「一部見直し」は134人で割合は全体の18.6%、「全部見直し」は126人で割合は全体の17.5%であった。

また、「(利用できない場合は) なくてよい」(101人)の内訳として、「全部見直し」は64人で割合は全体の8.9%、次いで「一部見直し」は20人で全体の2.8%、「全部維持」は6人で割合は全体の0.8%であった。



【旭川市における公民館の位置付けの見直しについて (答申)】

令和4年5月には、旭川市社会教育委員会議から旭川市における公民館の位置付けの見



直しについて答申があり、その中では前述のアンケート調査結果から、今後も公民館は必要と考える市民が多い一方で現在の公民館の在り方に何らかの変更を求めている市民も多いと言えるとしている。その内容として、幅広い目的での利用や公民館事業を他の施設でも実施という回答が多いことから、公民館の建物という「ハード面」よりも、公民館の利用や事業等の「ソフト面」で見直しを求めていると考えることができるとしている。

公民館の位置付けを見直す際の視点については、次のとおり整理している。

視点1 公民館を社会教育施設として維持する必要性

視点2 地域に応じた社会教育の場を確保する必要性

視点3 機能維持のための人材の必要性

視点4 組織化支援に係わる機能の確保の必要性

視点5 地域の実態に応じ、公民館の個性化を図る必要性

視点6 ICTの活用の必要性

視点7 今後の学びの在り方を検証する必要性

また、答申のまとめの中では、次のとおり公民館以外の施設との統合や複合化に触れているところである。

(出典：P7)

(中略) 議論のまとめとして、本市における公民館の位置付けについては、社会教育法に基づく施設として維持することが望ましく、市民の学習機会を提供する「場」であるという観点から更にソフト面、機能面に対して充実を図っていくことが重要であるとの結論に達しました。

しかしながら、施設の老朽化や地域の現状によって、他の部局が所管するコミュニティセンターなど、公民館以外の施設との統合や複合化が必要であると判断された場合については、公民館の機能を踏まえたあり方の見直しも必要であると考えます。

そうした際は、本答申Ⅲで示した視点に基づき、地域と十分協議した上で、以下の内容に留意しながら社会教育の振興にさらに取り組んでいただきたいと思います。

- ・社会教育法第20条の公民館の目的に沿った事業展開ができること。
- ・これまでに本市で培われた公民館事業等を適切に継承できること。
- ・子どもから高齢者まで多世代の市民の学習活動が幅広く保障できること。
- ・一人一人の学びが地域課題の解決につながる取組にできること。
- ・公民館事業や学習情報等の情報発信を積極的に行うこと。
- ・公民館利用者だけにとどまることなく、地域における市民活動団体等に対しても、学習活動に関わる様々な相談等に対応すること。
- ・関係機関や地域との連携、協働に取り組み、地域課題の解決に向けて学習者を適切に支援すること。

【利用状況の内訳】



担当部局から次のとおり確認した。

(単位：回、人)

区分		学級・ 大学・ 講座・ 教室	講演会 講習会	学習会・ 練習会・ 研修会・ 研究会	会議	大会 発表会・ 展示会	その他	合計
生涯学習 活動団体	回数	0	0	19,287	150	56	2	19,495
	人数	0	0	241,580	1,460	1,122	17	244,179
社会教育 関係団体	回数	0	13	689	380	9	42	1,133
	人数	0	640	10,921	5,735	388	1,192	18,876
地域自治 団体	回数	0	7	72	522	0	13	614
	人数	0	117	1,119	7,786	0	185	9,207
社会福祉 団体	回数	0	4	511	353	6	332	1,206
	人数	0	20	5,541	5,082	420	8,872	19,935
一般利用	回数	40	95	4,350	1,058	241	237	6,021
	人数	1,347	1,569	45,459	15,602	12,955	4,641	81,573
行政機関	回数	544	335	223	292	24	3,069	4,487
	人数	9,575	5,918	3,141	4,541	755	34,787	58,717
合計	回数	584	454	25,132	2,755	336	3,695	32,956
	人数	10,922	8,264	307,761	40,206	15,640	49,694	432,487

【生涯学習活動団体とは】

公民館の利用状況の半数以上を生涯学習活動団体が占めることから、生涯学習活動団体及び類似団体として社会教育関係団体について担当部局から次のとおり確認した。

<生涯学習活動団体>

旭川市で活動する団体のうち、自主的・主体的に運営し、生涯学習活動を継続的・計画的に行い、その学習成果の発揮が期待できる団体で、教育委員会が定める要件を満たした団体。詳細は、旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱による。

<社会教育関係団体>

- ・ 青少年育成団体（旭川市スポーツ少年団等）
- ・ 女性団体（男女共同参画推進団体）
- ・ PTA
- ・ 文化・体育関係団体（文化団体組織、旭川市スポーツ協会加盟団体等）
- ・ NPO（社会教育に関する事業を行う団体）

旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱から次のとおり生涯学習活動団体の定義に関連する部分を抜粋する。



(出典：P1～2)

(登録基準)

第2条 本市の生涯学習活動団体として登録できる団体（以下「該当団体」という。）は、生涯学習活動を行うことを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動を行い、その学習成果の発揮が期待できるもので、次の各号に定める要件を備えているものとする。

(1) 団体の組織及び運営が次のとおりであること。

ア 会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げないものであること。

イ 会員は原則として市内在住・在勤・在学者であること。

ウ 会員及び日常の活動人員が5名以上であること。ただし、使用を希望する公民館の室面積が200㎡以上である場合は、いずれも10名以上であること。

エ 組織体制（代表者・会則・活動計画・会員名簿）が整備されていること。

オ 団体独自の予算があり、かつ経理を行っていること。

(2) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。

ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体

ウ 特定の宗教を支持し、又は教派もしくは教団を支援する宗教活動を行う団体

エ 企業、学校等に属するクラブ活動の団体

オ 名称に特定の流派を冠した団体

(生涯学習活動の範囲)

第3条 前条に規定する生涯学習活動は、概ね次に掲げる活動をいう。

(1) 社会課題や地域課題等に関する学習活動

(2) 家庭教育や子育て支援に関する活動

(3) 文化・芸術に関する活動

(4) 体育・レクリエーションに関する活動

(5) ボランティアに関する活動

(6) その他旭川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた学習活動

(登録申請)

第4条 該当団体は、旭川市公民館生涯学習活動団体登録申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、指定する期間（以下「指定期間」という。）に教育委員会に対し申請するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、指定期間以外に申請することができるものとする。

(1) 会則

(2) 会員名簿



(中略)

(登録期間)

第6条 教育委員会は、第4条の申請に対し、審査の上、登録を行うものとする。ただし、登録期間は直近の4月1日(指定期間以外の申請にかかる登録にあっては、別に定める日)から翌年3月31日までとする。

(中略)

(登録の効果)

第8条 教育委員会は、登録団体に対し、旭川市公民館条例施行規則第5条の2に基づき施設使用料等を減額し、また公民館施設使用の優先的な申請受付を行うことにより活動を支援する。

2 前項の支援は、第6条の登録期間における登録団体の公民館施設使用に対して適用されるものとする。

なお、令和5年度「旭川市公民館のあらまし」によると、令和5年4月1日現在で559団体が登録されている。

【生涯学習活動団体の施設使用料等の減額について】

旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱第8条第1項に定める、生涯学習活動団体に対する「旭川市公民館条例施行規則第5条の2に基づき施設使用料等を減額」の詳細について、担当部局から次のとおり確認した。まず、旭川市公民館条例の別表第2で公民館の使用料を定めているが、第6条第4項に「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」とある。特別の理由とは、旭川市公民館条例施行規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合である。同条を次のとおり抜粋する。

(減免の範囲)

第5条の2 条例第6条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 社会教育関係団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のため使用するとき。
- (2) 旭川市、教育委員会等が主催する事業に使用するとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めるとき。

担当部局によると、旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱第8条第1項により、生涯学習活動団体が公民館を使用するときは第3号の「その他教育委員会が必要と認めるとき。」に該当する。こうして、社会教育関係団体、社会福祉団体、地域自治団体及び生涯学習活動



団体が、神楽公民館木楽輪を除く施設を団体本来の目的で使用する場合は、使用料の 5 割を減額（10 円未満の端数は切り捨て）となる。

【公民館使用料の内訳（使用件数及び金額）】

担当部局から次のとおり確認した。

（単位：件、円）

		公民館使用料					
		一般	減額		免除 (2号)		
			(1号)	(3号)			
平成 30 年度	件数	42,143	7,844	27,997	(4,227)	(23,770)	6,302
	金額	13,837,290	5,084,450	8,752,840			0
令和元 年度	件数	39,082	7,942	25,330	(3,712)	(21,618)	5,810
	金額	13,518,000	5,505,030	8,012,970			0
令和 2 年度	件数	28,245	4,853	19,443	(2,781)	(16,662)	3,949
	金額	12,528,690	4,281,980	8,246,710			0
令和 3 年度	件数	25,806	4,505	17,839	(2,534)	(15,305)	3,462
	金額	12,149,220	4,335,680	7,813,540			0
令和 4 年度	件数	32,973	6,021	22,448	(2,953)	(19,495)	4,504
	金額	15,298,780	5,621,300	9,677,480			0

※ 3号の全件が、生涯学習活動団体である。

※ 金額は、使用料として徴収した額であり、減免額ではない。

【利用者の満足度】

担当部局から確認した、毎年度公民館で実施している施設利用者アンケートの令和 4 年度分集計結果は次のとおり。

	良い	概ね良い	要改善	無回答
施設・貸出物品は快適に使えますか	62.0%	29.3%	4.5%	4.2%
職員の対応は丁寧ですか	80.6%	17.4%	0.8%	1.2%
公民館は交流や情報交換の場になっていますか	67.6%	28.9%	1.1%	2.4%
公民館からの情報提供は役に立っていますか	46.0%	45.9%	2.2%	5.9%

【利用していない方が利用しない理由】

担当部局から次のとおり確認した。

令和 3 年 10 月に実施した無作為アンケート調査の際、施設利用していない方からの意



見として、「仕事中心の暮らしだったため、利用したことがない」、「公民館のサークル等の種類が少なく、働いている人にとって参加したくても時間帯が合わず参加できない」といったものがあった。

【公民館のハード面に関する検討】

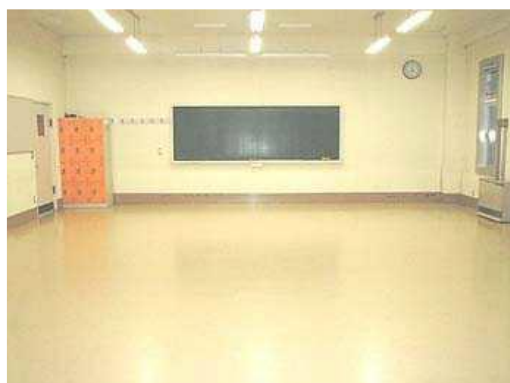
旭川市における公民館の位置付けの見直しについて（答申）では、「施設の老朽化や地域の現状によって、他の部局が所管するコミュニティセンターなど、公民館以外の施設との統合や複合化が必要であると判断された場合については、公民館の機能を踏まえたあり方の見直しも必要であると考えます」とし、そうした際の視点や留意点を示している。

旭川市は施設再編計画において、耐震状況や地域の状況を踏まえ、次の公民館及び公民館分館に対し、「複合化・多機能化対応」又は「ソフト事業等への転換」の評価をし、それぞれの施設に具体的な施設の将来像を定めている。したがって、当委員会ではこれら 10 の施設を評価対象とした。

施設名	建築年	耐震状況	施設評価
中央公民館	1933 年（築 90 年）	耐震診断未実施	C:複合化・多機能化対応
末広公民館	1979 年（築 44 年）		
神居公民館	1971 年（築 52 年）		
東旭川公民館瑞穂分館	1995 年（築 28 年）	耐震性あり	D:ソフト事業等への転換
旭川公民館日の出分館	1977 年（築 46 年）	要耐震改修	
東鷹栖公民館第 1 分館	1967 年（築 56 年）	耐震診断未実施	C:複合化・多機能化対応 又は D:ソフト事業等への転換
東鷹栖公民館第 3 分館	1969 年（築 54 年）	要耐震改修（一部耐震性あり）	
東鷹栖公民館第 4 分館	1962 年（築 61 年）	耐震性あり	
西神楽公民館就実分館	1964 年（築 59 年）	要耐震改修（一部耐震性あり）	D:ソフト事業等への転換
神居公民館上雨紛分館	1988 年（築 35 年）	耐震性あり	



・中央公民館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市 5 条通 20 丁目
	地域区分	中央・新旭川
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（地域集会施設）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営(一部委託)
基本情報	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
	設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条
建物情報	建築年	1933 年 (築 90 年)
	延床面積	931.85 ㎡
	棟数	1 棟
	耐震化の状況	耐震診断未実施
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
建物情報	避難所指定施設	福祉避難所
運営情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 1 人、会計年度任用職員 5 人



	施設構成	ホール(冷房有)、音楽室、調理実習室、研修室、講座室、小会議室、第1学習室(冷房有)、第2学習室、第3学習室、第1和室、第2和室
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	類似施設との違い	使用に関して、公民館は教育施設であり、もっぱら営利を目的とする場合等は使用制限（社会教育法第23条）がある。一方、地区センター等にはそうした制限なく使用できる。また、市民の誰もが生涯学習の活動を行えるよう、事業参加費や使用料を低額としていることで、他施設と差別化が図られ、地域の学習拠点として市民に浸透している。
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	C:複合化・多機能化対応
	施設の将来像	共通基盤化の取組状況を踏まえながら、建替えによらない手法で対応策を検討（第1期）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	共通基盤化に向けた取組の中で、地域内の集会施設でニーズに対応できる見込みを把握し、地域内の集会施設で対応困難な場合は、地域内の他の公共建築物の改修等でスペースを確保する等、地域状況に応じた手法を検討

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第1期とは令和9年度までをいう。

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	72	78	133	156	110
利用人数あたり運営コスト	165	182	318	293	240
利用人数あたり総コスト	237	260	451	449	349

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	92.09%



・末広公民館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市末広 1 条 2 丁目
	地域区分	末広
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（地域集会施設）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営(一部委託)
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。	
設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条	
建物情報	建築年	1979 年 (築 44 年)
	延床面積	692.82 ㎡
	棟数	1 棟
	耐震化の状況	耐震診断未実施
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
	避難所指定施設	福祉避難所
運営情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 1 人、会計年度任用職員 4 人



	施設構成	講堂(冷房有)、1階和室、研修室(冷房有)、講座室(冷房有)、2階和室、料理講習室
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	類似施設との違い	使用に関して、公民館は教育施設であり、もっぱら営利を目的とする場合等は使用制限（社会教育法第23条）がある。一方、地区センター等にはそうした制限なく使用できる。また、市民の誰もが生涯学習の活動を行えるよう、事業参加費や使用料を低額とすることで、他施設と差別化が図られ、地域の学習拠点として市民に浸透している。
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	C:複合化・多機能化対応
	施設の将来像	建物の状況及び共通基盤化の取組状況を踏まえながら施設将来像を検討（第1期）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	建物の状況、共通基盤化の取組状況を踏まえて対応策を検討

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第1期とは令和9年度までをいう。

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	97	112	178	200	147
利用人数あたり運営コスト	217	238	362	455	318
利用人数あたり総コスト	314	350	540	655	465

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00%



・神居公民館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本 情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市神居 2 条 9 丁目
	地域区分	神居
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（地域集会施設）】
	単独・複合施設区分	複合（神居支所との複合施設。施設内に中央図書館神居分室あり）
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営(一部委託)
	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条	
建 物 情 報	建築年	1971 年（築 52 年）
	延床面積	762.96 ㎡
	棟数	0 棟
	耐震化の状況	耐震診断未実施
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
	避難所指定施設	指定なし
運 営 情 報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで



	常勤職員数	正職員 1 人、会計年度任用職員 2 人
	施設構成	・大会議室(冷房有)、和室、中会議室、調理実習室、図書室、小会議室 ・神居支所と併設
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	類似施設との違い	使用に関して、公民館は教育施設であり、もっぱら営利を目的とする場合等は使用制限（社会教育法第 23 条）がある。一方、地区センター等にはそうした制限なく使用できる。また、市民の誰もが生涯学習の活動を行えるよう、事業参加費や使用料を低額としていることで、他施設と差別化が図られ、地域の学習拠点として市民に浸透している。
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	C:複合化・多機能化対応
	施設の将来像	共通基盤化の取組状況を踏まえながら、建替えによらない手法で対応策を検討（第 1 期）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	共通基盤化に向けた取組の中で、地域内の集会施設でニーズに対応できる見込みを把握し、地域内の集会施設で対応困難な場合は、地域内の他の公共建築物の改修等でスペースを確保する等、地域状況に応じた手法を検討

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度までをいう。

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	374	354	576	639	486
利用人数あたり運営コスト	190	250	372	406	305
利用人数あたり総コスト	564	604	948	1,045	790

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	98.00 %



・東旭川公民館瑞穂分館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市東旭川町瑞穂
	地域区分	東旭川
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（複数町内会）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	都市計画区域外
	施設運営形態	直営(一部委託)
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。	
設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条	
建物情報	建築年	1995 年 (築 28 年)
	延床面積	146.05 ㎡
	棟数	2 棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	木造平家
	避難所指定施設	避難所
運営情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 0 人、会計年度任用職員 2 人



	施設構成	研修室、調理実習室
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	公民館としては用途廃止し、地域会館に移行を検討(第1期)
	施設保有の考え方・機能確保の手法	老朽化等に対し市で建て替えるのは困難なことを前提とし、地域にとっての必要性を踏まえつつ、段階的に地域会館へ移行

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第1期とは令和9年度までをいう。

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	1,846	621	15,083	248	4,450
利用人数あたり運営コスト	6,709	5,084	136,416	2,593	37,701
利用人数あたり総コスト	8,555	5,705	151,499	2,841	42,150

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	98.05 %

・東旭川公民館日の出分館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】



基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市東旭川町日ノ出
	地域区分	東旭川
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（複数町内会）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営(一部委託)
	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条	
建物情報	建築年	1977 年（築 46 年）
	延床面積	993.63 ㎡
	棟数	3 棟
	耐震化の状況	要耐震改修
	主たる建物の構造	鉄骨造平家
	避難所指定施設	避難所
運営情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 0 人、会計年度任用職員 2 人
	施設構成	体育館、和室、中会議室、実習室、小会議室、大会議室
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	地域外からの利用が多いことから、当面、公共施設として活用しつつ、建物の状況を踏まえながら、必要に応じて、地域会館の補助制度等により対応検討（第 1 期）
	施設保有の考え方・	老朽化等に対し市で建て替えるのは困難なことを前



機能確保の手法	提とし、地域にとっての必要性を踏まえつつ、段階的に地域会館へ移行
---------	----------------------------------

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度までをいう。

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	177	183	170	149	170
利用人数あたり運営コスト	147	169	241	198	189
利用人数あたり総コスト	324	352	411	347	359

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00 %

・東鷹栖公民館第 1 分館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市末広 3 条 7 丁目
	地域区分	末広
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（複数町内会）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化区域
	施設運営形態	直営（一部委託）



	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
	設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条
建物 情報	建築年	1967 年 (築 56 年)
	延床面積	305.75 m ²
	棟数	1 棟
	耐震化の状況	耐震診断未実施
	主たる建物の構造	木造モルタル 地上 2 階
	避難所指定施設	福祉避難所
運営 情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 0 人、会計年度任用職員 2 人
	施設構成	中会議室、小会議室、1 階和室、2 階和室
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	C:複合化・多機能化対応 又は D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	公民館としては用途廃止し、地域会館に移行を検討(第 1 期)
	施設保有の考え方・機能確保の手法	老朽化等に対し市で建て替えるのは困難なことを前提とし、地域にとっての必要性を踏まえつつ、段階的に地域会館へ移行

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度までをいう。

【コスト指標 (令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ)】

(単位：円/人)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	58	150	78	154	110
利用人数あたり運営コスト	452	487	680	867	622



利用人数あたり総コスト	510	637	758	1,021	732
-------------	-----	-----	-----	-------	-----

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00 %

・東鷹栖公民館第3分館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本 情 報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市東鷹栖10線21号
	地域区分	東鷹栖
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（複数町内会）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	都市計画区域外
	施設運営形態	直営(一部委託)
	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
	設置根拠	社会教育法第21条(公民館の設置者)・第24条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第1条
建 物 情 報	建築年	1969年(築54年)
	延床面積	1,041.34㎡
	棟数	4棟
	耐震化の状況	要耐震改修(一部耐震性あり)



	主たる建物の構造	補強コンクリートブロック造 平家
	避難所指定施設	避難所
運 営 情 報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並 びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日ま で
	常勤職員数	正職員 0 人、会計年度任用職員 1 人
	施設構成	第 1 研修室、第 2 研修室、小会議室、和室、資料室、 屋内運動場
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市 民
	主たる機能の提供範囲	地域
評 価	施設評価	C:複合化・多機能化対応 又は D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	地域外からの利用が多いことから、当面、公共施設と して活用しつつ、建物の状況を踏まえながら、必要に 応じて、地域会館の補助制度等により対応検討（第 1 期）
	施設保有の考え方・ 機能確保の手法	老朽化等に対し市で建て替えるのは困難なことを前 提とし、地域にとっての必要性を踏まえつつ、段階的 に地域会館へ移行

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度までをいう。

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	293	112	302	396	276
利用人数あたり運営コスト	309	194	378	565	362
利用人数あたり総コスト	602	306	680	961	637

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00 %



・東鷹栖公民館第 4 分館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市東鷹栖 9 線 15 号
	地域区分	東鷹栖
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（複数町内会）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	市街化調整区域
	施設運営形態	直営(一部委託)
	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条	
建物情報	建築年	1962 年 (築 61 年)
	延床面積	340.74 ㎡
	棟数	2 棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	木造モルタル 平家
	避難所指定施設	福祉避難所
運営情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 0 人、会計年度任用職員 1 人



	施設構成	集会室、第1和室
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	C:複合化・多機能化対応 又は D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	公民館としては用途廃止し、地域会館に移行を検討 (第1期)
	施設保有の考え方・ 機能確保の手法	老朽化等に対し市で建て替えるのは困難なことを前提とし、地域にとっての必要性を踏まえつつ、段階的に地域会館へ移行

※ 評価は平成31年2月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第1期とは令和9年度までをいう。

【コスト指標（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト	35	33	28	43	35
利用人数あたり運営コスト	251	267	323	348	297
利用人数あたり総コスト	286	300	351	391	332

【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00 %

・西神楽公民館就実分館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市西神楽 1 線 31 号
	地域区分	西神楽
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（複数町内会）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	都市計画区域外
	施設運営形態	指定管理者（非公募） （令和 4 年度指定管理者：西神楽まちづくり委員会）
	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
	設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条
建物情報	建築年	1964 年（築 59 年）
	延床面積	596.12 m ²
	棟数	4 棟
	耐震化の状況	要耐震改修（一部耐震性あり）
	主たる建物の構造	補強コンクリートブロック造 平家
	避難所指定施設	避難所
運営情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 0 人、会計年度任用職員 0 人
	施設構成	第 1 会議室、第 2 会議室、和室、調理室、集会室
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	公民館としては用途廃止し、必要性を整理し、地域会館の補助制度等により対応検討（第 1 期）
	施設保有の考え方・機能確保の手法	老朽化等に対し市で建て替えるのは困難なことを前提とし、地域にとっての必要性を踏まえつつ、段階的



	に地域会館へ移行
--	----------

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度までをいう。

【コスト指標（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

（単位：円／人）

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	33	53	0	0	43
利用人数あたり運営コスト	52	45	68	53	55
利用人数あたり総コスト	85	98	68	53	76

【資産の情報（令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	100.00 %

・ 神居公民館上雨紛分館



【施設の概要と施設再編計画の評価等】

基本情報	担当部局	社会教育部公民館事業課
	所在地	旭川市神居町上雨紛
	地域区分	神居
	施設用途	市民文化系施設【集会施設（複数町内会）】
	単独・複合施設区分	単独
	都市計画区域区分等	都市計画区域外
	施設運営形態	直営(一部委託)
	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、



		情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的に設置。
	設置根拠	社会教育法第 21 条(公民館の設置者)・第 24 条(公民館の設置)、旭川市公民館条例第 1 条
建物 情報	建築年	1988 年 (築 35 年)
	延床面積	1,138.55 ㎡
	棟数	4 棟
	耐震化の状況	耐震性あり
	主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造一部木造 地上 2 階
	避難所指定施設	避難所
運営 情報	開館時間	開館時間～午前 9 時から午後 10 時まで 休館日～国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで
	常勤職員数	正職員 0 人、会計年度任用職員 2 人
	施設構成	体育館、中会議室、和室、展示室 1、展示室 2
	利用対象者	地域活動団体、社会教育活動団体、勤労者及び一般市民
	主たる機能の提供範囲	地域
評価	施設評価	D:ソフト事業等への転換
	施設の将来像	地域外からの利用が多いことから、当面、公共施設として活用しつつ、建物の状況を踏まえながら、必要に応じて、地域会館の補助制度等により対応検討(第 1 期)
	施設保有の考え方・機能確保の手法	老朽化等に対し市で建て替えるのは困難なことを前提とし、地域にとっての必要性を踏まえつつ、段階的に地域会館へ移行

※ 評価は平成 31 年 2 月の施設再編計画策定時に整理したもの。

※ 施設の将来像の第 1 期とは令和 9 年度までをいう。

【コスト指標 (令和 4 年度版旭川市公共施設カルテ)】

(単位：円/人)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年平均
利用人数あたり維持コスト	275	300	499	463	384
利用人数あたり運営コスト	416	458	763	652	572
利用人数あたり総コスト	691	758	1,262	1,115	957



【資産の情報（令和4年度版旭川市公共施設カルテ）】

資産区分	建物
減価償却率	93.28%

・評価対象の公民館、公民館分館の全体について

【5年間の収入・支出】

担当部局から次のとおり確認した。

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度 (見込)	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
中央公民館	1,199	16,283	1,080	16,430	968	16,615	973	18,253	1,183	18,645
末広公民館	914	12,646	809	12,906	896	13,298	792	13,255	972	14,909
神居公民館	798	15,762	665	15,650	711	13,913	584	14,465	747	13,760
東旭川公民館 瑞穂分館	26	2,062	12	1,826	1	1,818	1	1,796	2	1,858
旭川公民館日 の出分館	578	4,156	563	3,969	662	3,916	540	3,943	613	4,320
東鷹栖公民館 第1分館	76	3,408	80	3,976	70	3,510	59	3,815	78	3,867
東鷹栖公民館 第3分館	156	2,959	244	2,373	272	3,255	209	3,317	216	2,993
東鷹栖公民館 第4分館	25	1,659	28	1,678	26	1,638	27	1,659	39	1,657
西神楽公民館 就実分館	19	87	25	118	17	54	33	54	43	54
神居公民館上 雨紛分館	464	5,019	481	5,004	487	5,162	505	5,495	596	6,395

※ 主な収入は使用料及び手数料。支出には人件費（正職員・会計年度任用職員）を含む。

【5年間の利用件数・利用率】

担当部局から次のとおり確認した。

(単位：件)

題名	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
----	------------	-----------	-----------	-----------	-----------



中央公民館	利用件数	5,175	4,617	3,143	3,253	4,005
	利用率	45.6%	40.6%	30.4%	36.5%	35.3%
末広公民館	利用件数	3,381	3,128	2,319	1,951	2,462
	利用率	54.6%	50.4%	41.2%	40.1%	39.8%
神居公民館	利用件数	2,015	1,822	1,230	1,129	1,540
	利用率	39.1%	35.2%	26.2%	27.9%	29.8%
東旭川公民館瑞穂分館	利用件数	24	33	2	16	15
	利用率	1.2%	1.6%	0.1%	1.0%	0.7%
東旭川公民館日の出分館	利用件数	753	711	616	553	631
	利用率	12.2%	11.4%	10.9%	11.4%	10.2%
東鷹栖公民館第1分館	利用件数	516	492	353	248	356
	利用率	12.5%	11.9%	12.5%	10.2%	11.5%
東鷹栖公民館第3分館	利用件数	356	429	358	252	221
	利用率	6.9%	8.3%	7.6%	6.2%	4.3%
東鷹栖公民館第4分館	利用件数	138	133	108	101	148
	利用率	6.7%	6.4%	5.8%	6.2%	7.2%
西神楽公民館就実分館	利用件数	116	135	94	114	107
	利用率	2.2%	2.6%	2.0%	2.8%	2.1%
神居公民館上雨紛分館	利用件数	558	519	325	337	428
	利用率	10.8%	10.0%	6.9%	8.3%	8.3%

【共通基盤化とは】

中央公民館、神居公民館、末広公民館の施設の将来像にある「共通基盤化」について担当部局から次のとおり確認した。

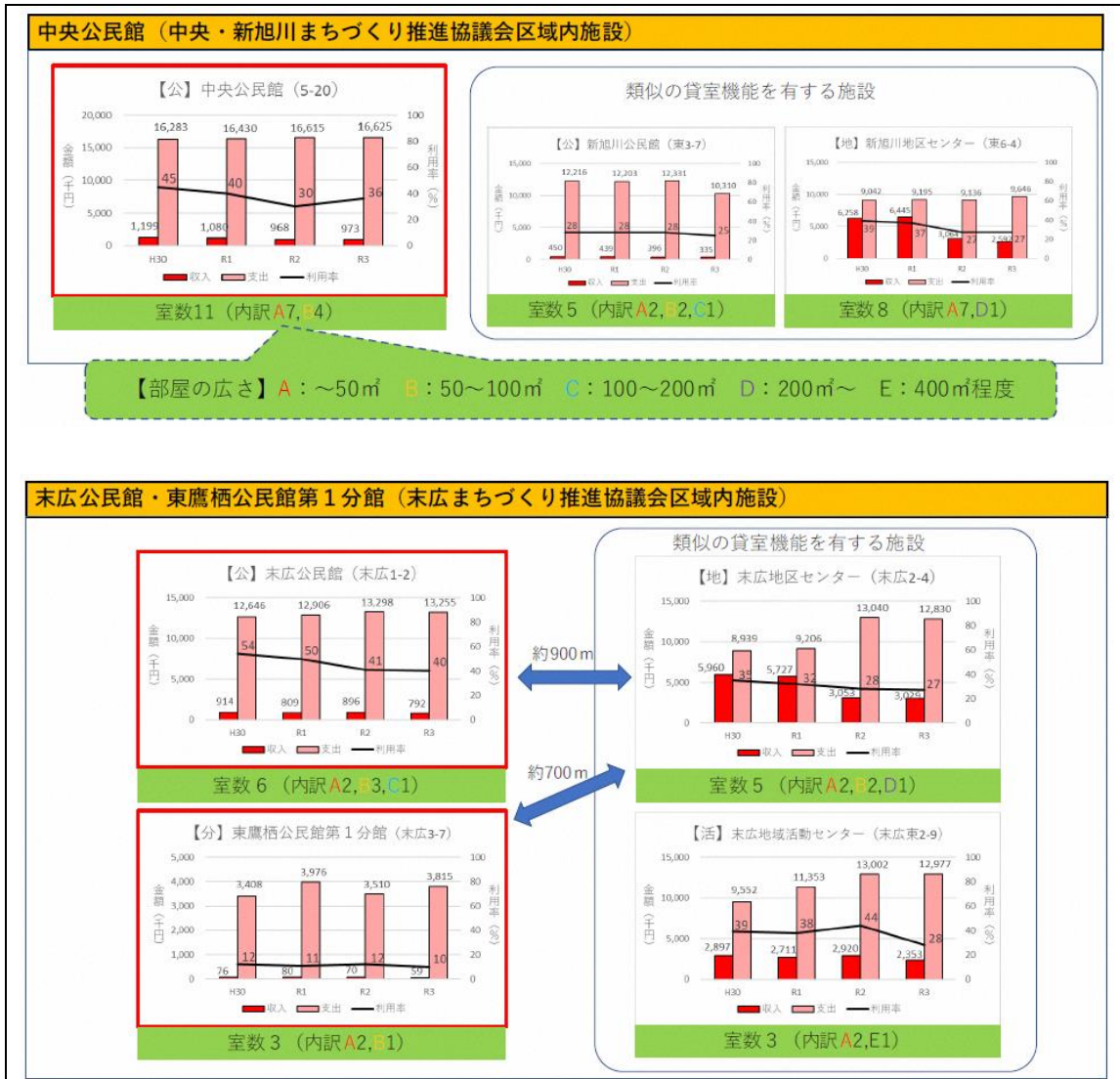
市の集会施設のうち、主に地域住民が利用する6類型34施設（公民館、住民センター、地区センターなど）を地域集会施設とし、平成31年2月に「地域集会施設の活用方針」を策定した。「共通基盤化」は、この活用方針で示した考えで、施設の効率的な活用について、これまでの目的ごとの施設整備・運用から、貸室としての機能を重視し、そこに生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基盤とすることにより、全ての地域集会施設において、多様な利用目的に対応できるようになることを示している。

【評価対象施設と近隣で類似の貸室機能を有する施設の収支・利用率等】

旭川市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等を具体的に推進する取組を担当する行財政改革推進部から次のとおり確認した。なお、「近隣」を対象施設が所在する地域まちづくり推進協議会区域内（市内を15のエリアに区分）の施設とし、「類似の貸室機能



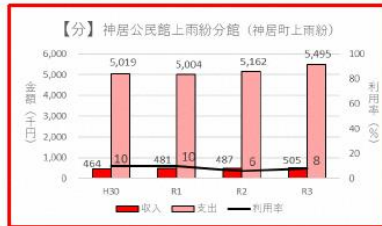
を有する施設」を地域集会施設（公民館 14、住民センター4、地区センター8、農村地域センター5、地域活動センター2、地区体育センター1）として整理している。以下、部屋の広さは A：～50 m²、B：50～100 m²、C：100～200 m²、D：200 m²～、E：400 m²程度を表している。



神居公民館・神居公民館上雨紛分館（神居まちづくり推進協議会区域内施設）



室数 5（内訳A1,R3,D1）



室数 5（内訳A1,R3,D1）

類似の貸室機能を有する施設



室数 8（内訳A3,F3,C1,E1）



室数 8（内訳A5,B2,D1）

東旭川公民館日の出分館・瑞穂分館（東旭川まちづくり推進協議会内施設）



室数 5（内訳A2,F1,C1,E1）



室数 2（内訳A1,B1）

類似の貸室機能を有する施設



室数 4（内訳B3,C1）



室数 4（内訳A1,B2,E1）



室数 1（内訳B1）



西神楽公民館就実分館（西神楽まちづくり推進協議会内施設）



類似の貸室機能を有する施設
複合施設（西神楽市民交流センター）



東鷹栖公民館第3分館・第4分館（東鷹栖まちづくり推進協議会区域内施設）



類似の貸室機能を有する施設



約900m

【施設の将来像の達成に向けた取組状況、課題等】

担当部局から次のとおり確認した。

取組状況 (令和元年度から 令和4年度まで)	サウンディング型市場調査の実施 地域集会施設の活用方針に例示された公民館の位置付けの見直しについて、社会教育委員会議に諮問し、答申を受けた。
今後の取組	答申を踏まえ、今後の公民館の方向性を整理する予定
達成時期	・東旭川公民館日の出分館 達成済み



	<ul style="list-style-type: none"> ・東鷹栖公民館第3分館 ・神居公民館上雨紛分館 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館 ・末広公民館 ・神居公民館 ・東旭川公民館瑞穂分館 ・東鷹栖公民館第1分館 ・東鷹栖公民館第4分館 ・西神楽公民館就実分館 	未定
達成時期の目途が立っていない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館 ・末広公民館 ・神居公民館 	建替えによらない手法等での対応策について、関係課と共通基盤化に関し協議中であること及びこれまでに実施された地元住民との意見交換会等では、理解が得られていないため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・東旭川公民館瑞穂分館 ・東鷹栖公民館第1分館 ・東鷹栖公民館第4分館 ・西神楽公民館就実分館 	地域会館への移行に当たっては、地元住民が施設の運営等に携わることになるが、理解が得られていないため。

【担当部局へのヒアリング】

旭川市における公民館の位置付けについては別に検討されていることから、老朽化や耐震性が低い施設をどうしていくのか、ハード面の検討の視点から調査審議した。また、施設の将来像が多岐に渡る（「共通基盤化の取組状況を踏まえながら、建替えによらない手法で対応策を検討」、「公民館としての用途廃止・地域会館への移行」、「地域会館の補助制度等による対応の検討」など）ため、類似機能（貸室）を持った近隣施設に機能集約できないかとの視点からヒアリングを実施した。

担当部局からは、施設を統合して場所が変わると従来の利用者から理解を得るのが難しいため、可能な限りは修繕しながら使用し続けたいことや、統廃合の検討状況の進捗を数値で表すことはできないとの説明があった。老朽化した施設を使用する方にリスクはないのか尋ねたが、大規模な修繕は難しいため、できる限り支障が出ないように修繕しながら使用したいとのことであった。また、公民館へのアクセス方法を尋ねると、近隣の方以外のアクセスは自動車が多いとのことであった。

なお、公民館全体の使用状況について、半数以上は生涯学習活動団体であるが、この559団体の使用は全て使用料が5割減額されているとの説明があった。

【評価に当たっての考え方】



受益者負担の原則から乖離して収支不足が大きくなっており、全市民の負担といえる一般財源の割合が大きい。現在の利用者への配慮だけでなく、老朽化施設や耐震性が低い施設への対応を含め、それぞれの施設の在り方を整理し、将来に向けた取組を着実に進めることも担当部局の重要な仕事であろう。建設当初は徒歩の利用者が多かったのだろうが、現在は自動車の利用者も多くなっていると思われ、他の貸室機能を持つ施設による代替は可能と考えられる。

また、受益者負担の意味では、生涯学習活動団体に対する減免制度の見直しを検討すべきである。併せて、同じ団体が通年で使うことが多いならば、使用料のほかに年会費や1年分の登録料の負担を求めるなど様々な手法により収支改善に努めてもらいたい。財源の確保にも取り組むことで、施設改修や他の手法で生涯学習を推進することができれば、将来的には利用者の利益にもつながるのではないだろうか。

【当委員会の評価】

方向性	見直し
<p>各施設の将来像の達成に向けた取組が十分ではないことから、実施手法を見直す必要がある。</p> <p>[見直しの内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化施設や耐震性が低い施設への対応、自動車の普及などの背景を含め、現在の施設数の維持を前提とせずに、それぞれの施設の在り方を整理した上でその実現に向けた取組を進めること。 ・生涯学習活動団体に対する減免制度の見直しを進めるほか、各団体からの年会費徴収を検討するなど収支面の改善を図ること。 	



おわりに

この答申書をまとめるに当たり、旭川市の厳しい財政状況や老朽化する公共施設の状況を前提として、8の事業と28の施設を具体的にどのようにしていくべきか、様々な視点から忌憚のない意見を交わしてきました。

いずれの事業や施設についても、内容を見直すことで対象者や利用者が受けられるサービスに何らかの影響があります。しかし、そうであるからといって、「何をして」、「何をしないか」及び「何が必要」で「何が不要」かを見直さなければ、同じ事業費がかかり続けます。それは見方を変えれば、その事業費を他の事業や施設に振り向けることでもっと高い効果を目指すことや、経費を抑えることで将来の市民が使える財源を残すことよりも、現存の個別事業の維持を優先しているともいえます。現状の継続よりも市民全体が受けるサービスの充実を追求し、これからの市民負担の世代間公平を考えなければなりません。

今後、人口減少による歳入の減少や公共建築物の老朽化による改修や更新、維持管理費などの増加が予想されます。状況が変わる中で現状維持が困難なことは明らかであり、どのように乗り越えるべきか考えなければなりません。次代の「旭川」の姿は運命的に与えられるものではなく、私たち市民が中心になって戦略的に作っていくことができるものです。限られた予算をどう使うのが全市民にとって最良か十分に分析し、少しでも早く決断し、速やかに実行に移すことを期待します。次代のために今必要な決断をすることは、今の私たちの世代の責任で行わなければなりません。

答申書をまとめる中で出た、全体に対する意見は総論で述べたとおりです。翌年度予算の編成では、評価対象の事業や施設だけでなく、全ての事業や施設においても、このような考えに基づき取り組むことを期待します。また、その後の年度の予算編成や、事業執行、施設運営の段階においても、同様に見直しに取り組む継続することを願います。



資料1 旭川市行財政改革推進委員会委員名簿

※（ ）内は推薦団体名等又は公募委員の別

佐々木 潔	(旭川市立大学 教授)
杉山 敦子	(公募委員)
曾根 大輝	(学生自主組織はしっくす)
長谷川 芳史	(北海道税理士会旭川支部 税理士)
長谷川 愛実	(公募委員)
靱岡 宏成	(北海道教育大学旭川校 教授)



資料 2 行政評価実施要綱

行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の行財政改革を着実に推進し、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業又は行財政改革の状況を自ら評価する取組（以下「行政評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価組織)

第2条 行政評価の実施に当たり、行政評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 前項に掲げる検討会議は、副市長、総合政策部長、行財政改革推進部長、政策調整課長、財政課長及び行政改革課長で構成する。

(議長)

第3条 検討会議に議長を置き、行財政改革推進部を担任する副市長をもって充てる。

2 議長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(検討会議)

第4条 検討会議は、議長が招集し、議長が議事を進行する。

2 検討会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(評価対象)

第5条 評価対象は、別に定める。

(委員会への諮問)

第6条 市長は、行政評価の実施に関し、旭川市行財政改革推進委員会に諮問するものとする。

(評価方法)

第7条 事務事業の所管部局は、別に定める評価表により対象の事務事業を自己評価する。

2 検討会議は、所管部局の自己評価及び旭川市行財政改革推進委員会による外部評価を踏まえ、全庁的な視点から対象の事務事業を評価し、市長に結果を報告する。

(結果の公表と反映)

第8条 市長は、前条第2項により報告を受けた結果を市民に公表するとともに、翌年度以降の予算及び事業執行に反映するものとする。

(庶務)



第9条 行政評価の実施に関する庶務は、行財政改革推進部行政改革課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年 6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。



資料3 諮問書

旭行革第63号
令和5年6月8日

旭川市行財政改革推進委員会 様

旭川市長 今津寛介

令和5年度行政評価の実施について（諮問）

将来への責任ある財政運営に向けた行財政改革を着実に推進し、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、事務事業を評価するに当たり、貴委員会の意見を求めます。



答申書

令和 5 年度行政評価の実施について

令和 5 年（2023 年）7 月
旭川市行財政改革推進委員会